2009

ディスクロージャー誌

かんぽ生命の現状

2008年（平成20年）4月1日～2009年（平成21年）3月31日

かんぽ生命

お客さまとともに未来をみつめて「最も身近で、

ブランドマーク

JP INSURANCE かんぽ生命

これまで日本郵政公社が培ってきた安心感をベースとして、
より先進的な生命保険会社へと生まれ変わるため、
洗練された鮮やかな青の「かんぽブルー」としました。

最も信頼される保険会社」を目指します。

かんぽフロントラインフォーラム

当社では、第一線で活躍する支店・サービスセンターの社員や本社の役員が一堂に会し、直接対話を行う場としてフロントラインフォーラムを開催しています。

フロントラインフォーラムでは、会社に対する想いや夢について活発な意見交換を行い、社内コミュニケーションの改善と明るく元気な職場づくりの進展を図っています。

株式会社かんぽ生命保険は、日本

あたらしいふつうをつくる。

日本のすみずみまで幸せにするために、私たちがやるべきこと。
人のぬくもりが伝わるサービスから得られる“安心感”と“信頼感”。
全国一人ひとりのお客さまに向き合い、その時代のニーズに合わせた、
「あたらしいふつう」をつくり続けてまいります。

お客さまにとって身近な存在であり続けるために変革への取組を行い、
お客さまとともに成長する企業グループを目指します。

私たち日本郵政グループは、時代とともに常に変化するお客さまのニーズに正面から向き合い、
新たな「ユニバーサル」サービスを創造していく企業グループとなることを目指しています。
「郵便」「銀行」「保険」という3つの事業を、郵便局という窓口ネットワークでつなぎ、
日本全国どこでも誰でもが活用できるサービスを提供する、これまで以上に安心・信頼できる、
常にお客さまにとって身近な存在であり続けたいと考えています。

郵政グループの保険会社です。

日本郵政グループイメージキャラクター

ポスティーズ
Posties

©JAPAN POST/OLC

ベルリック
Belrick

ポポック
Popock

キミック
Kimick

“ポポック”“キミック”“ベルリック”は、それぞれの個性で郵便局や日本郵政グループのブランドを象徴的に表しており、“ポポック”は「大切な手紙を届ける郵便屋さん」、“キミック”は「お花や植物を大切に育てるお花屋さん」、そして“ベルリック”は「いつもみんなの健康を願う元気な体操の選手」という設定のキャラクターです。

はじめに

平素から、私ども株式会社かんぽ生命保険をご愛顧、お引き立ていただき、誠にありがとうございます。

ここに、平成20年度決算に基づきますディスクロージャー誌を発行し、当社の業績や取組みについて、ご紹介させていただきます。

本誌を通じて、当社に対するご理解を一層深めていただきますとともに、引き続き当社をご支援いただきますようお願い申し上げます。

平成21年7月

取締役兼代表執行役会長　進藤 丈介　　取締役兼代表執行役社長　山下　泉

株式会社かんぽ生命保険　本社（東京都千代田区）

会 社 概 要　（平成21年3月31日現在）

●名　　称	株式会社かんぽ生命保険 JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd.
●事業開始日	平成19年10月1日
●本社所在地	〒100-8798　東京都千代田区霞が関一丁目3番2号 TEL 03-3504-4411（日本郵政グループ代表番号）
●取締役兼代表執行役会長	進藤　丈介
●取締役兼代表執行役社長	山下　泉
●従 業 員 数	5,770名
●主な事業所	直営店80（統括支店13、支店67） サービスセンター 5 コールセンター 1
●資　本　金	5,000億円
●株　　主	日本郵政株式会社 100%

INDEX

トップインタビュー 6

かんぽ生命について

1 経営理念 …… 10
2 経営の基本方針 …… 11
3 経営課題への取組み …… 11
4 ビジネス展開 …… 14
5 トピックス①(商品・サービス) …… 16
6 トピックス②(社会貢献活動) …… 18

事業の概況・業績

1 平成20年度決算の総括 …… 22
2 健全性の状況 …… 23
3 契約の状況 …… 26
4 損益の状況 …… 28
5 資産・負債の状況 …… 30
6 資産運用の概況(一般勘定) …… 32

保険会社の運営

1 内部管理態勢 …… 36
2 コンプライアンス(法令等の遵守)の徹底 …… 40
3 利益相反管理への対応 …… 42
4 個人情報の保護 …… 43
5 反社会的勢力への対応 …… 45
6 リスク管理体制 …… 46
7 「お客さまの声」を経営に活かす取組み …… 51
8 査定審査会 …… 53
9 災害時の特別な取扱い(非常取扱いの実施) …… 54
10 お客さまを支える情報システム …… 55
11 ディスクロージャーの充実 …… 56

商品・サービスの紹介

1 かんぽ生命の保険商品及び特徴 …… 58
2 ご契約のお申込みから成立まで …… 64
3 教育・研修制度 …… 66
4 契約期間中の情報提供 …… 68
5 保険金のお支払いについて …… 70
6 引受・支払体制の強化 …… 73
7 企業経営者の方へ …… 74
8 お客さま相談窓口 …… 76
9 生命保険契約者保護機構 …… 77

会社情報 79

業績データ 87

用語解説 150

生命保険協会統一開示項目索引 152

五十音順索引 154

※ 本誌は保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

※ 当社は、平成19年10月1日に開業していますので、平成19年度は、平成19年10月1日から平成20年3月31日までの半年間の業績を掲載しています。

お客さまからの信頼向上と更なる業績向上を

株式会社かんぽ生命保険
取締役兼代表執行役会長　進藤 丈介

平成20年度の業績についての所感をお聞かせください。

平成20年度を振り返りますと、営業面では、新契約実績が平成19年度比増加に転じ、7年ぶりに「営業の反転」を実現することができました。これは、①郵便局株式会社との連携による営業推進態勢が一層強化されたこと、②新入院特約「その日から」の発売等の商品サービス面での拡充が進められたことなどによるものです。

資産運用面では、円金利資産への運用を基本とし、株式等のリスク性資産への運用割合を計画的に縮小してきたことから、世界的な金融･経済危機のなかにおいても運用パフォーマンスの悪化を限定的なものにとどめることができました。

この結果、経常利益は2,142億円、当期純利益は383億円となり、前年度（経常利益119億円、当期純利益76億円）に比べ大幅な増益となりました。また、ソルベンシー･マージン比率は1,429%、実質純資産は6兆2千億円となるなど、強固な財務基盤を確保し、引き続き高い経営の健全性を維持しております。

以上のように、当社の実質初年度に当たります平成20年度は、厳しい経営環境にあったことを考慮にいれますと、概ね所期の成果をあげることができたと考えております。これもひとえにみなさまのご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

Profile

昭和19年11月	東京生まれ
昭和43年 3月	東京大学法学部卒業
昭和43年 4月	東京海上火災保険株式会社入社
平成14年 6月	同社　専務取締役東京企業第一本部長
平成16年 6月	東京海上コンピュータサービス株式会社 取締役社長
平成16年10月	東京海上日動システムズ株式会社 取締役社長
平成18年 9月	日本郵政株式会社 取締役
平成18年 9月	株式会社かんぽ 取締役兼代表執行役会長
平成19年10月	株式会社かんぽ生命保険 取締役兼代表執行役会長（現職）

目指します。

平成21年度の経営上の最重要課題は何ですか。

当社の最重要の経営課題としては、「保険金等の支払点検及び未請求事案の取組み」があります。現在、日本郵政公社期間（平成15年4月～平成19年9月）にお支払いした保険金等について、その内容が適切であったかの点検を実施するとともに、保険金等が未請求となっている事案について、再度請求案内を行っています。本件につきましては、お客さま及び関係のみなさまに大変ご心配をおかけしておりますことを深くおわび申し上げます。

保険金等の正確かつ迅速なお支払いは、生命保険会社の最も基本的かつ重要な機能であり責務です。この「支払点検」等の結果を踏まえ、お客さまへの迅速かつ適切なご案内と確実なお支払いなどを実施すべく、日本郵政グループを挙げて全力で取り組んでまいります。

このほか、平成21年度においては、引き続き外部環境が厳しいなかで、①反転した新契約実績の更なる向上、②事務･システム改革の推進を通じた正確･迅速な引受･支払態勢の構築、③郵便局株式会社との一層の連携体制の整備や課題解決へのPDCAサイクルの確立による内部統制の強化などに取り組み、お客さまからの信頼向上と更なる業績向上の実現に向けた「チャレンジの年」にしたいと考えています。

株式会社かんぽ生命保険
取締役兼代表執行役社長　山下　泉

Profile

昭和23年　2月	東京生まれ
昭和46年　6月	東京大学経済学部卒業
昭和46年　7月	日本銀行入行
平成10年　4月	同行　金融市場局長
平成15年　4月	日本郵政公社　常務理事
平成17年　4月	同社　総裁代理執行役員
平成18年　9月	株式会社かんぽ 取締役兼代表執行役社長
平成19年10月	株式会社かんぽ生命保険 取締役兼代表執行役社長（現職）
平成21年 1月	日本郵政株式会社 執行役副社長（現職）

新契約実績の向上に向けて、どのように取り組んでいくのですか。

平成20年度は7年ぶりに「営業の反転」を実現しましたが、今年度は新契約実績を更に向上させ、株式上場に向けて、当社が安定的に成長・発展を持続できる基盤整備を進めたいと考えています。

そうした狙いから、現在、昨年7月の新入院特約「その日から」に続く、新商品・サービスを準備中です。具体的には、加入後一定期間経過した場合の加入限度額の引上げや、日本生命保険相互会社と協力して開発を進めている「がん保険」の発売など、お客さまニーズにお応えできる新たな商品・サービスの実現に向けて取り組んでまいります。

併せて、当社のメインチャネルである郵便局株式会社とより密接な連携強化を図るとともに、当社直営店の法人営業についても人員の増強などの営業態勢整備を進めることなどによって、新契約実績の向上に向けて取り組んでまいります。

その他の重点課題にどのように取り組んでいくのですか。

当社の当面の最重要経営課題の1つとしては、事務・システム基盤の整備があります。募集・引受・保全・支払等すべてのサービスの基本となる事務・システム改革に計画的に取り組み、正確・迅速な事務処理態勢の構築とお客さまサービスの向上に引き続き努めます。特に、引受・支払管理態勢の構築については、支払点検等を通じて得られたノウハウをフルに活用して、支払漏れや請求案内漏れのない事務フローを確立してまいります。

その他の重点課題としては、お客さまから揺るぎない信頼を確保するため、郵便局株式会社と連携しつつコンプライアンスと事務品質向上に向けて、更に強固なPDCAサイクルを確立することを通じ、内部統制の強化に取り組みます。特に、コンプライアンスの面では、これまでも態勢強化に取り組んできましたが、コンプライアンスプログラムの推進等によって更なる改善を図ってまいります。

また、CSRについては、経営理念に掲げる「健康づくりへの積極的な貢献」の一環として、これまでに引き続きラジオ体操の普及・促進に努めてまいります。日本放送協会（NHK）及び全国ラジオ体操連盟と協力して、「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操」等の各種行事を開催し、ラジオ体操を通じて、豊かで充実した生活に欠かせない、みなさまの健康づくりを応援してまいります。

お客さまへのメッセージをお願いします。

当社は、大正5年に創設された簡易生命保険の「簡易な手続きで、国民の基礎的生活手段を保障する。」という社会的使命を受け継ぎつつ、「お客さまとともに未来を見つめて『最も身近で、最も信頼される保険会社』を目指します。」という経営理念のもと、コンプライアンスの推進を図り、常にお客さまの立場に立って、分かりやすく利用しやすい商品・サービスの提供に努めてまいります。日本郵政グループの一員として、個人のお客さまには全国に広がる郵便局ネットワークを通じ、また法人のお客さまにはかんぽ生命の直営店などを通じて、確かな保障をお届けしてまいりたいと考えております。

生命保険業界は、少子高齢化など大きな社会経済構造の変化のなかで、変革を迫られております。当社は、こうした事業環境の変化に対応し、民営化以前から培ってきた伝統と新しい日本郵政グループの総合力をフルに活かして、お客さまに新しい価値、「あたらしいふつう」をお届けできるよう、高い志をもって挑戦し続けます。

今後とも、ご支援・ご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

かんぽ生命について

1 経営理念 10

2 経営の基本方針 11

3 経営課題への取組み 11

4 ビジネス展開 14

5 トピックス①（商品・サービス） 16

6 トピックス②（社会貢献活動） 18

経営理念

株式会社かんぽ生命保険の経営理念

お客さまとともに未来を見つめて

「最も身近で、最も信頼される保険会社」を目指します。

1. お客さまへの約束

① お客さまとのふれあいを大切にします。
② 分かりやすく利用しやすい商品とサービスを提供します。
③ お客さまから安心いただけるよう、正確な情報の提供を行います。

2. 株主への約束

① 株主の附託に応え、継続的な企業価値の向上を目指します。
② 適切なリスク管理により、健全な経営を実現します。
③ 株主、投資家の皆さまと密接なコミュニケーションを図ります。

3. 社会への約束

① コンプライアンスを最重要視した業務運営を行います。
② 健康づくりに積極的に貢献します。
③ 人と環境にやさしい事業運営に努めます。

4. 事業パートナーへの約束

① 緊密な連携ときめ細かな支援により、共に成長する関係を築きます。
② 事業パートナーと一体となって商品とサービスの提供、品質改善を推進します。
③ 日本郵政グループの一員としてブランド価値の向上を目指します。

5. 社員への約束

① 明るく働き甲斐のある職場環境を作ります。
② 社員ひとりひとりを尊重し、等しくチャンスを提供します。
③ 社員の能力向上を積極的に支援します。

2. 経営の基本方針

当社は、平成19年10月の営業開始以来、「『最も身近で、最も信頼される保険会社』を目指します。」の経営理念のもと、郵便局株式会社との一体的な事業運営により日本郵政グループの総合力を活かしながら、民間企業としての足腰固めと経営基盤の整備に取り組んでいるところです。

今後は、株式上場を通じて、持続的な企業価値の向上を実現するために、すべてのサービスで最高の信頼を得るべく、取り組んでまいります。

3. 経営課題への取組み

お客さまサービスの向上と内部管理態勢の強化を通じて、株式上場を目指し、更なる企業価値の向上を図るため、当社では、以下の3つの柱を中心に取り組んでまいります。

1 新営業モデルの推進

お客さまニーズの変化に対応した商品・サービスの改善を行うとともに、当社のメインチャネルである郵便局株式会社への営業支援、直営店における営業態勢の強化により、チャネル特性を活かした最適な営業モデルを構築します。

2 事務・システム改革

お客さまからの信頼を得て持続的に成長・発展していくため、募集・引受・保全・支払等すべてのサービスの基盤となる事務・システムの改革に取り組み、正確・迅速な事務処理態勢を構築します。

3 財務基盤の健全性維持

適切な収益・リスク管理に基づき、収益性の向上、健全性の向上を図るため、運用対象の多様化等による資産運用態勢の強化、コストマネジメントの強化等による効率的な経費使用の強化に取り組みます。

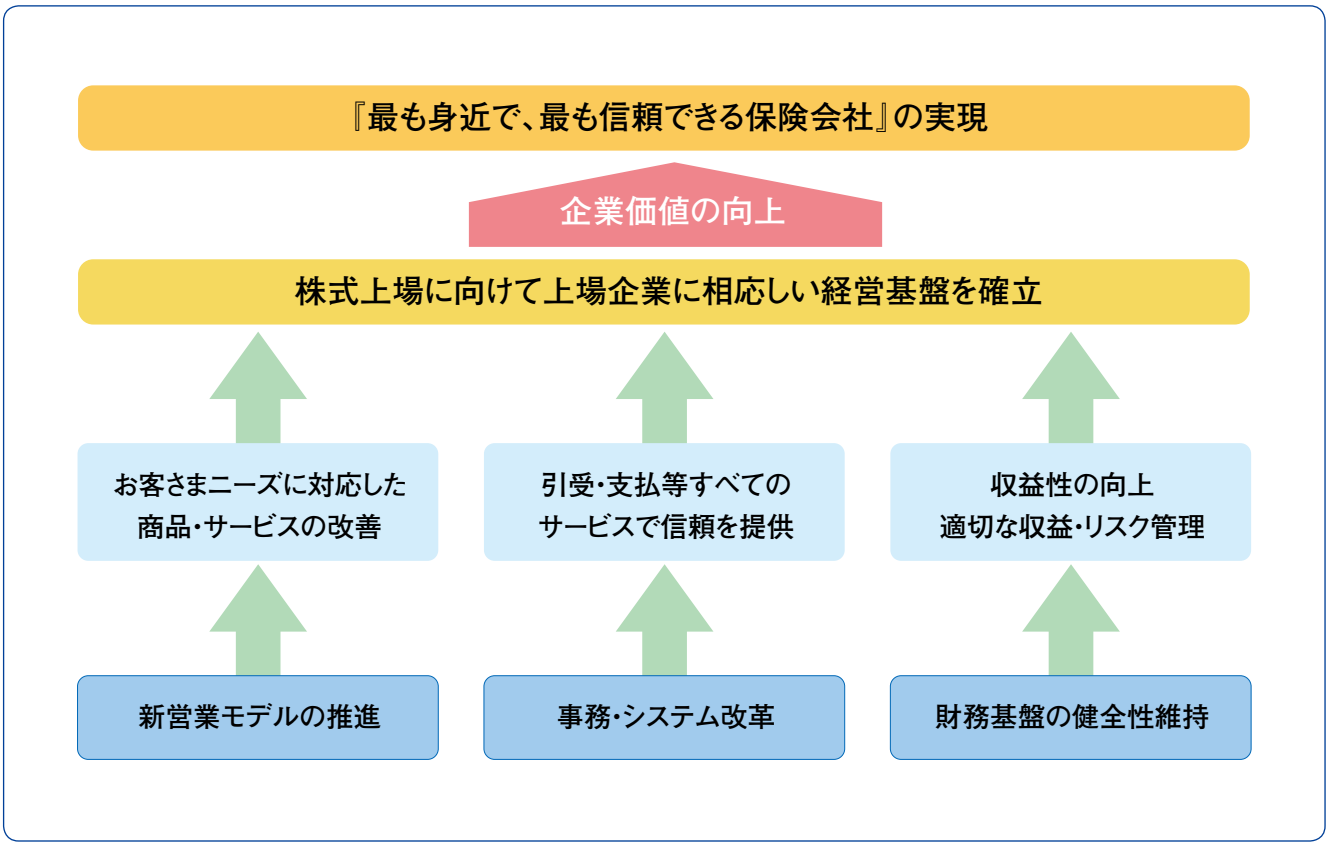

保険金等の支払点検及び未請求事案の取組状況

当社は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から簡易生命保険管理業務の業務委託を受けているところですが、日本郵政公社期間（平成15年4月～19年9月）中にお支払いした保険金等について、その内容が適切であったかについて点検を行っています。

また、保険金等が未請求となっている事案についても、再度請求勧奨等を行う取組みを行っています。

これらの取組みは、平成19年5月に当時の日本郵政公社から対外公表した後、計画的に鋭意実施しておりますが、平成21年7月末現在、なお途中段階にあります。

お客さまをはじめ、関係の皆さまにご心配をおかけしておりますことを深くおわび申し上げます。

保険金等のお支払いは、簡易生命保険管理業務における最も基本的かつ重要な機能であることに鑑み、お客さまへのご案内が必要な事案が認められた場合には、簡易生命保険の社会的使命を果たすべく、お客さまへの迅速かつ適切なご案内と確実なお支払い等の実施に取り組んでまいります。

本取組みの結果、保険金等のお支払いに関して改善すべき事項につきましては、事業運営上の最重要課題と受け止め、その問題解決に全力で取り組んでまいります。

支払点検の作業風景

今後のスケジュール

1）保険金等の支払点検

保険金等の支払点検につきましては、今後、一連の点検作業の結果、準備の整ったものから順次お客さまへのご案内を開始することとしております。お客さまへのご案内状につきましては、平成21年7月6日から順次送付を開始しております。平成22年2月末までにはすべてのお客さまに対して送付を完了することを目標としており、それに向けて十分な態勢を整備し、一連の点検作業を推進してまいります。また、ご案内しましたお客さまへの保険金等のお支払いについては、迅速に進めてまいります。

2）保険金等の未請求事案

お客さまあてご案内状の開封率の向上とお支払いの促進を図るため、封筒のデザインを分かりやすいものに変更するなどの見直しを実施しており、平成21年7月21日以降、すでに抽出済みでお客さまへのご案内状を送付していないものから、順次ご案内状の送付を開始しております。

また、抽出するためのプログラムを開発して平成21年7月下旬以降抽出するものについても、順次ご案内状を送付することとしています。

なお、対象となるすべてのお客さまに対し、遅くとも平成22年2月末までにご案内状の送付を完了することを目標としています。

転居等によりご住所に変更はありませんか？
満期等を迎えている保険契約はありませんか？

▶簡易生命保険にご加入のお客さまへのお願い◀

支払点検の実施により追加でお支払いさせていただくお客さまや、保険金等が未請求となっているお客さまには、ご案内状を差し上げることとなりますが、住所等が不明の場合は、ご案内状を差し上げることができなくなり、住所の調査が必要となるため、お支払いまでに相当の時間を要してしまうことがあります。

そのため、誠にお手数ではございますが、簡易生命保険の保険証書をお持ちのお客さまにおかれましては、お届け済みのご住所について今一度ご確認いただき、転居等されている場合には、郵便局までお届けいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

また、ご加入されております保険契約について、満期等を迎えている契約がないか、保険料のお払込みがなく失効となってしまった契約がないかなどを今一度ご確認くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。なお、この場合、ご案内状の到着を待たずとも、保険金等をご請求いただくことが可能です。

●お客さまお問い合わせ専用窓口

電話　0120-606803（通話料無料）

受付時間: 平日　9:00～21:00
土・日・休日　9:00～17:00（1月1日～3日を除きます。）

4. ビジネス展開

1　事業運営の枠組み

当社は、全国津々浦々に設置されている郵便局を商品ご提供や各種手続きサービスの拠点として、お客さまに喜んでいただけるサービスを提供してまいります。

(1) 当社商品・サービスのご提供の拠点

当社は、代理店チャネル（事業パートナーである郵便局株式会社（郵便局）、簡易郵便局）及び直営店チャネルを販売チャネルとして事業展開を図っています。

1) 代理店チャネル

郵便局株式会社は、全国津々浦々に設置されていた郵便局を拠点として保険募集を行っています。郵便局においては、住域・個人マーケットを中心にシンプルで分かりやすい商品（小口・簡易）・サービスを全国のネットワークを活かしてご提供します。

当社においては、直営店80カ所に代理店支援のための組織（パートナー営業部）を設置し、営業推進のための支援、教育研修及び事務支援を行っています。また、当社の特長を活かしつつお客さまニーズに対応した商品開発、マーケット開拓、営業プロセスの高度化を郵便局株式会社とともに一体となって推進してまいります。

なお、平成21年3月末現在の生命保険募集を行う郵便局は、20,202局です。

簡易郵便局（郵便窓口業務等受託者）においては、郵便局チャネルと同様にシンプルで分かりやすい商品・サービスをご提供します。

なお、平成21年3月末現在の生命保険募集委託契約を締結している簡易郵便局は、746局です。

※このほか、郵便局に対してお客さまを紹介する業務を行う簡易郵便局があります。

2) 直営店チャネル

直営店の法人営業部は、全国の主要都市80カ所に設置しており、中小企業を中心とする法人・職域マーケットを主力に自社商品やサービスをご提供するとともに、他の生命保険会社の法人向け商品も取り扱っています。

(2) 各種手続きの拠点

当社とのご契約（かんぽ生命保険契約）について、保険料の収納や保険金のお支払いなど各種手続きについては全国津々浦々に設置されている郵便局においてサービスを提供しています。

また、当社は、民営・分社化に伴い、日本郵政公社から簡易生命保険契約を承継した「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下本誌において「管理機構」といいます。）」から、簡易生命保険契約の管理業務を受託しています。管理機構から受託した業務のうち、保険料の収納や保険金のお支払いなど受託業務の一部を郵便局株式会社へ再委託を行うことにより、民営・分社化前と変わりなく郵便局でサービスを提供しています。

2　新たな業務の展開

(1) 新規業務への取組み

1) 法人向け商品の受託販売及び入院特約の見直しを内容とする新規業務

郵政民営化法第138条第1項及び第3項の規定に基づき、金融庁長官及び総務大臣に対し、平成19年11月26日に認可申請を行い、平成20年4月18日に認可されました。

これらの業務を実施することにより、お客さまの利便性向上や当社の経営の安定のために大きく資するものと考えています（P16、59、74参照）。

2）運用対象の自由化（含むデリバティブ取引）

郵政民営化法第138条第2項の規定に基づき、金融庁長官及び総務大臣に対し、平成19年10月4日に認可申請を行い、シンジケートローン（参加型）、信託受益権の取得などの業務が同年12月19日に認可されました。

運用態勢の整備が完了したシンジケートローン（参加型）等については、市場の状況などを勘案しながら、順次運用を開始しており、運用手段の多様化を通じたリスクの分散・収益性の向上等を図っております。

3）加入後一定期間経過した場合の限度額規制に関する政令改正要望

政府に対し、加入後一定期間経過した場合の限度額について、1000万円まで加入限度額に算入しないよう、平成20年4月1日に政令改正要望を行いました。

現在、加入後一定期間（4年）を経過し保険引受けリスク上問題がないと判断される被保険者について、300万円まで加入限度額に算入しないこととされていますが、この金額では、お客さまの追加加入ニーズに十分お応えすることが困難なものとなっています。

また、当社が上場を目指すなかで、市場に評価されるためには、商品の魅力向上が不可欠です。そうしたなかで、既存の加入限度額について一定の見直しを行うことは、商品の魅力を向上させることにつながるものと考えております。

4）第三分野商品（がん保険）の限度額規制に関する政令改正要望

第三分野商品（がん保険）に関しては、既存の保険金額等の限度額とは別枠とし、入院日額を基準として限度額管理が行えるよう、平成21年3月19日に政府に対し政令改正要望を行いました。

具体的な商品内容については、お客さまニーズへの対応、マーケット状況などの観点から、入院保険金の支払日数、手術保険金の支払回数等に制限のないがん保険を予定しておりますが、現行の限度額規制のもとでは、このような支払日数等に制限のない商品は認められておりません。

貯蓄性商品の伸び悩みや保有契約件数の減少が見込まれるなか、お客さまの利便性を向上させると同時に、当社の企業価値を向上させるためには、お客さまの生存保障ニーズに適切に対応した第三分野商品の販売開始が不可欠であると考えており、早期の政令改正を希望しております。

(2)日本生命保険相互会社との一部業務の提携

当社と日本生命は、「郵政民営化の趣旨を踏まえ、両社が適切な競争関係を保ちながら、相互に協力して多様で良質なサービスを提供し、お客さまの利便性を高めるとともに、企業価値を向上させることにより、生命保険市場の発展に寄与していくことが必要である」との認識に至り、一部業務の提携を行うことに合意いたしました（平成20年2月22日）。

現在、両社は協力して、お客さまの生存保障ニーズに適切にお応えするため、「がん」という特定疾病に特化した第三分野商品を開発中です。また、入院保険金総額等を無制限とするがん保険の商品特性上、政令に定められた限度額規制の改正が必要であることから、政府に対し、平成21年3月19日に限度額に係る政令改正要望を行いました。

■業務提携の内容

1　商品開発
　かんぽ生命と日本生命は、お客さまの利便性向上や生命保険市場の発展の観点から、適切な競争関係を保ちつつ、相互に協力して、今後、かんぽ生命のメインチャネルである郵便局を通じて提供する商品・サービスを検討し、両社が合意した保険商品に関し、日本生命は、かんぽ生命が行う商品開発に必要なデータ・ノウハウを提供します。

2　事務・システムの構築
　かんぽ生命がお客さま保護に資する引受・支払管理態勢を実現するための事務・システムを構築するに当たって、日本生命は、必要なデータ・ノウハウを提供し、これをサポートします。

3　リスク管理上の方策等
　1及び2を通じて開発した商品に関して、リスク管理上の方策や、販売量拡大のためのマーケティング方策についても、両社で検討してまいります。

以上の合意を実現するために、必要な人材交流を両社で協議・検討してまいります。

平成20年

4月　保険料口座払込みの対象金融機関の拡大

平成20年4月から、お客さまサービスの向上とキャッシュレス化の推進を図るため、保険料の口座払込みの利用対象となる金融機関を拡大しました。

これにより、これまでご利用の金融機関で保険料の口座払込みをしていただけなかったお客さまにつきましても口座払込みが可能となり、従来に比べてお客さまの利便性が向上いたしました。

■保険料口座払込み対象金融機関

ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行及び横浜銀行

▼

平成20年4月より：**全国のほぼすべての金融機関**

（一部取扱いのできない金融機関があります）

6月　法人向け商品の受託販売開始

平成20年6月に、他の生命保険会社（※）から委託を受けて、主として経営者の死亡退職金、弔慰金及び事業承継資金の確保を目的とした定期保険及び当該保険に付加する特約の受託販売をすべての直営店で開始しました。

〔※商品供給会社（8社・50音順）〕
- アイエヌジー生命保険株式会社
- アクサ生命保険株式会社
- アリコジャパン
  （アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー）
- 住友生命保険相互会社
- 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- 日本生命保険相互会社
- 三井住友海上きらめき生命保険株式会社
- 明治安田生命保険相互会社

（商品供給会社によって受託販売を行う商品数や販売開始時期が異なります。）

7月　「かんぽ生命 入院特約 その日から」の販売開始

平成20年7月に、民営化後の第1弾新商品として、「かんぽ生命 入院特約 その日から」の販売を開始しました。

この入院特約は、日帰り入院（0泊1日の入院）から保障するとともに、手術保険金の支払対象を公的医療保険制度に連動させ大幅に拡大するなど、基本的な保障をシンプルで分かりやすくご提供する商品です。

7月　指定代理請求制度の取扱い開始

平成20年7月に、重い病気を患ったため意思表示ができなくなり被保険者ご本人が受取人である保険金等のご請求ができないような場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人からご請求いただける「指定代理請求制度」の取扱いを開始しました。

■「指定代理請求特則」の仕組み

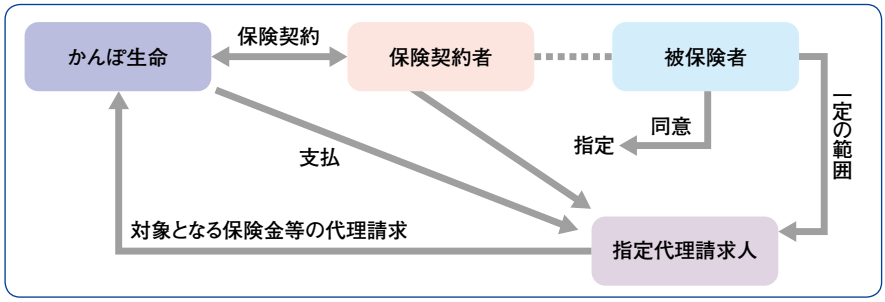

10月　診断書取得費用相当額の当社負担

平成20年10月から、所定のお客さまを対象に、診断書取得費用相当額として一律5,000円をお支払いする取扱いを開始するとともに、平成21年4月から対象範囲を拡大しています。

対象は、平成21年4月1日以降の保険金等のご請求の際に診断書等をご提出いただいたにもかかわらず、支払審査の結果、お支払要件に該当せず、お支払いの対象とならなかった当社所定の要件を満たすお客さまです。

本取扱いを通じて、お客さまの負担を軽減し、お客さまが保険金等をよりご請求しやすい環境整備を図り、お客さまサービスのさらなる向上に努めております。

平成21年

4月　クレジットカード・キャッシュカードを使った取扱いの開始

平成21年4月から、お客さまサービスの向上とキャッシュレス化の推進を図るため、当社の全支店及び一部の郵便局でモバイル決済端末機を導入し、次の取扱いを開始しました。

○クレジットカード・キャッシュカード（デビットカード）による第1回保険料等の払込み

○キャッシュカードによる第2回以降の保険料の振替口座設定

6. トピックス②（社会貢献活動）

当社は、公共性の高い生命保険事業を営む企業として、「健康づくりに積極的に貢献します」「人と環境にやさしい事業運営に努めます」を経営理念に掲げ、社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。

今後も、お客さまとともに未来を見つめて、「最も身近で、最も信頼される保険会社」を目指して、社会貢献活動に継続的に取り組んでいきます。

健康づくりへの貢献 —— ラジオ体操普及への取組み

現在、ラジオ体操は「いつでも、どこでも、だれでも」できる気軽な体操として、老若男女問わず広く親しまれています。

当社は、皆さまの健康づくりに積極的に貢献するため、ラジオ体操に関係した行事をNHK及び全国ラジオ体操連盟と共同で行うことなどを通じて、ラジオ体操の一層の普及に取り組んでいます。

■1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭 を開催

平成20年7月27日午前6時から東京国際展示場（東京ビッグサイト）で、「ラジオ体操80周年記念　第47回1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭」を開催しました。

当日は、早朝からの開催にも関わらず、全国のラジオ体操のファンの皆さまや、地元東京都江東区の小学生やその保護者の皆さまなど約6,000人の方々にご参加をいただきました。

「ラジオ体操80周年記念 1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭」の開催模様
（平成20年7月27日 東京国際展示場（東京ビッグサイト））

ラジオ体操のあゆみ

ラジオ体操は、昭和3年、当時の逓信省簡易保険局が、国民の健康の保持・増進を図るために、昭和天皇の御即位の大礼を記念して制定したものです。

ラジオ体操の制定以降、逓信省やその流れをくむ郵政省・日本郵政公社は、NHK及び全国ラジオ体操連盟（昭和37年設立）と共同でその普及にあたってきました。

昭和3年	国民保健体操（旧ラジオ体操）の制定。
昭和26年5月	現行のラジオ体操第一の放送開始。
昭和27年頃	ラジオ体操出席カードの配布開始。
昭和28年7月	夏期巡回ラジオ体操会の開始。
昭和37年10月	1000万人ラジオ体操祭の開始。
平成11年9月	みんなの体操を制定。

初期のラジオ体操ポスター（昭和4年）

北海道留萌市ラジオ体操の様子（昭和33年）

ラジオ体操制定75周年　第42回1000万人
ラジオ体操・みんなの体操祭中央大会（平成15年）

ラジオ体操関係の主な行事

■夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会

毎年7月20日から8月31日までの43日間、全国43会場において体操会を開催（1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭を含む。）しています。

夏休み期間中にラジオ体操をする風景は、日本の夏の風物詩として浸透しており、各会場とも極めて盛況です。

この体操会の模様はNHKラジオ第1放送で全国に放送されています。

夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会（静岡県焼津市）

■1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭

ラジオ体操最大のイベントとして、1,000万人にも及ぶ人々に一斉にラジオ体操及びみんなの体操を行ってもらうという趣旨で、毎年1会場で実施しています。

この体操祭の模様はラジオだけでなく、NHK総合テレビ及び衛星第2放送で全国に放送されています。

平成21年度は、8月2日（日）に横浜市の「赤レンガパーク（赤レンガ倉庫広場）」で午前6時から開催予定です（荒天時は横浜市の「パシフィコ横浜」での開催となります。）。

■特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会

毎年4月から10月末（「夏期巡回」の期間を除く）の日曜日や祝日を中心に、全国10会場程度で体操会を開催しています。

この体操会も夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会と同様に、NHKラジオ第1放送で全国に放送されています。

※平成21年度の夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会等の日程や会場の詳細は、かんぽ生命ホームページ（http://www.jp-life.japanpost.jp）に掲載しています。

特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会（神奈川県横浜市）

ラジオ体操80周年記念写真コンクールを開催

ラジオ体操制定80周年を記念し、「ラジオ体操80周年記念写真コンクール（主催：全国ラジオ体操連盟、共催：かんぽ生命、NHK）」を開催しました。

写真コンクールには全国から約950点の応募をいただき、入賞作品34点が選ばれています。

グランプリ入賞作品 ラジオ体操健康家族（池田 秀雄氏撮影）

健康づくりシンポジウム

健康づくりに関する情報を広く社会に向けて発信するため、平成21年2月19日（木）に東京、3月2日（月）に大阪で「健康づくりシンポジウム」を開催しました。

シンポジウムは、スポーツコメンテーターの森末慎二さんによる基調講演と、各界の著名人によるパネルディスカッションの二部構成で開催しました。また、パネルディスカッションには、当社会長の進藤、社長の山下もパネリストとして参加し、健康づくりに関する情報を発信しました。

大阪での開催の様子（3月2日 大阪府大阪市「ABCホール」）

「JPの森」づくり

日本郵政グループでは、平成20年度から「JPの森づくり運動」を展開しています。具体的には、全国の日本郵政グループのネットワークを基盤として、NPO法人や自治体などと協働し、森林育成から環境教育まで幅広い活動を通して持続可能な森林の育成に取り組んでいます。

この「JPの森づくり運動」の一環で、グループ社員による植樹・育林活動（広葉樹）を行う場として、NPO法人「どんぐりの会」のご協力のもと、千葉県君津市に「JPの森（久留里ドングリの森）」を設け、社員ボランティア等による活動を行っています。

「JPの森（久留里ドングリの森）」での活動の様子（千葉県君津市）

支店等での地域社会貢献の取組み

支店等において、社員の発意により、地域の清掃活動への参加や遺児支援のための活動などの地域社会貢献活動に取り組んでいます。

【活動例】

■一斉清掃活動への参加（高松支店）

高松支店の社員が、高松市の「中央通り一斉清掃活動」に参加し、近隣ビルの社員の皆さんと一緒に清掃活動を実施しました。

清掃活動の様子（高松支店）

■駅周辺の清掃活動（川崎支店）

川崎支店の社員が、地域ボランティアの方などと一緒に川崎駅周辺の清掃活動を実施しました。

■ボランティアウォークへの参加（広島支店）

広島支店の社員が、遺児支援のために歩く「あしながPウォーク10」に参加しました。

清掃活動の様子（川崎支店）

事業の概況･業績

1 平成20年度決算の総括 22

2 健全性の状況 23

3 契約の状況 26

4 損益の状況 28

5 資産･負債の状況 30

6 資産運用の概況（一般勘定） 32

1. 平成20年度決算の総括

保険業界においては、少子高齢化、世帯構成の変化等により死亡保障ニーズが縮小する一方、医療・介護保険や年金商品などの生存保障へのニーズが高まるなど、マーケット構造は大きく変化しております。また、販売チャネルにおいても、通信販売や銀行窓口販売など新しいチャネルが台頭しております。

当社は事業環境の変化を踏まえ、お客さまの多様なニーズにお応えする商品・サービスの提供に向けた取組みを行ってまいりました。

損益の状況

経常収益	15兆5,337億円
経常費用	15兆3,194億円
経常利益	2,142億円
＋ 特別損益	1,138億円
（うち価格変動準備金戻入額	1,124億円）
－ 契約者配当準備金繰入額	2,759億円
税引前当期純利益	522億円
当期純利益	383億円

28ページ

契約の状況

●平成20年度の新契約は、個人保険が191万7千件、金額5兆4,249億円、個人年金保険が18万3千件、金額6,288億円となりました。

●保有契約は、個人保険244万5千件、金額6兆8,708億円、個人年金保険24万3千件、金額8,241億円となっています。

26ページ

資産運用

●当期末の資産残高は106兆5,779億円で、その主な運用先は国債を中心とした有価証券が83兆3,268億円、貸付金が18兆3,418億円となっています。

●満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券を含めた有価証券全体では1兆7,235億円の含み益となっています。

32ページ

基礎利益

●当期の基礎利益は4,324億円となりました。

●逆ざやが3,500億円発生しておりますが、死亡率・入院率の低下等による利益である「危険差益」、事業の効率化による利益である「費差益」によりカバーされています。

23ページ

内部留保

●当期末の内部留保として、危険準備金2兆8,862億円及び価格変動準備金4,465億円を合わせた3兆3,328億円を積み立てております。

※逆ざや等を補填するための追加責任準備金を6兆8,504億円積み立てております。

25ページ

ソルベンシー・マージン比率

●平成20年度末におけるソルベンシー・マージン比率は1,429.7%と高い健全性を維持しています。

ソルベンシー・マージン総額（A）	45,395億円
リスクの合計額（B）	6,350億円
ソルベンシー・マージン比率	1,429.7%

$$\left(\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100\right)$$

24ページ

2. 健全性の状況

2-1　基礎利益

4,324億円

「基礎利益」とは、保険料収入や保険金等支払金・事業費等の支払いといった保険関係の損益と、資産運用関係の損益のうち、利息及び配当金等収入と支払利息等の費用といった予定利率で見込んだ運用収益に対応する収益からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表す指標です。

基礎利益は損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常利益から有価証券の売却損益等の「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して求めたものです。

基礎利益には、いわゆる「逆ざや」が織り込まれており、基礎利益が十分確保されていれば、保険本業で逆ざやを上回る利益を確保していることになります。

当社の平成20年度の基礎利益は4,324億円となりました。逆ざやが3,500億円となっておりますが、死亡率・入院率の低下などによる利益である「危険差益」、事業の効率化による利益である「費差益」によりカバーされ、三利源を合計した基礎利益はプラスとなっているものです。

平均予定利率は2.03%で、利子利回り1.66%との差は0.36%です。この差は予定利率の高い契約が満期等を迎えることにより縮小してきています。

（単位: 億円）

		平成19年度	平成20年度
基礎利益	A	2,672	4,324
キャピタル収益		307	666
キャピタル費用		5,260	4,747
キャピタル損益	B	▲ 4,952	▲ 4,081
キャピタル損益含み基礎利益	A+B	▲ 2,280	242
臨時収益		2,400	1,900
臨時費用		−	−
臨時損益	C	2,400	1,900
経常利益	A+B+C	119	2,142

（注）金銭の信託運用損のうちインカム・ゲインに相当する額（平成19年度:332億円、平成20年度:118億円）を、「その他キャピタル費用」に計上し「その他基礎収益」として基礎利益に含めております。

■基礎利益の内訳（三利源）

（単位：億円）

		平成19年度	平成20年度
基礎利益		2,672	4,324
	逆ざや	▲ 2,000	▲ 3,500
	危険差	1,700	3,500
	費差	2,900	4,300

（注）内訳は百億円単位未満を四捨五入しています。

■逆ざやの状況

かつてない超低金利が続くなどの経済環境の変化により、予定利率により見込んでいる運用収益が実際の運用収益でまかなえない額が一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。

上記「基礎利益」の説明のとおり、基礎利益が十分確保されていれば、逆ざやが他の利益で補われており、現在の「逆ざや」状態が続いたとしても、それだけで生命保険会社の経営に支障をきたすということはありません。

逆ざやについては、次の方法で算出しております。

（基礎利益上の運用収支等の利回り　−　（期中）平均予定利率）×　一般勘定（経過）責任準備金
[1.66%]　　[2.03%]　　[97兆7,965億円]

- 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる運用収支（一般勘定の資産運用損益）から契約者配当積立利息繰入額を控除したものの、一般勘定（経過）責任準備金に対する利回りのことです。
- （期中）平均予定利率とは、予定利息の一般勘定（経過）責任準備金に対する利回りのことです。
- 一般勘定（経過）責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、次の算式で算出しております。
  （期始責任準備金＋期末責任準備金−予定利息）×1/2
- 責任準備金及び予定利息は、実際積立額基準で算出しております。

2-2　ソルベンシー・マージン比率

1,429.7%

生命保険会社は将来の保険金等のお支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株の大暴落などの通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつです。

この比率が200%を下回った場合は、監督当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

当社の平成20年度末におけるソルベンシー・マージン比率は1,429.7%と高い健全性を維持しています。当社は、今後も引き続き十分な支払余力の確保に努めてまいります。

（単位: 億円）

項　　目		平成19年度末（平成20年3月31日）	平成20年度末（平成21年3月31日）
ソルベンシー・マージン総額	(A)	45,153	45,395
資本金等		10,279	10,566
価格変動準備金		5,590	4,465
危険準備金		30,762	28,862
一般貸倒引当金		0	0
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）		▲ 1,938	92
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）		25	3
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		154	806
負債性資本調達手段等		－	－
控除項目		－	－
その他		281	598
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$	(B)	8,089	6,350
保険リスク相当額	R_1	1,927	1,879
第三分野保険の保険リスク相当額	R_8	1,977	1,790
予定利率リスク相当額	R_2	828	719
資産運用リスク相当額	R_3	6,009	4,249
経営管理リスク相当額	R_4	214	172
最低保証リスク相当額	R_7	－	－
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$		1,116.3%	1,429.7%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は平成8年大蔵省告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています。）。

●(A)ソルベンシー・マージン総額［＝右記の合計額］

資本金等、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、その他有価証券の評価差額金×90%(※)、土地の含み損益×85%(※)、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等、控除項目、その他

(※)マイナスの場合100%

●(B)リスクの合計額について

保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど通常予想できる範囲を超える諸リスクを数値化して算出します。

保険リスク相当額(R_1)	… 大災害の発生などにより、保険金のお支払いが急増するリスク相当額
第三分野保険の保険リスク相当額(R_8)	… 入院特約などのいわゆる第三分野保険について保険金等のお支払いが急増するリスク相当額
予定利率リスク相当額(R_2)	… 運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額
資産運用リスク相当額(R_3)	… 株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、及び貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額
経営管理リスク相当額(R_4)	… 業務の運営上通常の予想を超えて発生し得るリスク相当額
最低保証リスク相当額(R_7)	… 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク相当額

2-3　危険準備金及び価格変動準備金の積立状況

3兆3,328億円

生命保険会社では、大災害の発生、金融資産の価格変動など、生命保険事業の経営環境の変化に伴うリスクに備え、将来にわたる健全で安定的な経営を確保するために、危険準備金と価格変動準備金を積み立てることとしています。

当社において、平成20年度末での残高は危険準備金2兆8,862億円、価格変動準備金4,465億円となり、合計で3兆3,328億円となりました。

（単位：億円）

	平成19年度末（平成20年3月31日）	平成20年度末（平成21年3月31日）
危険準備金	30,762	28,862
限度額	35,690	33,588
価格変動準備金	5,590	4,465
限度額	5,590	4,465
計	36,352	33,328

2-4　実質純資産額

6兆2,036億円

「実質純資産額」とは、資産全体を時価評価して求めた資産の合計から、危険準備金や価格変動準備金等の資本性の高い負債を除いた負債の合計を引いたものであり、決算期末の保険会社の健全性の状況を示す行政監督上の指標のひとつです。この数値がマイナスになると実質的な債務超過と判断され、業務停止命令等の対象となることがあります。

当社において、平成20年度末の実質純資産額は6兆2,036億円と十分な水準を確保しています。

（単位：億円）

平成19年度末（平成20年3月31日）	平成20年度末（平成21年3月31日）
60,131	62,036

2-5　有価証券含み損益の状況

1兆7,235億円の含み益

「含み損益」とは、保有している資産の時価と帳簿価額との差額です。

平成20年度末の含み損益の状況は、全体で1兆7,235億円を確保しました。

金銭の信託の含み損益は▲168億円、その他有価証券全体でも102億円と含み損益が改善しています。その他有価証券の含み損益は損益計算書には計上されず、税効果相当額を控除した金額を貸借対照表の純資産の部の「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

（単位：億円）

	平成19年度末（平成20年3月31日）	平成20年度末（平成21年3月31日）
	含み損益（税効果適用前）	
合計	13,316	17,235
満期保有目的の債券	8,205	9,984
責任準備金対応債券	7,048	7,148
その他有価証券	（注1）▲1,938	（注2）102
有価証券等	229	270
金銭の信託	▲ 2,167	▲ 168

（注1）税効果適用後の金額は、▲1,236億円になります。
（注2）税効果適用後の金額は、65億円になります。

2-6　リスク管理債権の状況

貸付金のうち、返済状況が正常でない債権を「リスク管理債権」といいます。当社において、リスク管理債権に該当するものはありません。

3. 契約の状況

平成20年度の新契約は、個人保険の件数が191万7千件、金額が5兆4,249億円となり、個人年金保険の件数が18万3千件、金額が6,288億円となりました。

平成20年度末保有契約は、個人保険の件数が244万5千件、金額が6兆8,708億円となり、個人年金保険の件数が24万3千件、金額が8,241億円となりました。

なお、管理機構から受再している契約は、保険の件数が4,603万件、保険金額が127兆5,233億円となり、年金保険の件数が581万件、年金額が2兆1,366億円となりました。

新契約の状況

個人保険

■個人保険 件数・金額の推移

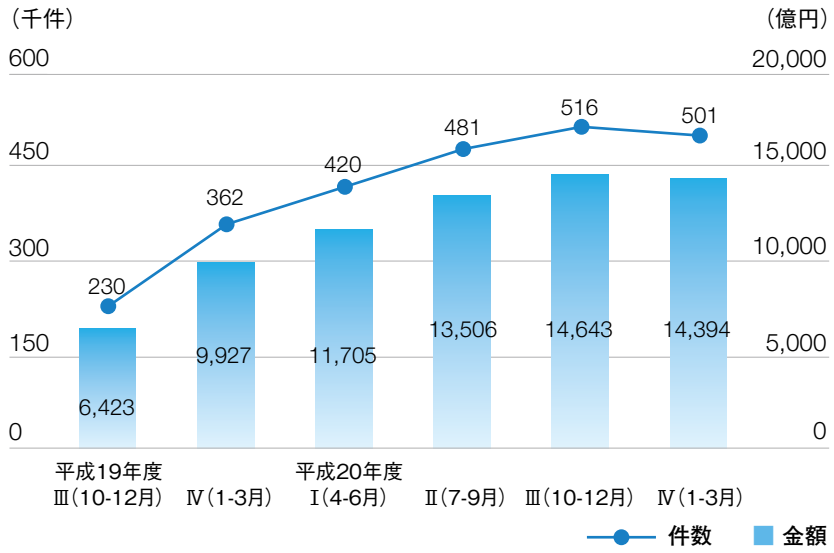

■個人保険 商品別件数割合
(平成20年度)

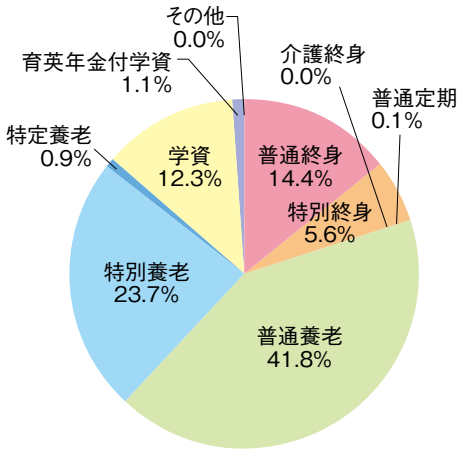

個人年金保険

■個人年金保険 件数・金額の推移

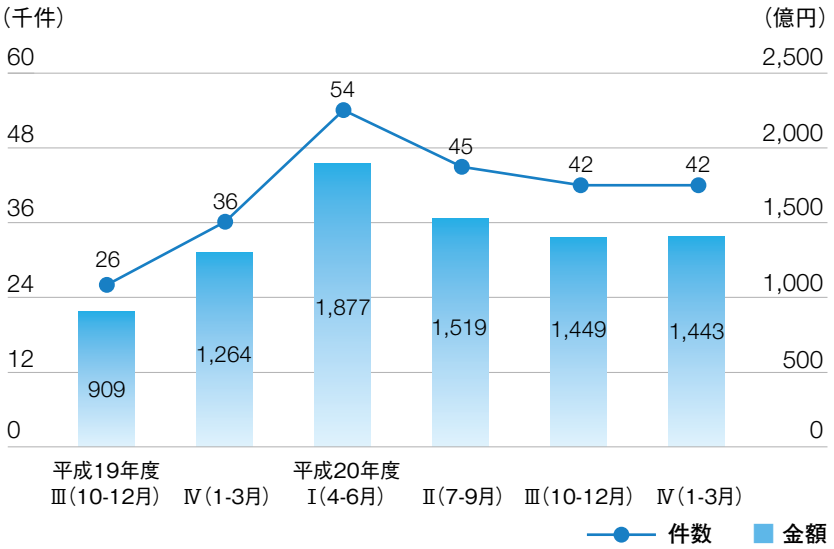

■個人年金保険 商品別件数割合
(平成20年度)

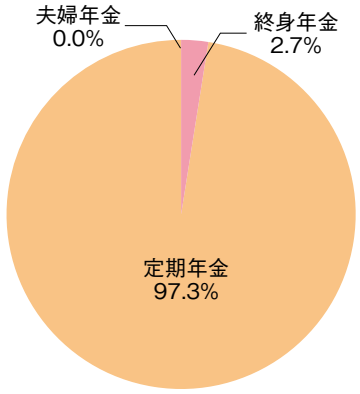

保有契約の状況

個人保険

■個人保険 件数･金額の推移

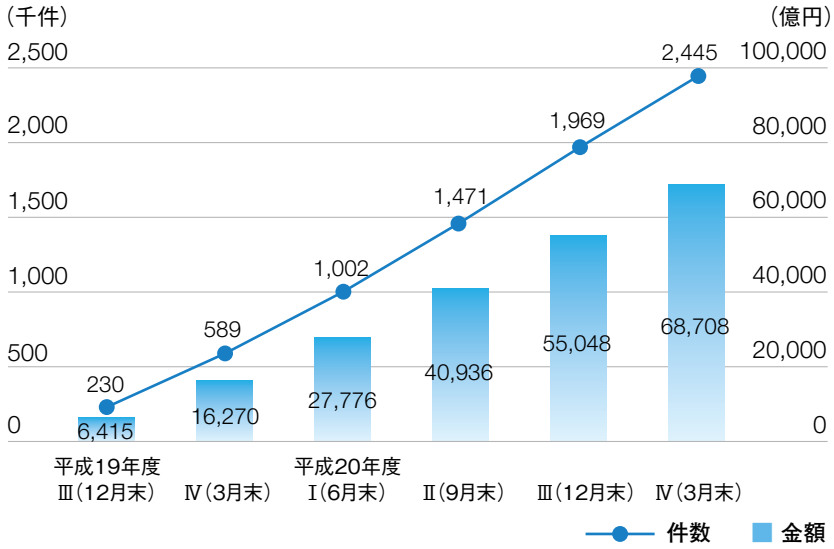

■個人保険 商品別件数割合
(平成20年度末)

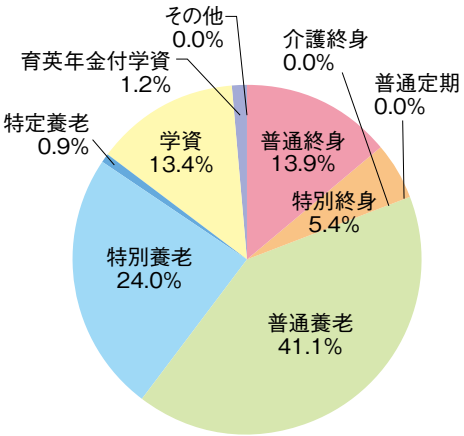

個人年金保険

■個人年金保険 件数･金額の推移

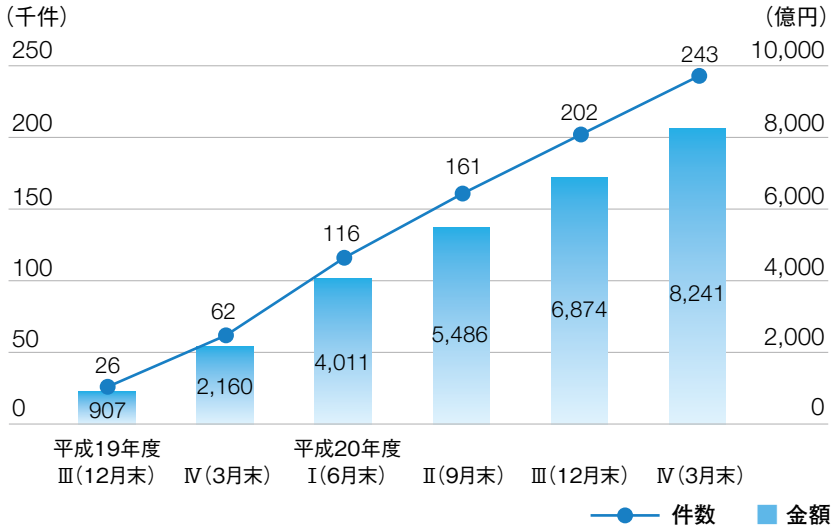

■個人年金保険 商品別件数割合
(平成20年度末)

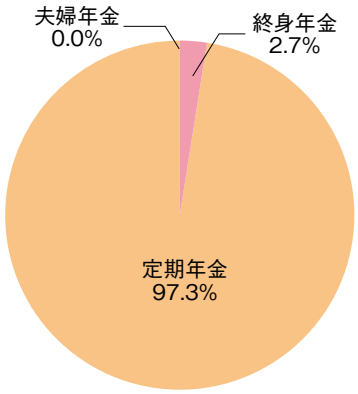

【参考】受再している簡易生命保険契約の状況

(単位: 千件、億円)

	平成19年度末		平成20年度末	
	件数	保険金額･年金額	件数	保険金額･年金額
保　　険	52,180	1,441,564	46,026	1,275,233
年金保険	6,298	23,102	5,806	21,366

(注) 計数は、管理機構における公表基準によるものです。

4. 損益の状況

平成20年度は、経常収益15兆5,337億円、経常費用15兆3,194億円、経常利益2,142億円となりました。

経常利益に、特別損益として価格変動準備金戻入額1,124億円等を加え、契約者配当準備金として2,759億円を繰り入れた結果、税引前当期純利益は522億円となり、当期純利益は383億円となりました。

■損益計算書主要項目

（単位：億円）

	平成19年度 （平成19年4月1日～平成20年3月31日）	平成20年度 （平成20年4月1日～平成21年3月31日）
経常収益	76,868	155,337
保険料等収入 1	38,866	78,811
資産運用収益 2	8,713	17,139
その他経常収益 3	29,288	59,386
経常費用	76,748	153,194
保険金等支払金 4	61,496	139,357
責任準備金等繰入額 5	7,395	3,027
資産運用費用 6	4,948	4,694
事業費 7	2,665	5,481
その他経常費用 8	242	633
経常利益	119	2,142
特別利益 9	1,135	1,157
特別損失 10	1	18
契約者配当準備金繰入額 11	1,069	2,759
税引前当期純利益	184	522
法人税等合計 12	107	139
当期純利益	76	383

※ 詳細は財務諸表をご参照ください。

※ 平成19年度については、準備企画会社「株式会社かんぽ」の平成19年4月1日～同年9月30日までの運営経費等を含めております。

1 保険料等収入	ご契約者さまから払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしております。 ●**管理機構の受再保険に関する再保険契約に基づく保険料が56,294億円含まれております。**
2 資産運用収益	資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益等も含まれます。 ●**利息及び配当金等収入16,462億円、有価証券売却益666億円等によるものです。**
3 その他経常収益	責任準備金戻入額、その他の経常収益等を計上しております。 ●**責任準備金戻入額59,341億円（危険準備金戻入額1,900億円を含みます）等によるものです。**
4 保険金等支払金	保険金、年金、給付金、返戻金等の保険契約上のお支払いを計上しております。 ●**管理機構の受再保険に関する再保険契約に基づく保険金が138,657億円含まれております。**
5 責任準備金等繰入額	支払備金繰入額、契約者配当金積立利息繰入額を計上しております。 ●**支払備金繰入額2,774億円、契約者配当金積立利息繰入額253億円によるものです。**
6 資産運用費用	資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、貸倒引当金繰入額等を計上します。 ●**金銭の信託運用損2,967億円（株式の減損2,439億円を含む）、有価証券売却損1,071億円、有価証券評価損587億円等によるものです。**
7 事業費	新契約の募集及び保有契約の維持保全や保険金等のお支払いに必要な経費を計上しております。 一般事業会社の販売費及び一般管理費に相当します。
8 その他経常費用	主に、税金、減価償却費等を計上しております。 ●**税金374億円、減価償却費238億円等によるものです。**
9 特別利益	臨時・突発的に発生する利益を計上しております。 ●**価格変動準備金戻入額1,124億円等によるものです。**
10 特別損失	臨時・突発的に発生する損失で、生命保険会社の通常の事業活動ではないものを計上しております。
11 契約者配当準備金繰入額	保険契約者に対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額を計上しております。
12 法人税等合計	法人税及び住民税と法人税等調整額の合計金額を計上しております。

5. 資産・負債の状況

総資産は、平成20年3月末比5兆9,467億円減少し、106兆5,779億円となりました。
純資産は、その他有価証券の含み損が改善したこと等により1,685億円増加し、1兆727億円となりました。

■貸借対照表主要項目

（単位：億円）

	平成19年度末（2）（平成20年3月31日）	平成20年度末（1）（平成21年3月31日）	差額（1）－（2）
資産	1,125,246	1,065,779	▲ 59,467
現金及び預貯金 1	20,801	22,792	1,990
金銭の信託 2	18,615	4,091	▲ 14,524
有価証券	855,688	833,268	▲ 22,420
貸付金 3	199,212	183,418	▲ 15,794
有形固定資産	978	1,159	180
無形固定資産	443	729	285
代理店貸 4	1,377	961	▲ 416
その他資産 5	2,758	2,621	▲ 137
繰延税金資産 6	2,341	1,758	▲ 583
負債及び純資産	1,125,246	1,065,779	▲ 59,467
負債	1,116,204	1,055,052	▲ 61,152
保険契約準備金 7	1,084,799	1,027,272	▲ 57,526
その他負債 8	25,289	22,774	▲ 2,515
退職給付引当金	523	536	13
価格変動準備金 9	5,590	4,465	▲ 1,124
純資産	9,042	10,727	1,685
資本金	5,000	5,000	—
資本剰余金	5,000	5,000	—
利益剰余金	278	661	383
その他有価証券評価差額金 10	▲ 1,236	65	1,301

※ 詳細は財務諸表をご参照ください。

1 現金及び預貯金	生命保険会社はご契約者さまから払い込まれた保険料を有価証券や貸付金等で運用しておりますが、保険金等のお支払いにあてる資金として、資産の一部を現金や預金として保有しております。
2 金銭の信託	生命保険会社が信託銀行に金銭を信託する勘定のことです。運用の指図は、投資顧問会社等の指図にもとづき、信託銀行がその執行と管理にあたります。
3 貸付金	保険約款貸付、一般貸付、機構貸付を計上します。 **●保険約款貸付4億円、一般貸付2,173億円、機構貸付181,239億円によるものです。**
4 代理店貸	生命保険会社は、保険の募集・集金業務を行うために代理店と委託又は請負契約を結んでおります。代理店貸とは、その代理店に対する債権総額を計上しております。 **●当社が郵便局株式会社に委託している保険金等の支払に充てるために前渡している資金によるものです。**
5 その他資産	未収金、未収収益、預託金等、他のいずれの科目にも属さない資産を計上しております。 **●未収収益2,417億円等によるものです。**
6 繰延税金資産	税効果会計の適用に伴い、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上しております。 **●金銭の信託運用損519億円、支払備金482億円、責任準備金402億円等の将来減算一時差異に係るものです。**
7 保険契約準備金	保険業法において将来の保険金等のお支払いに備えて積み立てが義務づけられているもので、支払備金、責任準備金、契約者配当準備金があります。
8 その他負債	債券貸借取引受入担保金、未払金、未払費用等、他のいずれの科目にも属さない負債を計上しております。 **●債券貸借取引受入担保金13,213億円、未払金5,853億円、機構預り金3,224億円等によるものです。**
9 価格変動準備金	有価証券等の価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に、保険業法第115条にもとづいて積み立てる金額です。
10 その他有価証券評価差額金	生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「責任準備金対応債券」、「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」について、時価で評価し、その評価損益を、税効果会計を考慮して貸借対照表に計上します。

6. 資産運用の概況（一般勘定）

6-1　当社の運用方針

当社では、健全経営を維持し保険金等のお支払いを確実に行うため、ALMに基づく運用を基本としています。具体的には将来発生する負債のキャッシュ・フローに、負債の特性と親和性の高い円金利資産のキャッシュ・フローをマッチングさせる運用を基本とし、金利変動リスクの軽減を図りつつ安定的な収益獲得を目指しています。

6-2　平成20年度の運用環境

平成20年度の日本経済は、景気後退局面が続き、特に後半にかけて前例のない急激な落ち込みに見舞われました。前半こそ、アジアをはじめとする新興国向け輸出が底堅く推移しましたが、10月以降、金融危機の影響が実体経済に波及し、国内の経済環境も一変しました。海外需要の縮小により、輸出量が急激に減少したため、自動車産業に代表される輸出比率の高い国内製造業は在庫・生産調整を迫られました。その結果、輸出依存度の高い日本経済は、金融危機の震源となった欧米以上に大幅な成長率の低下を記録しました。世界的な需要の減少に伴い、供給能力の調整も進んでおり、所得の減少、雇用環境の悪化など国内経済へも影響が及び始めています。

こうした経済情勢のなか、運用環境は次のようなものとなりました。

(1) 国内債券市場

債券市場は、欧米金融機関の資本増強による信用不安の緩和や国内投資家の持高調整などを受けて、夏場にかけて軟調な展開となりました。原油など国際商品価格の急騰を受けて世界的にインフレ懸念が高まり、10年国債利回りは一時1.8%台後半まで上昇しました。7月以降、原油価格が下落に転じると信用不安・景気悪化が再度注目され、金利は低下に向かいました。9月の米大手証券の経営破綻を契機に金融システム不安が急速に高まり、その影響が表面化した10月以降、金利は低下基調を強めました。12月には一時1.1%台まで低下しましたが、一方で、財政支出拡大などに伴う国債の大量発行への懸念も徐々に高まり、1月以降、長期金利は緩やかに水準を切り上げています。

(2) 国内株式市場

株式市場は、信用不安の緩和を背景に日経平均株価は14,000円台半ばまで上昇局面が続きました。しかし、市場の注目が信用不安・景気後退に移った6月以降は、株価は下落基調での推移に転じました。9月の米大手証券の経営破綻より始まった金融危機が実体経済に波及すると、輸出額の急減と急激な円高の影響で輸出比率の高い製造業の業績が急激に悪化し、相場の下落を主導しました。日経平均株価は一時7,000円台を割り込む水準まで急落しましたが、年度末にかけて、10月以降進んだ生産調整に底打ちの兆候が見え始め、株価はやや持ち直しました。

(3) 外国為替市場

外国為替市場は、昨年度のサブプライムローン問題発生以降、内外金利差の縮小が進んだため、低金利通貨であった円に逃避買いが集まり、対ドル、対ユーロともに円高基調での推移が続きました。信用不安の浮沈に連動する形で一時的には円安局面も訪れましたが、年度を通じて大幅に円高が進みました。

ドル／円は、4月以降の信用不安の緩和を受けてドル高基調での推移となりました。夏場以降も原油など国際商品価格の下落がドルを支え、ドル高局面が続き、8月には一時110円台を記録しました。しかし、年度後半は金融危機の進行に伴い、円への逃避が加速し、一時1ドル87円台まで円高が進みました。その後、日本経済の急激な悪化を織り込み、やや円安方向へ調整が進み、年度末は1ドル90円台後半での取引となりました。

ユーロ／円は、年度半ばまで欧州中銀が利上げ局面を継続したことを背景にユーロ高基調が続き、7月には1ユーロ170円目前まで上昇しました。しかし、ユーロ圏の景気減速感が強まり、欧州中銀が金融緩和へ政策を転換すると、円やドルへの逃避が進み、急激にユーロ安が進行しました。11月以降は、振れ幅の大きい相場展開が続きつつも金利差の縮小余地が狭まり115～130円でのレンジ推移となりました。

6-3　運用実績の概況

(1) 資産の状況

当社の平成20年度末の総資産残高は、平成19年度末(112.5兆円)に比べ5.9兆円減少し、106.5兆円となりました。

平成20年度の資産運用にあたっては、安定的な利息収入が得られる円金利資産を中心に運用を行いました。

■資産構成

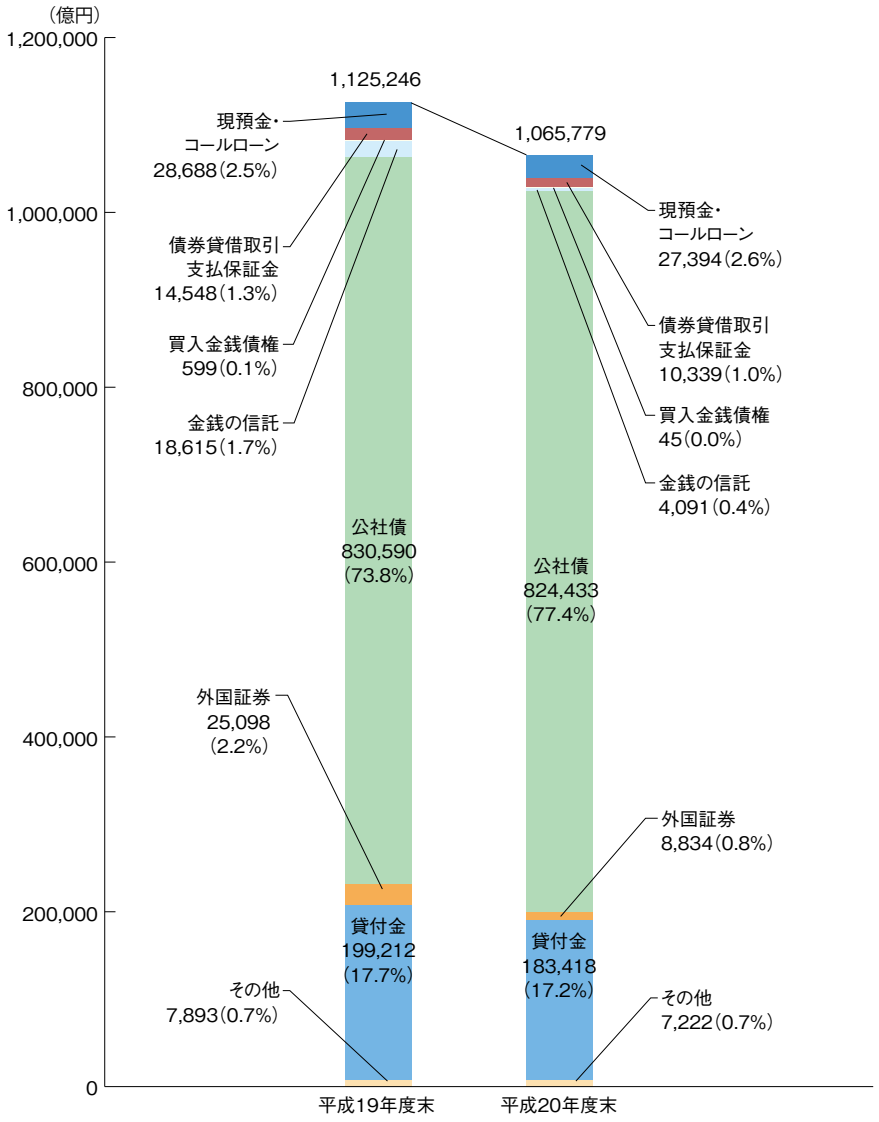

公社債については、安定的な収益が確保できる資産として長期債を中心に積み増しを行いました。

外国証券については、為替変動リスクに留意し残高を減らしました。

金銭の信託については、現在、国内株式と不動産について運用していますが、株式についてはリスク性資産を圧縮する観点から残高を減らしました。

貸付金については、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構への貸付金の償還により残高は減少しました。これまで、保険約款貸付と地方公共団体貸付のみでしたが、平成20年度から、シンジケート・ローンの運用を開始しました。

(2) 運用利回り

サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融・経済環境の大幅な悪化のなかで、計画的にリスク性資産を圧縮したほか、円金利資産を中心に慎重に運用を行った結果、前事業年度に比べ資産運用費用が改善したことから、当社の運用利回りは1.15%を確保しました。

■運用利回り

	平成19年度 (平成19年10月1日～平成20年3月31日)	平成20年度 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)
運用利回り	0.67% (1.68%)	1.15% (1.66%)

(注) 運用利回りは、キャピタル損益等を含めた利回りです。
(　　)内は基礎利益上の運用収支等の利回りです。

(3) 証券化商品等への投資及びサブプライム関連投資の状況

■証券化商品等への投資状況

(単位：億円)

区分	平成19年度末 (平成20年3月31日)		平成20年度末 (平成21年3月31日)	
	時価	含み損益	時価	含み損益
RMBS	1,807	30	2,504	▲16

(注) RMBS(住宅ローン債権担保証券)とは、住宅ローンを担保として発行される証券です。
なお当社で保有するRMBSについては、日本国内の住宅貸付を裏付資産としたものです。

■サブプライム関連投資の状況

サブプライム関連への投資は行っておりません。

保険会社の運営

1 内部管理態勢 36

2 コンプライアンス（法令等の遵守）の徹底 40

3 利益相反管理への対応 42

4 個人情報の保護 43

5 反社会的勢力への対応 45

6 リスク管理体制 46

7 「お客さまの声」を経営に活かす取組み 51

8 査定審査会 53

9 災害時の特別な取扱い（非常取扱いの実施） 54

10 お客さまを支える情報システム 55

11 ディスクロージャーの充実 56

1. 内部管理態勢

当社は、企業価値の向上を図り、お客さまから最も信頼される保険会社となるためには、内部管理態勢の整備・強化が極めて重要であると認識しています。自己責任の原則に基づく業務執行態勢を確立し、引き続き当社の組織・態勢の強化に取り組んでまいります。

1-1　組織・態勢の概要

当社は委員会設置会社であり、経営を監督する取締役会と業務を執行する執行役とでその役割を分離し、会社経営に関する責任を明確にしています。また、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の3つの委員会を設置し、取締役会の経営監督機能の公正性を確保しています。具体的には、以下の役割をそれぞれの委員会に担わせています。

・指名委員会は、取締役の選任・解任に関する株主総会議案の決定を行います。
・監査委員会は、取締役と執行役の職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任等に関する株主総会議案の決定、取締役が会計監査人への監査報酬を決定する際の同意を行います。
・報酬委員会は、取締役と執行役の報酬に関する方針の策定、個人別の報酬内容の決定を行います。

業務執行面においては、経営上の重要事項や各部門における業務の基本方針等を協議する場としてすべての執行役で構成する経営会議を設置しています。さらに、これら経営会議における協議事項について専門的かつ円滑な協議を促進するために、以下の7つの専門委員会を設置し、定期的に開催しています。

① 収益管理委員会

当社の資産と負債の総合的な管理を行うための態勢整備について検討するほか、年度の運用方針・販売方針等について協議を行います。

② リスク管理委員会

保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナルリスク等の管理に関する基本方針について協議を行うほか、定期的にリスク管理状況の報告が行われます。

③ コンプライアンス委員会

法令等遵守、保険募集管理に関する基本方針等の協議を行うほか、コンプライアンスの遵守状況の報告が行われます。

④ CS委員会

苦情対応に関する基本方針の協議を行うほか、お客さま満足度の向上策の検討などを行います。

⑤ 商品開発委員会

商品の新設や改廃について関係する部門との連携を図り、その進捗管理を行うとともに、保険引受リスク、資産運用リスク、事務リスク、システムリスクの検証状況などの協議を行うほか、新設や改廃された商品の状況について事後確認を行います。

⑥ 事務・システム改革委員会

システム対応を含めた事務フローの効率化に関する検討を行うほか、システム開発の基本方針などについて協議を行います。

⑦ 人権啓発委員会

セクシュアル・ハラスメント防止体制の整備等、人権啓発に向けた諸施策の検討と人権保護に関する方針などについて協議を行います。

■内部管理態勢図

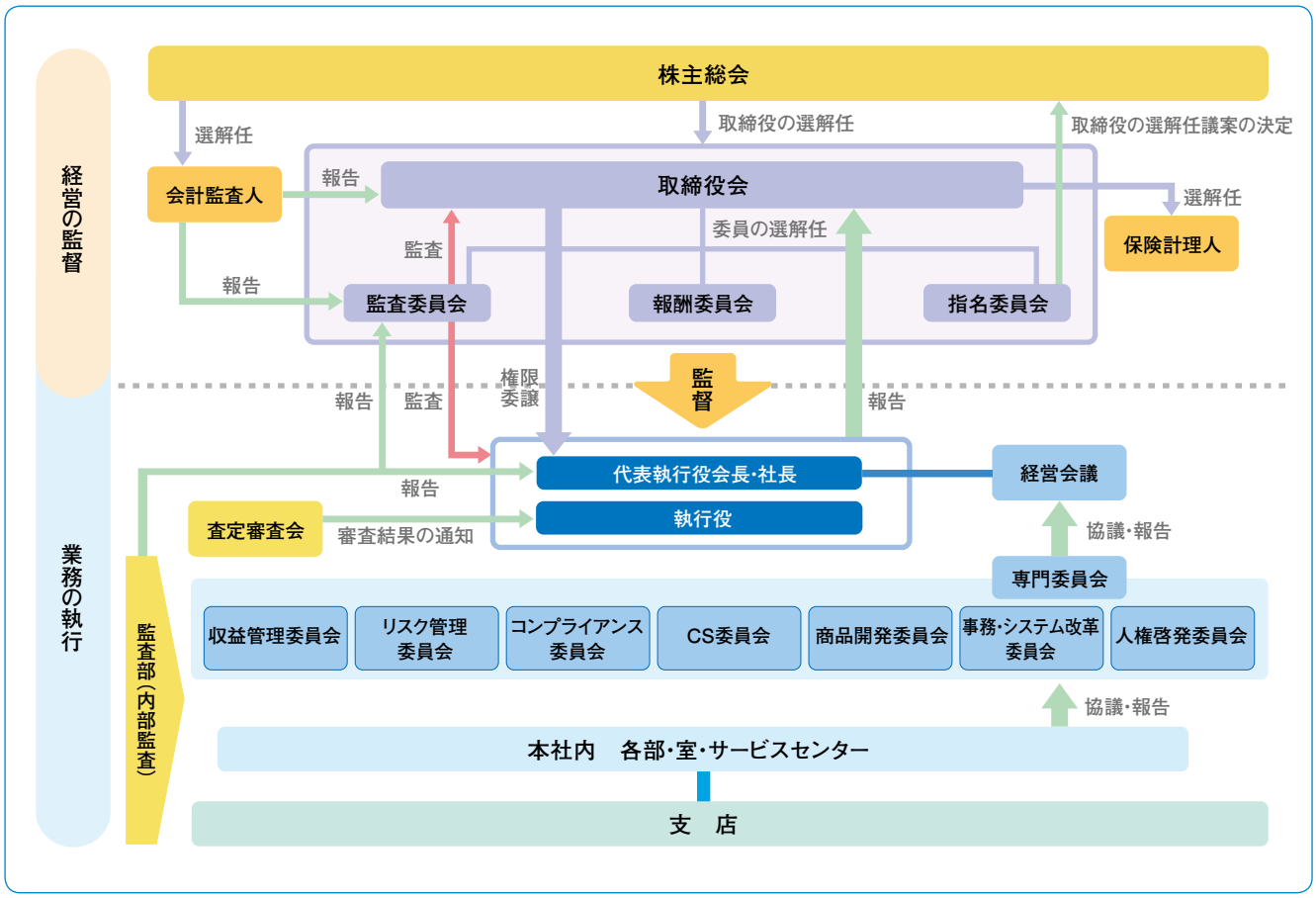

1-2　内部監査態勢

健全かつ適正な業務の運営に役立てるため、業務執行部門から独立した監査部を設置し、当社の内部管理態勢や業務執行状況の適切性及び有効性を検証・評価する態勢を整備しています。

監査部では、本社各部、サービスセンター、支店に対して内部監査を実施しています。また、代理店である郵便局株式会社に対しても監査を実施しています。

監査において指摘した問題点等については、被監査部門に是正や改善を求めるとともに、その改善状況を把握するためフォローアップを行っています。監査結果等については、代表執行役、監査委員会等に報告しています。

監査部では、内部監査に関する研修の充実や資格取得の促進を行い、人材育成を図り、また、監査品質の向上にも努めることなどにより、内部監査態勢の強化に取り組んでいます。

1-3　内部統制の取組み

当社は、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を定めており、この方針に従い、適切な内部統制システムの構築に努めています。

なお、この方針は、会社法第416条第1項1号ロ及びホ並びに同法施行規則第112条にも則しています。

内部統制システムの構築に係る基本方針

1　執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）当社の経営理念、経営方針等を定めるとともに、日本郵政株式会社（以下「親会社」という）が定めるグループの行動憲章に従い、当社の役員及び社員が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、親会社が定めるコンプライアンス基本方針に基づき、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス態勢を整備する。

（2）コンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応等について審議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。

（3）当社の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、役員及び社員が遵守すべき法令及び社内規則等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。

（4）反社会的勢力対応規程等において組織としての対応を定めるとともに、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら不当要求等には毅然と対応するなど、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し排除する。

（5）当社の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、親会社が定めるグループの財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び報告に関する基本方針等に基づき、財務報告の信頼性の確保に努めるとともに、重要な事項を必要に応じて経営会議、監査委員会及び会計監査人に報告する。

（6）法令又は社内規則等の違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役員及び社員に周知する。

（7）被監査部門から独立した内部監査部門により、法令等遵守状況を含め実効性ある内部監査を実施するとともに、内部監査の実施状況等について、経営会議及び監査委員会に報告する。

2　執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営会議規程及び文書管理規程等において、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。

3　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）当社のリスク管理基本方針及び各種リスク管理規程等を定め、当社の役員及び社員に対しリスク管理についての取組方針、リスクの区分、管理方法、管理態勢等を提示し、当該基本方針等に基づきリスク管理を実施する。

（2）リスク管理を統括する部署を設置し、リスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、リスク管理委員会を設置し、リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及びリスク管理の実施に関する事項について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。

（3）経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、親会社が定めるグループの危機管理基本方針に基づき、危機管理規程を定め、危機管理態勢を整備する。

4　執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）執行役で構成する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。

（2）組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌、執行役の職務権限及び責任並びに稟議手続等を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。

5　当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）親会社との間でグループ経営管理契約を結ぶとともに、経営の重要事項に関して親会社が定めた各種グループ基本方針を遵守し、親会社に対して、グループ全体に重大な影響を与える事項や経営の透明性確保に必要な事項等について、事前承認申請又は報告を行う。

（2）親会社を含むグループ会社との取引については、親会社が定めるグループ内取引に関する基本方針に基づき、アームズ・レングス・ルールに則った適正な取引を確保する。

6　監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の社員を配置する。

7　監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会事務局の社員に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。

8　執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

（1）内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的にその業務の執行状況を報告する。

（2）役員及び社員は、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、速やかに監査委員に報告する。

（3）内部監査部門は、内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について速やかに監査委員に報告する。

（4）役員及び社員は、監査委員会の求めに応じて、業務執行に関する事項を報告する。

9　その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）代表執行役は、当社の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。

（2）監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。

（3）監査委員会は、その職務の執行に当たり、親会社の監査委員会と定期的に意見交換を行うなど連携を図る。

2. コンプライアンス（法令等の遵守）の徹底

当社におけるコンプライアンスとは、当社のあらゆる活動で役員及び社員が法令等を遵守することをいいます。より具体的には、単に法令・諸規則のみならず、社内諸規程、社会規範、企業倫理までも遵守することをいいます。

当社は、経営理念である「お客さまとともに未来を見つめて『最も身近で、最も信頼される保険会社』を目指します。」に基づき、コンプライアンスを最重要視した業務運営を行うこととしており、そのためにコンプライアンスの徹底に全社一丸となって取り組んでいます。

2-1　コンプライアンスに関する方針等

当社は、日本郵政グループとして定めている「日本郵政グループ行動憲章」及び「日本郵政グループコンプライアンス基本方針」並びに当社の「経営理念」などに基づき、コンプライアンスの推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス規程」を策定しています。

また、コンプライアンスを実現するための具体的手引書として、当社の役員及び社員が遵守しなければならない各種規程類やコンプライアンス項目について解説した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、本社・支店等の全部署に配付しています。さらに、同マニュアルのうち役員及び社員全員が最低限知っておくべき事項を抽出し、編集した「コンプライアンス・ハンドブック」や、「日本郵政グループ行動憲章」、「経営理念」などをいつでも確認できるようにコンパクトにまとめた携帯用小冊子「お客さまの『安心と信頼』のために」を役員及び社員全員に配付しています。

このほか、毎年度、本社においてコンプライアンスを推進するための具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、これをもとに各支店等においては自店等の「実践計画」を作成し、コンプライアンスの徹底に関する取組みを行っています。これらの実施状況は、本社が定期的に確認することとしています。

2-2　コンプライアンス推進体制

当社は、コンプライアンスを推進するため、当社の幹部を委員とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの遵守状況に関する報告や協議を行っているほか、定期的に経営会議及び取締役会に当社のコンプライアンス状況について報告を行う態勢としています。

また、コンプライアンスに関する事項全般を統括する部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、コンプライアンスに関する事項の企画・調整を行っているほか、全国13カ所に受持ち地域内のコンプライアンスに関する事項全般を統括する部署として、本社直轄の「エリアコンプライアンス室」を設置し、コンプライアンスの指導・支援及びコンプライアンス違反事案の調査・解明を行っています。

このほか、コンプライアンス統括部及びエリアコンプライアンス室にコンプライアンスを担当する管理者として「コンプライアンス・オフィサー」を配置しているほか、コンプライアンスの推進に責任を持つ者として、本社及びサービスセンターに「コンプライアンス責任者」を、支店に「コンプライアンス統括責任者」及び「コンプライアンス責任者」を配置し、全社的にコンプライアンスを推進する体制を構築しています。

さらに、有識者の皆さまからなる「コンプライアンス推進諮問会議」を設置し、当社のコンプライアンスの現状、施策の取組状況について客観的・専門的立場から評価や今後の方向性などに係る提言をいただき、コンプライアンス態勢の強化に役立てています。

■コンプライアンス推進体制図

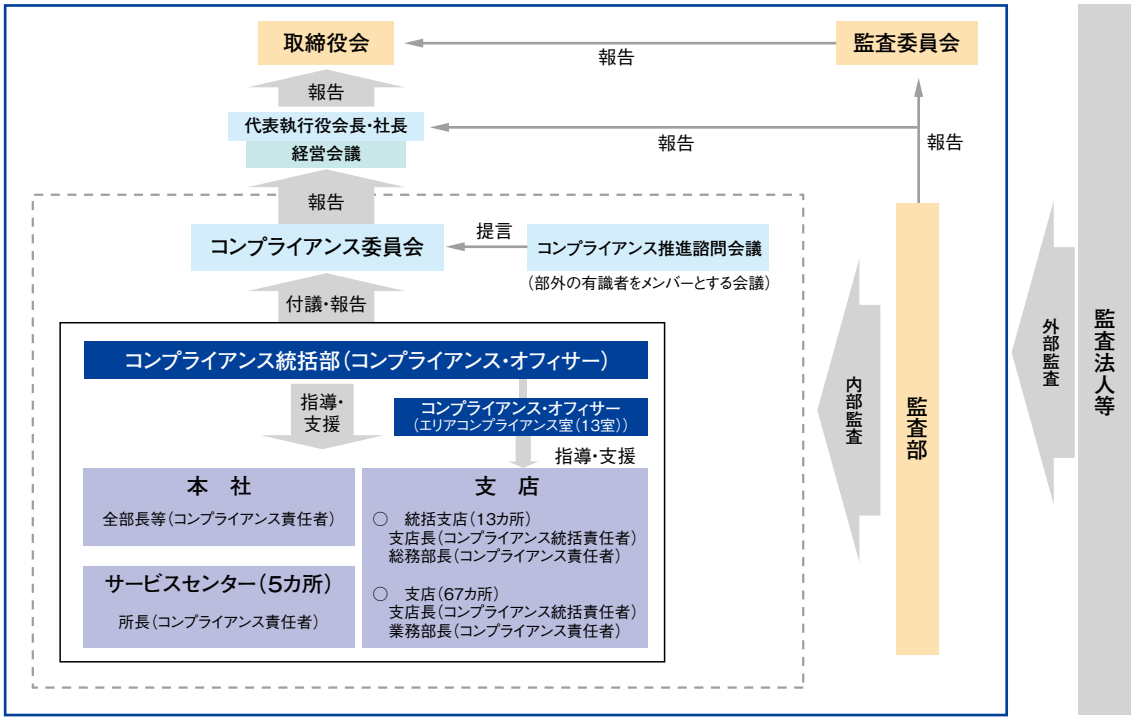

2-3　コンプライアンス教育の実施等

「コンプライアンス・プログラム」に基づき、本社・支店等のコンプライアンス責任者等を対象とした研修を実施し、コンプライアンス責任者等の役割や実務に即したコンプライアンス上の留意点などについて説明・指導するほか、役員及び社員全員を対象にコンプライアンスに関する知識の付与等を目的としてインターネットを活用したeラーニングを実施しています。

また、本社・支店等の各職場においては、業務研究会やミーティングを利用し、職場単位でもコンプライアンス意識の浸透を図る取組みを行っています。

さらに業務の委託先である郵便局株式会社におけるコンプライアンスの推進状況を把握し、適切なコンプライアンス態勢が整備されるよう支援を行っています。

3. 利益相反管理への対応

平成20年6月6日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第65号）により保険業法が改正され、保険会社に対して、お客さまの利益保護のための体制整備が義務付けられることとなりました（同法は平成21年6月1日より施行されています。）。

これを受け、日本郵政グループでは、「日本郵政グループにおける利益相反管理方針」を公表し、この方針に基づいて、グループ全体でお客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反取引を管理することといたしました。

当社も、この方針に基づき、利益相反管理統括部署を設置（コンプライアンス統括部）するなど、利益相反取引を適切に管理するための体制を整え、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令及び社内規程等に従って適正に業務を遂行することとしております。

日本郵政グループにおける利益相反管理方針

日本郵政グループ（以下「当グループ」といいます。）は、利益相反のおそれのある取引によりお客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令及び社内規程等に基づき適正に業務を遂行いたします。

1　当グループにおける利益相反の管理対象となる会社の範囲は、次のとおりです（以下これらの会社を総称して「グループ会社」といいます。）。

・株式会社ゆうちょ銀行
・株式会社かんぽ生命保険
・郵便局株式会社

2　当グループは、以下に定める取引を対象に利益相反の管理を行います。

（1）次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
①　グループ会社が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
②　グループ会社が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立又は競合する相手と行う取引
③　グループ会社が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

（2）上記のほか利益相反によりお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3　当グループは、利益相反の管理対象取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択又は組み合わせることにより管理します。

（1）対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
（2）対象取引又はお客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
（3）対象取引又はお客さまとの取引を中止する方法
（4）対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

4　当グループは、営業部門から独立した利益相反管理統括部署を設置して、対象取引の特定及び利益相反の管理を適切に行います。また、当グループは、利益相反の管理について定められた法令及び社内規程等を遵守するため、役員及び職員に教育・研修等を行います。

5　当グループは、利益相反の管理態勢について継続的に見直し、その改善に努めます。

4. 個人情報の保護

(1) 個人情報に対する基本的な考え方

当社では、個人情報保護に関する社会的要請の重要性を十分認識し、個人情報保護に関係する諸法令等に基づき、個人情報を適切に保護するための取組みを推進しています。

(2) 個人情報保護体制

当社では、個人データの安全管理を図るための内部管理体制として、会社全体の個人情報の保護に関する事務を統括する個人情報保護統括責任者のほか、個人情報保護責任者、個人情報保護管理者等を置いて、個人情報の適切な保護と取扱いを行っています。

プライバシーポリシー

株式会社かんぽ生命保険（以下「当社」といいます。）は、お客さまに対して満足度の高いサービスを提供していく上で個人情報の適切な保護と取扱いが重要なテーマであると認識し、個人情報保護に関する基本方針（以下「プライバシーポリシー」といい、以下で定めるプライバシーポリシーを「本プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを実行いたします。

1　法令等の遵守
当社は、個人情報を取り扱う際に、個人情報保護に関係する諸法令、国が定める指針及び本プライバシーポリシーで定めた事項（以下「法令等」といいます。）を遵守いたします。

2　個人情報の利用目的
当社は、個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。
なお、当社における個人情報の利用目的は、以下のとおりです。
（1）各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
（2）関連会社・提携会社等を含む、各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
（3）当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
（4）その他保険に関連・付随する業務

3　個人情報の取得
当社は、前項で特定した利用目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により個人情報を取得いたします。

4　個人情報の安全管理措置
当社は、生命保険業を営む上で保健医療に関する情報等を含む個人情報を取得及び利用することを十分に認識し、取り扱う個人情報を正確かつ最新の状態で保管及び管理するよう努めるとともに、個人情報の漏えい、滅失又はき損等を防止するため、適切な安全管理措置を講じます。また、従業者や委託先について、適切に監督いたします。

5　個人情報の外部への提供
当社は、法令等で定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者へ提供することはいたしません。
また、当社は、お客さまの個人情報を共同利用させていただく場合には、法令等で定める必要事項をあらかじめご通知、又は公表させていただいた上で実施いたします。

6　開示請求等の手続
当社は、法令等で定める保有個人データに関する利用目的の通知、開示、訂正又は利用停止等のご請求があった場合には、誠実な対応に努めます。

7　お問い合わせ窓口
当社は、前項のお客さまの保有個人データに関するご請求その他個人情報の取扱いに関するご意見、ご要望及びお問い合わせについて下記窓口にて承ります。

8　継続的な改善
当社は、情報技術の発展や社会的要請の変化を踏まえて、個人情報保護のための管理体制及び取組みについて継続的に見直し、その改善に努めます。

●お問い合わせ窓口

・かんぽコールセンター
電話番号：0120−552950
受付時間：平日　9:00〜21:00
土日休日　9:00〜17:00（1月1日から3日を除きます。）

・開示請求等に関する問い合わせ先
電話番号：03−3504−4584
受付時間：平日　10:00〜17:00
（年末年始を除きます。）

■簡易生命保険契約に係る個人情報の承継について

民営・分社化時点で日本郵政公社が保有していた簡易生命保険契約に係るご契約者さま、被保険者さま等（以下本項で「お客さま」といいます。）の個人情報に関しましては、郵政民営化法に基づき政府の認可を受けた「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」により、管理機構及び当社が日本郵政公社から承継する業務・機能に必要な範囲内において承継させていただいています。

当社が承継により取得したお客さまの個人情報（入院履歴等の保健医療に関する情報を含みます。）に関しましては、従来と同様に生命保険の業務の適切な運営を確保するため、以下の利用目的の達成に必要な範囲内でのみ利用させていただきます。

※保健医療に関する情報は、保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い及び医事研究・統計等の目的に限定して利用させていただきます。

日本郵政公社から承継した個人情報の利用目的

1. 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
   【例】各種保険契約の引き受け、維持管理、保険金等の支払いのための調査
2. かんぽ生命からの関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
   【例】商品・サービスのご案内のための訪問、ダイレクトメールの発送
3. かんぽ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
   【例】ディスクロージャー冊子のご送付、商品・サービス等の開発
4. お客さまとのお取引の適切かつ円滑な履行
   【例】お取引に関するお問い合わせ、ご相談への対応

5. 反社会的勢力への対応

当社は、「日本郵政グループ行動憲章」において反社会的勢力とは断固として対決することを宣言するとともに、「内部統制システムの構築に係る基本方針」において反社会的勢力との関係を遮断し排除することを定めており、反社会的勢力は絶対に排除するとの強い理念のもと業務にあたっております。

5-1　反社会的勢力対応に関する規程等

反社会的勢力からの不当な要求等に対応するための基本的事項を定めた規程（反社会的勢力対応規程）並びに具体的な業務遂行等のための手続等（反社会的勢力対応手続及び反社会的勢力対応マニュアル）を制定しております。当該規程等において、不当な要求等を排除するために各部署が果たすべき具体的役割、不当な要求等を受けた場合における全社的な対応体制並びに警察等関係機関との連携及び協力等について定めております。

5-2　反社会的勢力への対応態勢

本社総務部を担当する執行役を反社会的勢力対応総責任者に指定するとともに、本社に反社会的勢力対応連絡協議会を設置し、反社会的勢力との関係の遮断、排除に向けた全社的な態勢の強化を図っております。

また、各支店の支店長等を反社会的勢力対応責任者として指定するとともに、各支店等の管理者等を「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に基づく不当要求防止責任者として指定し、反社会的勢力から不当な要求などを受けた場合は、組織として対応することとしております。

その他、日頃から地元警察署及び暴力追放運動推進センターとの連携に努めるとともに、（社）警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等に加入し、外部専門機関との関係強化に努めております。

6. リスク管理体制

お客さまの大切な資金をお預かりし、万一の時の生活保障手段を提供するために、経済情勢等事業を取り巻く経営環境が大きく変化するなかで、将来にわたり健全な事業経営を維持し、お客さまに安心してご利用いただくためには、適切なリスク管理を行うことがますます重要になってきています。

このような状況を踏まえ、当社では、生命保険事業に係るさまざまなリスク特性に応じた実効性のあるリスク管理を行うことを経営上の重要課題として認識し、管理体制や管理手法などの基本的事項を「リスク管理基本方針」として定め、この基本方針に基づきリスク管理を実施しています。

6-1　リスク管理体制

当社のリスク管理体制については、牽制機能を確保することを原則とし、リスク区分ごとにリスクを管理する体制としています。

リスク区分ごとのリスク管理担当は、原則として業務執行担当と別の担当とし、業務執行担当への牽制機能を確保しています。リスク管理担当は、業務執行担当との相互牽制のもと、リスク管理基準の設定を含め、自らが担当するリスクの管理を行っています。各リスク管理担当の担当執行役は、それぞれの担当するリスク管理態勢を整備し、運営する責任を有しています。

各リスクを総合的に管理する組織として、「リスク管理統括部」を設置し、内部管理態勢の強化を図っています。リスク管理統括部は、各リスク管理担当の定めるリスク管理基準及び各リスク管理担当の行うリスク管理状況の適正性の検証を行うとともに、会社のリスクを総合的に把握しています。リスク管理統括部の担当執行役は、総合的なリスク管理態勢を整備し、運営する責任を有しています。

また、当社の幹部を委員としたリスク管理委員会を設置し、リスク関連事項を報告、協議しているほか、定期的に経営会議及び取締役会にリスク管理状況の報告を行う体制としています。

このリスク管理体制については、監査部による内部監査を受け、その適切性・有効性をチェックすることにより、さらに内部牽制機能の強化を図っています。

なお、当社がリスク管理を行うにあたっては、同じ日本郵政グループの日本郵政株式会社及び郵便局株式会社のリスク管理部門と連携して取り組んでいます。

6-2　総合的リスク管理

当社の総合的リスク管理は、会社の経営の健全性を確保するために会社が管理すべきリスクのうち、定量化が可能なリスクを特定し、それらのリスク量とリスク資本を管理することを総合的リスク管理の基本原則とし、定量化できないリスクについては、リスク管理基準又は管理手法を定めることにより管理を行うこととしています。

6-3　ストレステストの実施等

当社では、市場環境等が大きく変化した際の影響を把握するため、過去10年間に起こった金融相場の最大下落などを利用したストレスシナリオに基づき、潜在的な損失額を計測しています。また、大地震や新型インフルエンザによる保険金支払の増加など、経営に大きな影響をもたらすリスク（巨大リスク）を試算しています。ストレステストの結果等については、定期的にリスク管理委員会及び経営会議に報告し、健全な経営の確保に役立てています。

■リスク管理体制図

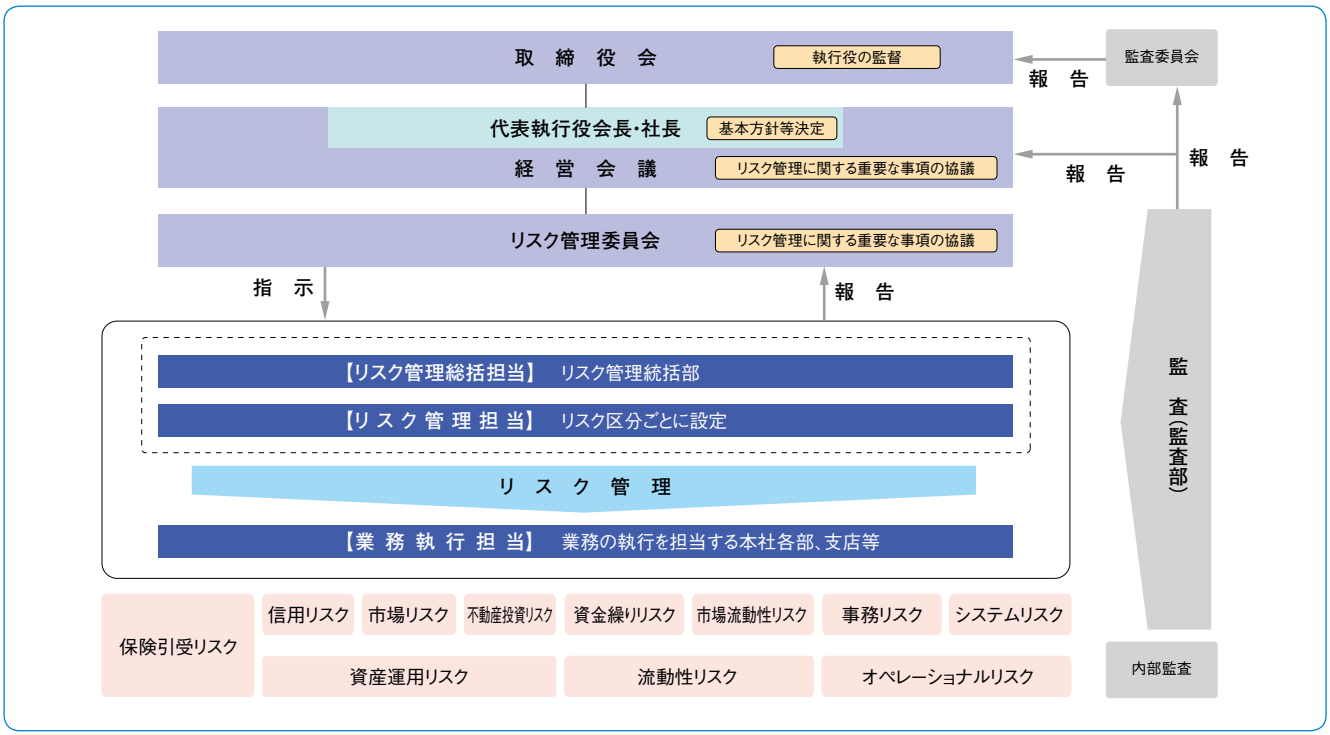

6-4　主なリスクの種類と内容

当社では、直面するリスクの種類・内容を以下のとおり分類・定義し、リスク特性に応じた管理態勢や規程等を整備し、適切なリスク管理に向けた各種の取組みを実施しています。

リスク区分	定　　義
保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
資産運用リスク	次の信用リスク、市場リスク及び不動産投資リスクからなるリスク
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
市場リスク	金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスク。なお、市場リスクは次の3種類からなる。
金利リスク	金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク
価格変動リスク	有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク
為替リスク	外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク
不動産投資リスク	賃貸料等の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、又は市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、損失を被るリスク
流動性リスク	次の資金繰りリスク及び市場流動性リスクからなるリスク
資金繰りリスク	財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク
市場流動性リスク	市場の混乱等により市場において取引できなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク
オペレーショナルリスク	業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク。なお、当社で対象となるオペレーショナルリスクは、次の事務リスク及びシステムリスクからなります。
事務リスク	役職員等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスク

6-5　各種リスクへの取組み

(1) 保険引受リスク

生命保険契約は、お客さまが抱える死亡、病気、ケガ等のリスクを長期間にわたり保障する契約です。このため、保険引受時に今後、どのようなリスクの発生が予想されるのか、的確に把握・分析し、適切に保険料に反映させる必要があります。

このような観点から、業務執行担当においては、保険料率の設定の検証のほか、保険事故発生状況の把握・分析を行っています。

リスク管理担当においては、販売商品の将来収支分析による保険引受リスク量の計測、既存保険料の適正性等の検証及び医学上の引受基準の適正性の検証等を行うことにより保険引受リスクの管理を行っています。

リスク管理総括担当においては、リスク管理担当からの報告を踏まえ、リスク管理担当のリスク管理状況等を検証し、定期的にリスク管理委員会に報告を行っています。

(2) 資産運用リスク

生命保険契約に基づき、お客さまからお預かりした資金は、将来の保険金等のお支払いに備え、大切に運用する必要があります。当社では、健全な経営を維持し、お客さまに安心して当社をご利用いただけるよう、長期・固定金利という負債特性に応じ、国債を中心とした円金利資産への投資により、安定的な運用を行うことを基本とする運用方針を定めています。このため、業務執行担当において運用方針等に掲げる計画などに基づく資産運用を行い、リスク管理担当においては、業務執行担当から情報を取得し、資産運用リスク量の計測・管理を行うことで、相互牽制作用を働かせることにより資産運用リスクの管理を行っています。

リスク管理総括担当においては、リスク管理担当からの報告を踏まえ、リスク管理担当のリスク管理状況等を検証し、定期的にリスク管理委員会に報告を行っています。

資産運用リスクは、信用リスク、市場リスク及び不動産投資リスクに分類し、管理しています。資金の一部については、信託銀行、投資顧問に委託して運用していますが、これらの運用に係る資産運用リスクについても把握し、会社全体の資産運用リスクを統一的に管理しています。

(3) 流動性リスク

生命保険事業を運営するためには、保険金等のお支払いをはじめ、資金の運用を行うなど、お客さまや取引先との資金の受払が必要となりますが、受払の際、資金決済に支障が生じれば、関係者の方々にご迷惑をおかけするばかりでなく、会社運営そのものが行えなくなる事態に繋がることとなります。こうしたことから、当社では、資金繰りリスクと市場流動性リスクをあわせて流動性リスクとして定義して管理しています。

当社における資金管理においては、日々の保険料・保険金等の受払などの際に支障が生じないように準備資金を設定し、この準備資金を確保することにより、資金繰りリスクに適切に対応しています。また、金融市場の現状を考慮した上で、市場流動性リスクのリスク管理基準を設定し、流動性資産等の検証を行うことで市場流動性リスクの管理を行っています。

リスク管理担当においては、資金繰り状況のひっ迫度に応じた区分を定義し、それぞれの区分ごとに準備資金にリミットを設定し、管理検証することにより資金繰りに支障をきたすことのないようにしています。

リスク管理総括担当においては、リスク管理担当からの報告を踏まえ、リスク管理担当のリスク管理状況等を検証し、定期的にリスク管理委員会に報告を行っています。

(4) オペレーショナルリスク

1) 事務リスク

事務の取扱上の事故などが発生するとお客さまに多大なご迷惑をおかけするとともに、当社への信用を失うことにもなります。このため、当社では業務執行担当において、過去に起きた事務事故及び今後起こり得る可能性のある事務事故などを把握し、適切に事務処理できるよう事務規程等を策定・整備するとともに、教育、啓発等に取り組んでいます。

リスク管理担当においては、業務執行担当によるリスク管理が適切に実施されているかを検証し、相互牽制作用を働かせることにより事務リスクの軽減を図るとともに、事務事故等が発生した場合には、必要に応じて調査を行うことにより再発防止に努めています。

リスク管理総括担当においては、リスク管理担当からの報告を踏まえ、リスク管理担当のリスク管理状況などを検証し、定期的にリスク管理委員会に報告を行っています。

2) システムリスク

事務の取扱いの広範な部分を情報システムに依存している現状においては、システムダウン等大きな障害などが発生した場合、事務リスクが顕在化したときと同様、お客さまに多大なご迷惑をおかけするとともに、当社への信用を失うことにもなります。このため、当社のメインシステムであるかんぽ総合情報システムについて、電子計算システムのメインコンピューターセンターを東西2カ所に設置し、相互バックアップ体制を構築することにより、システムダウン等によるリスクに対応するとともに、重大な障害が発生した際の対応マニュアルを策定し、迅速な対応を行うことができる態勢を整備しています。

また、株式会社かんぽ生命保険情報セキュリティ宣言に基づき、各種セキュリティ対策を実施し、情報資産の保護に努めています。

リスク管理担当においては、システムの所管元である業務執行担当によるリスク管理が適切に実施されているかを検証、統制することにより、システムリスクの軽減を図っています。また、システム障害等が発生した場合には、お客さまへの影響を調査し、原因分析等を行うことにより再発防止に努めています。

リスク管理総括担当においては、リスク管理担当からの報告を踏まえ、リスク管理担当のリスク管理状況などを検証し、定期的にリスク管理委員会に報告を行っています。

情報セキュリティ宣言

株式会社かんぽ生命保険が提供する各種サービスは、多くのお客さまにご利用していただいております。わたしたちがお取り扱いさせていただいているお客さまに関する情報は、厳重な管理・対応が要求され、また、ご利用していただくサービスは、安全なものでなければならないものと考えています。お客さまに安心してサービスをご利用していただくために、わたしたちは、情報セキュリティの重要性を認識し、情報セキュリティに配慮した行動に努めます。このためには、不正な侵入による情報の流出、紛失、事故・災害によるサービスの中断等からお客さまの大切な情報を守り、安全に管理するために、以下の事項に取り組んでまいります。

1 わたしたちは、情報セキュリティの管理を推進していくために、株式会社かんぽ生命保険の情報セキュリティ規程、情報セキュリティ手続及び情報セキュリティマニュアルを定め、それを遵守してまいります。

2 わたしたちは、継続的な情報セキュリティ教育により、常に情報セキュリティに関する重要性を認識し、意識向上に努めます。

3 わたしたちは、情報セキュリティを維持向上させるために、継続的に点検を実施して、見直し、改善を続けます。

6-6　第三分野保険のリスク管理（保険業法第121条第1項第1号の確認（第三分野保険に係るものに限る）の合理性及び妥当性）

(1) リスク管理の考え方

当社は、医療保障等に対するご契約者のニーズに対応するため、病気に伴う入院、手術あるいは介護といった保障をおもに基本契約に付加する特約として提供しています。これらの第三分野保険は保障内容が多種多様であり、保険事故の発生率に関する不確実性を有していることから、適切なリスク管理を行う必要があります。

このため、リスク管理体制や管理手法などの基本事項を定めた「リスク管理基本方針」、保険引受リスクを適切に管理するための事項を定めた「保険引受リスク管理規程」に基づき、第三分野保険のリスク管理を行っています。

また、将来の保険金等のお支払いを確実に行うため平準純保険料式により計算した責任準備金を積み立てるとともに、第三分野保険について、あらかじめ設定した発生率（予定発生率）がリスクを十分にカバーしているかを確認するためのストレステストを実施しています。

(2) ストレステストの実施

ストレステストは、入院保険金等の支払実績に基づき、将来10年間にわたり、入院保険金等の支払いの変動を一定の確率でカバーする発生率（危険発生率）を予測し、将来発生すると見込まれる支払保険金額と予定発生率に基づく支払保険金額を比較するものです。その結果、将来発生すると見込まれる支払保険金額が大きい場合には、危険準備金の積立てを行うこととしています。

さらに、ストレステストの結果、責任準備金の積立水準を確認する必要がある場合は、保険計理人が負債十分性テストを実施したうえ、将来の保険金等のお支払いに支障を来たすおそれがあると認められる場合には、追加して責任準備金の積立てを行うこととしています。

なお、ストレステストは、簡易生命保険の該当する商品に対しても実施しています。

(3) テストの結果

第三分野保険について、あらかじめ設定した予定発生率が将来発生すると見込まれるリスクを十分にカバーしており、ストレステストにより危険準備金、責任準備金を追加して積み立てる必要がないことを確認しています。

7.「お客さまの声」を経営に活かす取組み

当社は、「お客さまの声」は貴重な「財産」であると認識をしており、「お客さまの声」をもとにサービスを日々見直し、お客さま満足の向上に取り組み続けることは、経営改善の基本と考えています。

「お客さまの声」をもとに、商品・サービスの開発、改善を行うことはもとより、「お客さまの声」を役員はじめ、社員一人ひとりが真摯に受け止め、行動していくことにより、会社の健全かつ適正な経営を確保してまいります。

7-1　一人ひとりの「お客さまの声」からお客さま満足の向上へ

当社は、お客さまからお寄せいただいた声を集約分析し、経営課題として抽出します。そしてその対応策等を検討してサービスの向上、商品開発等につなげ、お客さまがご満足いただけるサービスのご提供を目指します。

■「お客さまの声」を経営改善に活かす取組み

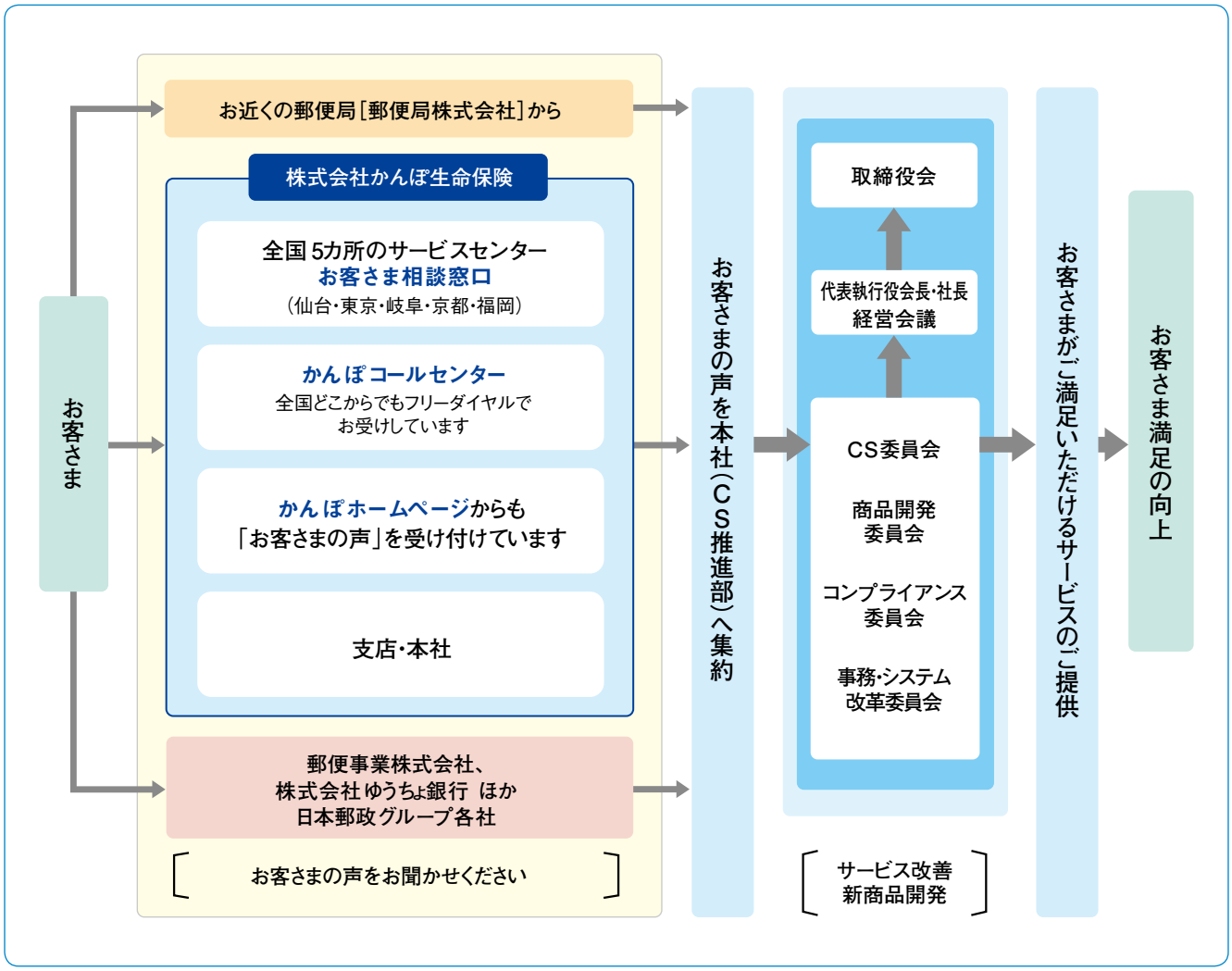

なお、当社では現在のところ契約者懇談会は開催していません。

7-2 「お客さまの声」の集約

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間にお客さまから寄せられた、当社に関する「お客さまの声（苦情）」の件数は次のとおりです。

内　　容	平成20年4月～平成21年3月	占　率
保険契約へのご加入に関するもの	21,477件	13.6%
保険料のお払込みなどに関するもの	11,755件	7.4%
ご契約後のお手続き・配当金等に関するもの	22,943件	14.5%
保険金・給付金のお支払いに関するもの	65,960件	41.8%
払込証明書に関するもの	23,335件	14.8%
その他	12,423件	7.9%
合　　計	157,893件	100.0%

※当社では、「お客さまからの不満足の表明」を「苦情」と定義しています。

7-3 「お客さまの声」をもとにした改善事例

お客さまの声

クレジットカードで、保険料の支払いができるようにしてほしい。

ご対応内容

平成21年4月より、当社の全支店及び一部の郵便局で第1回保険料について、クレジットカード又はデビットカード（キャッシュカード）でお支払いいただけるようになりました。

お客さまの声

委任状のひな形をホームページからダウンロードできるようにしてほしい。

ご対応内容

かんぽ生命ホームページから委任状のひな形をダウンロードできるよう改善いたしました。
（平成20年10月15日より、ホームページからダウンロード可能となりました。）

お客さまの声

満期のご案内ハガキが届くのが遅すぎる。もう少し早く送ってほしい。

ご対応内容

平成21年4月より、満期の3か月前に発送する取扱いを開始いたしました。
（経過措置として21年4月に、21年5月満期、6月満期の契約も併せて発行いたしました。）

お客さまの声

引越しした後、新しい住所に保険料払込督促書が転送されず、知らない間に失効していた。新しい住所に転送してほしい。

ご対応内容

平成21年4月より、郵便物転送期間中は保険料払込督促書についても、新しい住所に転送させていただくように改善いたしました。

※郵便物転送期間（通常1年）後においても、確実にご案内させていただくため、当社への住所変更のお手続きをお願いいたします。

8. 査定審査会

当社では、保険金のお支払いなどに関する苦情について、各サービスセンターお客さま相談窓口等において、その解決に向けて対応させていただいております。

これらのお客さま相談窓口等の説明ではどうしてもご納得いただけず、第三者的な立場での審査をご要望されるなど、お客さま相談対応のなかでその解決を図ることが困難となった場合（紛争が生じた場合）は、保険契約者等からの審査の請求に基づき、社外の弁護士等により構成される査定審査会において、中立かつ公平な審査を行い、査定業務の適正な執行の維持を図るとともに、保険契約者等の正当な利益の保護を図ることとしています。

■査定審査会の概要

●審査の対象

保険金のお支払いなど、契約上の権利義務に関する事項に係る紛争について、当社が行った査定の妥当性の審査を行います（損害賠償請求等は審査の対象外となります。）。

●審査手続の流れ

保険契約者等から提出していただいた審査請求書と当社内でとりまとめた査定資料に基づき審査を行い（書面審理）、審査結果がでた場合は、審査結果決定書を送付します。

当社は、審査結果を尊重するものとしています。

なお、審査の請求に係る紛争について、民事調停や民事訴訟が終了し又は係属中である場合等は、審査を行わないこととしています。

●委員の構成

社外の弁護士4名、医師1名及び消費者問題に見識のある者1名の計6名で構成されています（平成21年5月1日現在）。

9. 災害時の特別な取扱い（非常取扱いの実施）

災害が発生し、被害にあわれたお客さまに対して緊急な需要を満たす必要があると認められるときに、次の特別な取扱い（非常取扱い）を行うこととしています。

また、これら特別な取扱いを行う支店及び業務委託先である郵便局に、その内容及び期間を掲示します。

- 保険料の払込猶予期間の延伸
- 保険金及び未経過保険料の非常即時払
- 基本契約の解約の非常取扱い及びその解約返戻金の非常即時払
- 特約の解約の非常取扱い及びその解約返戻金の非常即時払
- 普通貸付金の非常即時払
- 保険料の前納払込みの取消しによる保険料の払戻しの非常取扱い
- 契約者配当金の非常即時払

10. お客さまを支える情報システム

10-1　当社のシステムの構成と役割

当社のシステムは、東日本情報管理センター、西日本情報管理センター、サービスセンター、当社の本社、統括支店、支店、郵便局株式会社の本社、支社等及び全国の郵便局をデータ通信回線で結ぶ構成になっており、より良いサービスを提供する事業基盤としての役割を果たしています。

■システム構成図

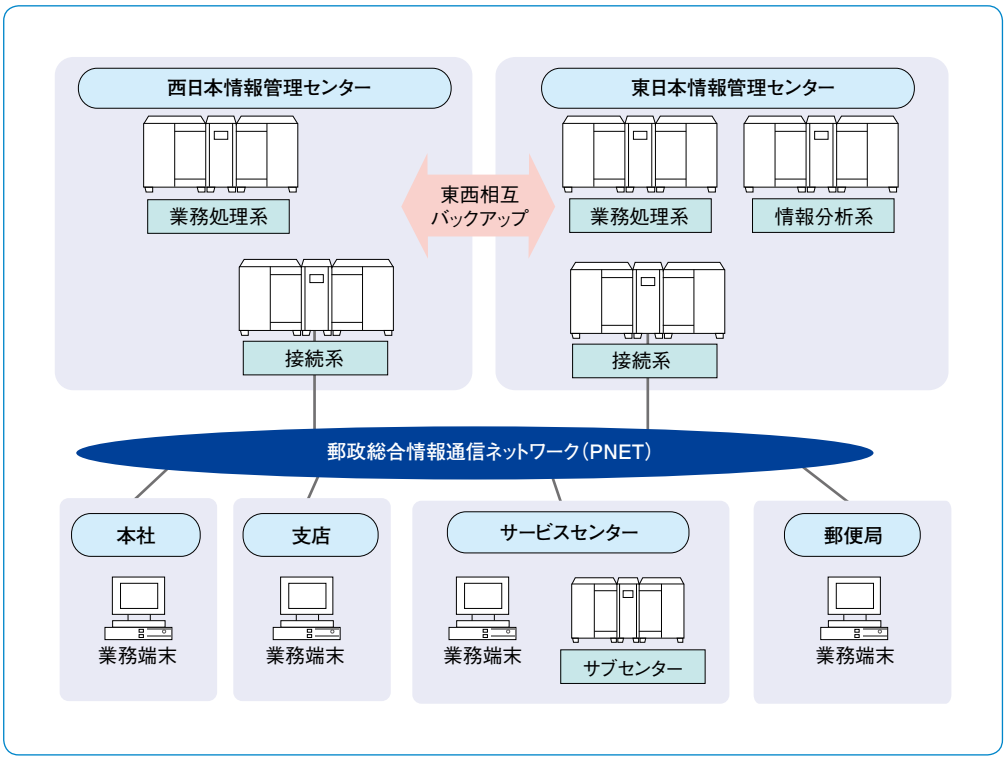

10-2　システム開発への取組み

当社は、大正15年から事務のシステム化を行っており、昭和52年からは全国規模のオンラインシステムのサービスを開始、以降、システムの強化が図られ、平成5年からは、信頼性確保のためのバックアップシステムが取り入れられ、被災時運用も強化されました。

また、平成21年1月には、新システムへの更改を実施しました。新システムでは、最新のIT技術を導入し、システム全体のレスポンスの向上を図りました。

現在は、お客さまサービスの向上や事務の効率化を目指した次期システムへの対応を中心に行っており、今後も引き続き、より良いお客さまサービスに対応してまいります。

●次期システムへの対応

お客さまサービスの向上や事務の効率化を目指した次期システム計画に基づきシステム開発等に着手しました。

業界標準の汎用技術を採用し、将来の技術革新をも取り込むことができるよう、基幹システム構成の見直しについても検討しています。

また、アプリケーションの品質・開発生産性の向上を目指したシステム開発態勢整備のための取組みを実施しています。

11. ディスクロージャーの充実

当社では、お客さまをはじめとするステークホルダーのみなさまに当社の経営内容についてご理解を一層深めていただくため、ディスクロージャーの充実は非常に重要と認識しており、本誌「かんぽ生命の現状2009」をはじめ、かんぽ生命ホームページ等を通じて積極的なディスクロージャーに努めています。

11-1　ディスクロージャー資料の発行と備え置き

◀ディスクロージャー誌
「かんぽ生命の現状2009」

多くのお客さまに当社の現状についての理解を深めていただくため、全国の支店（80カ所）、代理店である全国の郵便局などに当ディスクロージャー誌を備え置き、どなたでもご覧いただけるようにしています。

11-2　ホームページでの各種情報提供

◀かんぽ生命ホームページ
http://www.jp-life.japanpost.jp/

決算資料等の財務データや各種商品・サービスのご紹介をはじめとした、当社の幅広い情報をご案内しております。

携帯サイトも合わせて公開しており、一部の情報は携帯電話からでもご覧いただくことができます。

また、当ディスクロージャー誌もかんぽ生命ホームページへ掲載しています。

◀かんぽ生命ホームページ財務情報
http://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/financial/abt_fnc_index.html

●契約状況等の公表

当社は、ホームページにおいて月次での契約状況、資産の運用状況を公表しています。

◀かんぽ生命ホームページ
「ご契約のしおり・約款」一覧
http://www.jp-life.japanpost.jp/products/yakkan/prd_ykn_index.html

●ご契約のしおり・約款

当社は、保険商品に係る「ご契約のしおり・約款」をホームページへ掲載しています。

商品･サービスの紹介

1 かんぽ生命の保険商品及び特徴 58

2 ご契約のお申込みから成立まで 64

3 教育･研修制度 66

4 契約期間中の情報提供 68

5 保険金のお支払いについて 70

6 引受･支払体制の強化 73

7 企業経営者の方へ 74

8 お客さま相談窓口 76

9 生命保険契約者保護機構 77

1. かんぽ生命の保険商品及び特徴

1-1　保険種類一覧

（平成21年7月1日現在）

ご契約の目的	保険種類	愛称・加入年齢範囲（0歳〜80歳）
生涯保障をお考えの方へ	定額型終身保険	新ながいきくん（定額型）　20〜65歳
生涯保障のバランスをお考えの方へ	2倍型終身保険	新ながいきくん（ばらんす型2倍）20〜60歳
	5倍型終身保険	新ながいきくん（ばらんす型5倍）20〜55歳
生涯保障に「楽しみ」をプラスしたい方へ	特別終身保険	新ながいきくん（おたのしみ型）　20〜65歳
老後の不安解消に一役	介護保険金付終身保険	新シルバー保険　20〜65歳
少ない負担で保障は大きく	普通定期保険	新普通定期保険　15〜50歳
保障と満期のお楽しみをお考えの方に	普通養老保険	新フリープラン　0〜75歳
充実した保障と満期の楽しみをお考えの方に	2倍型特別養老保険	新フリープラン（2倍保障型）　15〜65歳
	5倍型特別養老保険	新フリープラン（5倍保障型）　15〜60歳
	10倍型特別養老保険	新フリープラン（10倍保障型）15〜55歳
病気と一緒にがんばる方へ	特定養老保険	新一病壮健プラン 40〜65歳
教育資金の準備をお考えの方へ	学資保険	新学資保険 0〜12歳
		18〜55歳（男性）
		16〜55歳（女性）
教育資金の準備にさらに安心をプラスしたい方へ	育英年金付学資保険	新育英学資 0〜12歳
		18〜55歳（男性）
		16〜55歳（女性）
生涯の保障と年金がセットに	終身年金保険付終身保険	新トータルプランしあわせ 25〜55歳
生涯のゆとりある老後をお考えの方へ	定額型終身年金保険	新定額型終身年金保険　20〜75歳
長生きのパートナーに	逓増型終身年金保険	新逓増型終身年金保険　20〜75歳
要介護の状態をサポート	介護割増年金付終身年金保険	新シルバー年金あんしん　25〜65歳
ゆとりある老後をお考えの方へ	定期年金保険	新定期年金保険 45〜70歳
勤労者の財産形成に	財形積立貯蓄保険	15〜65歳
	財形住宅貯蓄保険	15〜54歳
	財形終身年金保険	36〜54歳

※学資保険及び育英年金付学資保険の加入年齢は、　が被保険者、　が保険契約者です。

1-2　主な特約・特則一覧

（平成21年7月1日現在）

特約・特則の名称	特約の概要
災害特約	不慮の事故による死亡や身体障がいに備える特約
介護特約	不慮の事故による死亡、身体障がい、病気又は不慮の事故による特定要介護状態に備える特約
無配当傷害入院特約	不慮の事故による所定の入院、手術、長期入院に備える特約
無配当疾病傷害入院特約	病気又は不慮の事故による所定の入院、手術、長期入院に備える特約
指定代理請求特則	保険金等の受取人（被保険者）ご本人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき、 ご本人に代わって指定代理請求人（ご家族等）が保険金等を請求できます。

※特約保険金のお支払い事由やお支払いの制限事項等各項目についての詳細は、「ご契約のしおり・約款」でお確かめください。

無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約

「かんぽ生命　入院特約　その日から」は、1日以上の入院を支払対象とするとともに、従来の手術保険金の支払対象を公的医療保険制度に連動させ大幅に拡大するなど、基本的な保障をシンプルで分かりやすくご提供する商品として平成20年7月に販売を開始しました。

■「かんぽ生命　入院特約　その日から」の保障内容

かんぽ生命 入院特約 その日から

無配当疾病傷害入院特約、入院保険金日額15,000円（特約保険金額1,000万円）の場合

●病気・ケガで入院したとき【入院保険金】 1日以上の入院（日帰り入院*1を含みます）についてお支払い	15,000円　×　入院日数 （入院保険金日額）　（120日限度）
●病気・ケガで手術を受けたとき【手術保険金】 入院を伴う手術*2についてお支払い	手術の種類により 15,000円×5倍、10倍、20倍、40倍 （入院保険金日額）
●病気・ケガで長期入院したとき【長期入院一時保険金】 入院日数が継続して120日になった場合についてお支払い	30万円（特約保険金額の3%）

*1　日帰り入院とは、入院日と退院日が同一である場合をいい、入院基本料の支払の有無等を参考にして判断します。
*2　入院を伴うへんとう腺切除術等、所定の公的医療保険制度対象の手術を手術保険金のお支払い対象に拡大しました。

※特約保険金のお支払い事由やお支払いの制限事項等各項目についての詳細は、「ご契約のしおり・約款」でお確かめください。

保険の仕組み

●養老保険の仕組みの概略

普通養老保険「新フリープラン」

基本保険金額 1,000万円

災害特約保険金額	1,000万円
無配当疾病傷害入院特約保険金額	1,000万円

にご加入の場合

<特　長>

○被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金を、又は保険期間中に死亡されたことにより死亡保険金をお支払いします。
（満期保険金と死亡保険金の額は同額です。）

○1歳きざみで満期を設定でき、満期まで保険料は変わりません。

●終身保険の仕組みの概略

5倍型終身保険「新ながいきくん（ばらんす型5倍）」

基本保険金額 1,000万円

災害特約保険金額	1,000万円
無配当疾病傷害入院特約保険金額	1,000万円

60歳払込済にご加入の場合

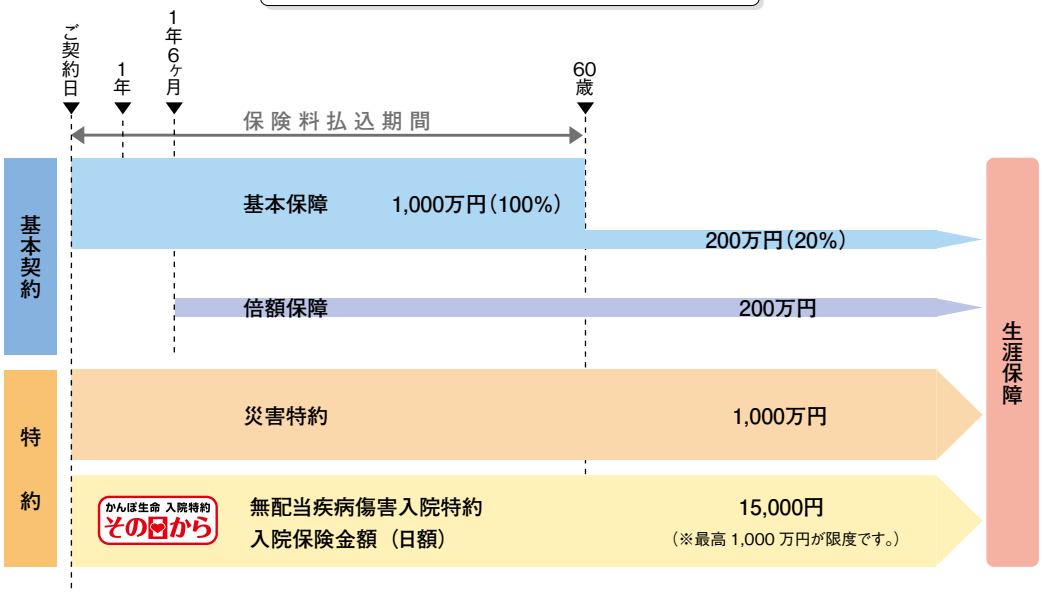

<特　長>

○被保険者が死亡された場合に死亡保険金をお支払いします。
○保険料払込期間の満了後は保険料の払込みは不要です。
○保障は一生涯です。
○保険料払込期間満了後の死亡保険金の額は、保険料払込期間満了前の死亡保険金の額の20%に相当する額となります。

指定代理請求特則

指定代理請求特則をご利用いただきますと、重い病気を患ったため意思表示ができなくなり被保険者ご本人が受取人である保険金等のご請求ができないような場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人からご請求いただけます。

■「指定代理請求特則」の仕組み

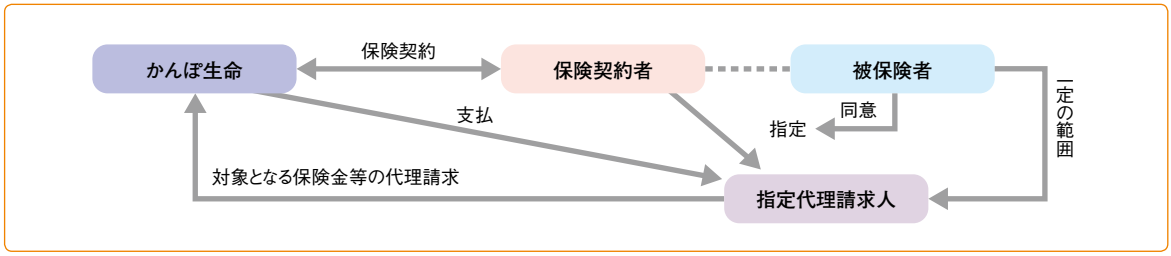

● 指定代理請求が可能な場合

保険金等の受取人である被保険者（保険料の払込免除の請求等又は重度障がいによる死亡保険金に係る重度障がいの通知の場合には、被保険者と同一人である保険契約者）が保険金等の請求をできない次の事情があるときは、指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

保険金等の請求をできない主な事情	具体例
○保険金等の請求の意思表示が困難であると当社が認めた場合	○長期間こん睡状態にある場合や、慢性的な意識障がいがあり周囲との意思疎通が完全に喪失している場合が対象
○当社が認める傷病名の告知を受けていない場合	○悪性新生物が対象

● 指定代理請求人の範囲

次のいずれかに該当する方を、指定代理請求人に指定することができます。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者の兄弟姉妹
- 被保険者と同居し、又は被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

● 対象となる保険金等

- 被保険者が受け取ることとなる保険金等の請求（例　入院保険金、手術保険金、被保険者が受取人に指定されている場合の満期保険金、生存保険金　等）
- 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除の請求等
- 被保険者と保険契約者が同一人である場合の重度障がいの通知

● 付加対象商品

すべての基本契約についてご利用が可能です。

● その他

この特則をご利用するにあたり、新たな保険料の払込みは必要ありません。

【参考】

平成19年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険のご契約（確定拠出終身年金保険を除きます。）につきましても、指定代理請求制度をご利用いただくことが可能です。

1-3　加入限度額について

当社の保険契約については、法律及び政令により、被保険者さま1人についてご加入いただける保険金額の限度（加入限度額）が定められています。この加入限度額を超えたお申込みがあった場合は、そのお申込みをお断りすることになります。また、ご契約又は特約の締結後に加入限度額の超過が判明した場合には、そのご契約又は特約を解除させていただきます。

なお、被保険者さまが、管理機構が日本郵政公社から承継した簡易生命保険契約にご加入されている場合には、当社の生命保険にご加入いただける保険金額は、加入限度額から簡易生命保険契約の保険金額を差し引いた額となります。

■保険（基本契約）の加入限度額

15歳以下	被保険者さま1人につき　700万円

16歳以上	被保険者さま1人につき　1,000万円

（注1）特定養老保険に加入する場合は500万円まで、55歳以上の被保険者さまが普通定期保険・特別養老保険に加入する場合は800万円までとなります。
（注2）20歳以上55歳以下の被保険者さまは、加入後4年以上経過した保険契約がある場合、最高1,300万円まで加入できます。

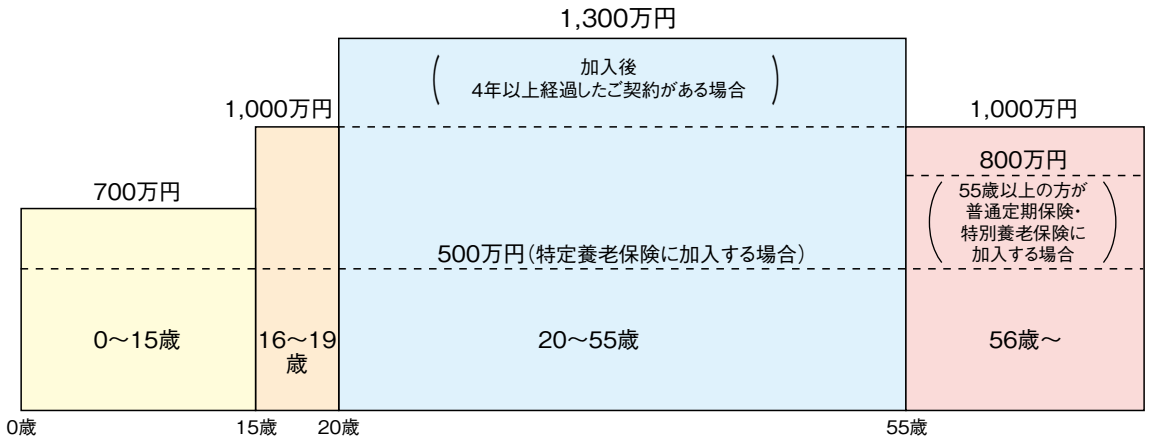

※法令で定める加入限度額の仕組みを図示したものであり、実際に加入できる年齢と相違する部分があります。

※上記の法令で定める加入限度額以外に、満15歳未満の被保険者さまがご加入いただける保険金額など、被保険者さまの年齢や保険種類によっては、ご加入いただける保険金額に一定の制限があります。

■年金（基本契約）の加入限度額

被保険者さま1人につき　　初年度年額90万円

■特約の加入限度額

特約種類	加入限度額	備　考
災害特約	被保険者さま1人につき 合計　1,000万円	・特約を付加する基本契約の保険金額の範囲内が限度となります。
介護特約		
傷害入院特約	被保険者さま1人につき 合計　1,000万円	・災害特約及び介護特約とは別枠です。 ・特約を付加する基本契約の保険金額の範囲内が限度となります。
疾病入院特約		
疾病傷害入院特約		
無配当傷害入院特約		
無配当疾病傷害入院特約		

■基本契約ごとに付加できる特約の種類

保険種類＼特約種類	災害特約	介護特約	無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
普通終身保険	○	―	○	○
特別終身保険	○	―	○	○
介護保険金付終身保険	○	○	○	○
普通定期保険	○	―	○	○
普通養老保険	○	―	○	○
特別養老保険	○	―	○	○
特定養老保険	○	―	○	―
学資保険	○	―	○	○
育英年金付学資保険	○	―	○	○
終身年金保険付終身保険	○	―	○	○
終身年金保険	○	―	○	○
介護割増年金付終身年金保険	―	―	○	○
定期年金保険	○	―	○	○

（注1）基本契約1件に付加できる特約は、災害特約又は介護特約のいずれか1種類と、無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約のうち1種類又は2種類の合わせて最高3種類までとなります。

（注2）平成19年10月1日から平成20年7月1日までにご契約された夫婦保険、夫婦年金保険及び夫婦年金保険付夫婦保険にもこれらの特約を付加することができます（介護特約を除きます。）。この場合、主たる被保険者さまのみに特約を付加することができます。

2. ご契約のお申込みから成立まで

個人保険のご加入時の、一般的なお手続きの流れは、次のとおりです。

1 プランの検討 → 2 重要事項説明・デメリット情報の提供 → 3 お申込み → 4 告知

1 プランの検討

商品別リーフレット、保障設計書（契約概要）等により、お客さまのニーズに合ったプランをお選びいただきます。

2 重要事項説明・デメリット情報の提供

お客さまが商品や制度の内容を知らなかったために不利益を被られることのないよう、保障内容、保険金支払に関する制限事項、告知義務違反、加入限度額に関する事項など、お客さまに特にご確認いただきたい事項をまとめた「保障設計書（契約概要）」「ご契約に関する注意事項（注意喚起情報）」等を事前にご説明し、お渡ししています。

「ご契約のしおり・約款」とともに、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

当社では、生命保険にご加入されるお客さまが、その生命保険商品、制度等を知らなかったために、デメリット（不利益）を被ることがないよう、お客さまへの商品説明の際、「デメリット情報」の提供を徹底しています。この「デメリット情報」については、お申込みの際に「保障設計書（契約概要）」及び「ご契約に関する注意事項（注意喚起情報）」並びに「ご契約のしおり・約款」に明示しているほか、お客さま向けの各種ご案内書等にも記載し、その徹底を図っています。

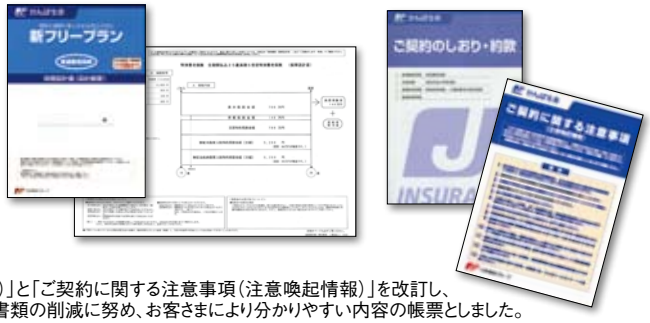

（注）平成20年7月から、契約内容を具体的にご説明する「保障設計書（契約概要）」と「ご契約に関する注意事項（注意喚起情報）」を改訂し、従来の「特に重要なお知らせ」の記載内容を取り込むことで、手続きに必要な書類の削減に努め、お客さまにより分かりやすい内容の帳票としました。

3 お申込み

ご契約者さまご自身に「ご意向確認書」をご記入いただき、ご要望に合った商品内容であるかどうかなど、お申込みの前に改めてご確認いただきます。「保険契約申込書」は、ご契約者さま・被保険者さまご自身で記入・押印いただき、「ご契約のしおり・約款」の受領確認印もいただいています。

●「ご契約のしおり・約款」について

「ご契約のしおり・約款」については、ご契約のお申込み時のお渡し以外にも、生命保険へのご加入をご検討されているなどのお客さまからお申し出があった場合には、事前にお渡ししております。詳しくはかんぽコールセンター（P76参照）又は最寄りの郵便局にお尋ねください。

4 告知

当社は、お客さまから正しい告知をいただくために、生命保険の募集及び告知を受領する際にお客さまに特にご留意いただきたい事項を商品別リーフレット、保障設計書（契約概要）、ご契約に関する注意事項（注意喚起情報）、質問表（告知書）に記載しています。

●告知をしていただく義務について

被保険者さま（学資保険又は育英年金付学資保険の場合はご契約者さまを含みます。以下同様とします。）には、健康状態等について告知をしていただく義務があります。被保険者さまの過去の傷病歴や現在の健康状態などについては、「質問表（告知書）」に事実をありのまま正確に漏れなく告知してください。

●告知義務違反について

告知していただく内容は質問表（告知書）に記載してあります。もし、これらについて、悪意又は重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、真実と違うことを告知された場合、原則として責任開始の日から起算して2年以内であれば、当社は、告知義務違反としてご契約又は特約を解除することがあります。この場合には、原則として保険金等のお支払いを行うことができず、お客さまに不利益となりますので、十分にご注意ください。

5 保険料のお払込み　6 当社でのお引受けの判断　7 ご契約の成立

5 保険料のお払込み

お申込みに際しては、第1回保険料相当額をお払込みいただきます。

お申込みの際には、当社所定の「保険料充当金領収証」をお渡ししています。この「保険料充当金領収証」には、お申込みの際の受領金額等が記載されていますので、記載内容をご確認ください。

6 当社でのお引受けの判断

ご契約のお申込みを承諾させていただくかどうかについては、お申込みいただいた後、加入限度額（P62参照）、健康状態等に関する告知内容、過去のご契約のお申込み、入院保険金等のご請求内容などを考慮して判断させていただきます。

なお、基本契約と特約を同時にお申込みいただいた場合、健康状態等に関する被保険者さまからの告知内容、過去のご契約のお申込み、入院保険金等のご請求内容などにより基本契約のみを当社が承諾し、特約についてはお申込みを承諾できないことがあります。

●ご契約の責任を開始する時期について

ご契約のお申込みを当社が承諾した場合には、第1回保険料（第1回保険料相当額）のお払込み及び告知がともに完了した時点に遡及して、当社はご契約上の責任を負います。

●当社からのご契約確認

ご契約のお申込みの際、又はご契約締結後に、当社の本社・サービスセンター・支店又は郵便局の担当者からお申込み内容や告知内容について、書面、電話又は訪問により確認させていただく場合があります。

7 ご契約の成立

保険契約申込書に記載された保険種類等のお申込みの内容は、お申込みの承諾の通知に代えて後日お届けする「保険証券」に記載してあります。「保険証券」が届きましたら、保険種類、保険金額、ご契約者さま・被保険者さまの氏名や生年月日・性別、その他の記載事項をお確かめの上、大切に保管してください。

万一、お申込みの内容と相違している場合には、かんぽコールセンター（0120-552950）にお知らせください。

なお、保険証券を送付する際に挨拶状を同封しておりますので、この内容についても必ずご確認ください。

●クーリング・オフ制度

お申込みされた方（契約締結後はご契約者さま）は、「保険契約の申込日」又は「第1回保険料（第1回保険料相当額）の領収証の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申出により、ご契約のお申込みの撤回（契約締結後は解除）することができます。

この場合、撤回をされる方が正当な権利者（お申込みされた方又はご契約者さま）であることを証明できる書類（運転免許証、健康保険被保険者証等（原本））をご持参のうえ、お申込みを撤回する旨及び必要事項を記載した書面を、前記の期間内に当社の支店又は郵便局にご提出又はご送付ください（郵送でも可能です。）。

3. 教育・研修制度

当社は、全役職員の商品知識及びコンサルティング能力の向上に努めることを勧誘方針に掲げており、営業社員や代理店への研修・教育を通じて、お客さま一人ひとりのライフプランに応じたコンサルティングセールスの向上に努めています。

3-1　営業社員

(1) 営業社員の概要

当社は、全国80の直営店営業社員により職域・法人マーケットを中心とした保険募集を行っています。

(2) 研修の概要

当社の営業社員に対しては、法人のお客さまが抱えるニーズに的確にお応えできるよう、高度な知識と倫理観を持った営業社員の育成に努めています。

入社後2年間を基礎研修期間と位置づけ、本社で開催する集合研修・業界共通教育等を通じてコンサルティング営業に必要な能力を習得します。

また3年目以降についても、質の高いコンサルティング営業ができる豊富な知識とスキルを兼ね備えた人材の育成を目指し、課題別に各種の研修を実施しています。

●当社が目指す営業社員の人材育成

1　お客さまとのふれあいを大切にする人材の育成
2　お客さまから安心いただけるよう、正確な情報を責任をもって提供できる人材の育成
3　一人ひとりのお客さまのニーズを踏まえた保険商品の提案が行える人材の育成

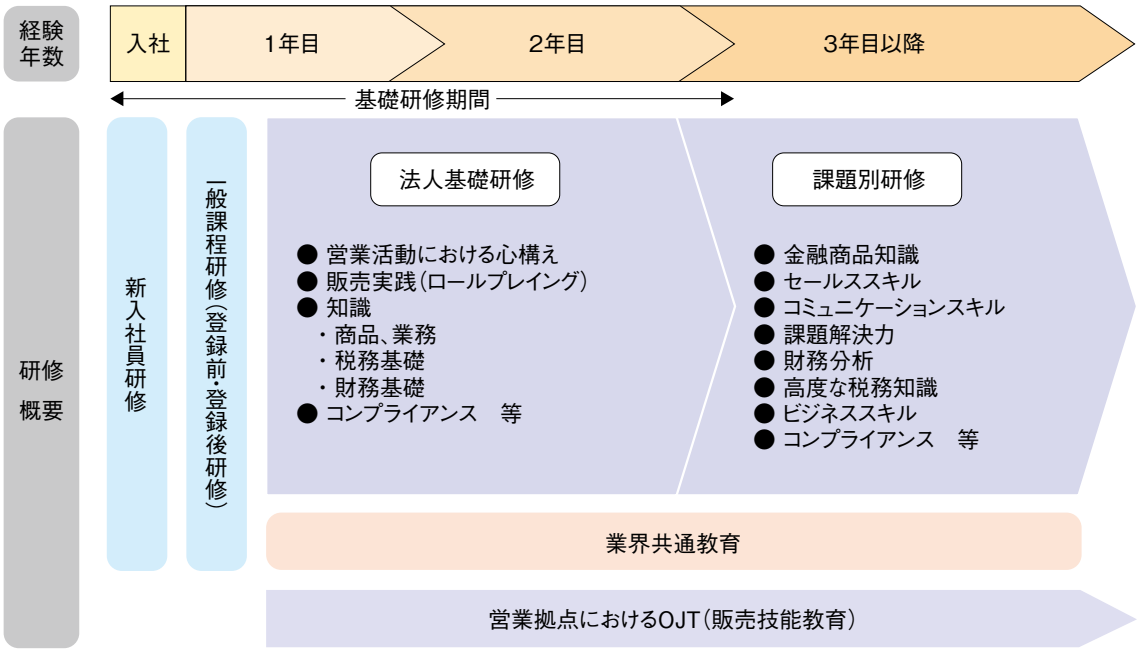

3-2　募集代理店

(1) 募集代理店の概要

当社は、郵便局株式会社と生命保険募集代理店委託契約を締結し、全国の郵便局ネットワークを通じて住域・個人マーケットを中心とした保険募集を行っています。

また、簡易郵便局（郵便窓口業務等受託者）と生命保険募集委託契約を締結しています。

(2) 研修の概要

生命保険募集人となる者に対し、当社の支店の社員により、コンプライアンスの徹底、適正な営業活動、業務知識の向上等を目的に研修を実施しています。

このほか、郵便局株式会社が実施する研修などに対して、当社の社員を講師として派遣するなどの支援を行っています。

委託業務説明会 → 一般課程研修（登録前研修） → 一般課程試験 → 一般課程研修（登録後研修）
・コンプライアンス
・適正な営業活動
・商品知識、業務知識

株式会社かんぽ生命保険の勧誘方針

Ⅰ　基本方針

当社は、「お客さまとともに未来を見つめて『最も身近で、最も信頼される保険会社』を目指します。」という経営理念のもと、常にお客さま一人ひとりの立場に立って、分かりやすく利用しやすい商品とサービスをご提供することに努めてまいります。

また、商品の販売にあたっては、法令及び社会規範などを遵守した適正な販売に努めてまいります。

1　お客さまへの適切な商品提案とご理解いただける商品説明に努めます

お客さまのご意向、知識や経験、資産状況、ライフプラン等を踏まえた適切な商品提案に努めるとともに、商品内容をお客さまに十分ご理解いただけるよう「契約概要」、「注意喚起情報」等を書面でお渡ししてご説明いたします。

2　お客さまにご安心いただけるよう保険制度の健全な運営に努めます

ご契約者間の公平性、保険制度の健全な運営を保つために、被保険者の同意はもとより、正しい告知をいただくよう努めてまいります。

未成年者、特に15歳未満の方を被保険者とする生命保険契約にあっては、適正な保険金額を設定するなど適切な募集に努めてまいります。

3　お客さまの立場に立った適切な勧誘に努めます

お客さまへの訪問・電話連絡等にあたっては、お客さまの立場に立ち、販売の方法、場所、時間帯等に配意いたします。

4　お客さまサービスの向上のための教育・研修に努めます

教育・研修体系の充実を図り、全役職員の商品知識及びコンサルティング能力の向上に努め、最適な保障プランを提供できるよう、お客さまサービスの一層の向上を図ります。

5　お客さまに関する情報は適正に取り扱います

商品の提供にあたって知り得たお客さまに関する情報は、厳正に管理を行うなど、適正に取り扱います。

Ⅱ　お客さま窓口

ご相談・お問い合わせについては、下記までお願いします。

●かんぽコールセンター　**0120-552950**（通話料無料）
（ここにきこう）

平　日　9:00～21:00
土・日・休日　9:00～17:00（1月1日～3日を除きます）

4. 契約期間中の情報提供

4-1　「ご契約内容のお知らせ」「保険料払込証明書」の送付

毎年1回、ご加入されているご契約の保障内容やご利用いただける契約者貸付の金額等をお知らせする「ご契約内容のお知らせ」をお送りしています。

また、毎年1回、生命保険料又は個人年金保険料に係る所得控除の申告書を提出する際に必要な生命保険料又は個人年金保険料のお払込みを受けたことを証明する「保険料払込証明書」をお送りしています。

はがき又は封書による通知の別	送付条件等
「ご契約内容のお知らせ」と「保険料払込証明書」が一体となったはがきをお送りします。	同一のご契約者さまのご契約が複数件数ある場合、ご契約の件数によっては、封書が2通以上になったり、封書とはがきの2種類でお知らせすることがあります。
「ご契約内容のお知らせ」と「保険料払込証明書」が一体となった通知を封書にてお送りします。	
「ご契約内容のお知らせ」のみ記載したはがきをお送りします。	保険料の払込みを要しなくなったご契約など所定の要件に該当するご契約に対してお送りするものです。
「保険料払込証明書」のみ記載したはがきをお送りします。	保険料の払込状況やご契約者さまの住所・氏名の情報などが、所定の要件に該当するご契約に対してお送りするものです。
「保険料払込証明書」のみ記載した通知を封書にてお送りします。	同一のご契約者さまのご契約が複数件数ある場合で、保険料払込状況やご契約者さまの住所・氏名の情報などが、所定の要件に該当するご契約に対してお送りするものです。

※上記の送付条件等に該当しても、所定の要件に該当するご契約については、「ご契約内容のお知らせ」「保険料払込証明書」をお送りしていない場合があります。

4-2　その他の大切なお知らせ

ご契約の満期のご案内、保険料のお払込みのご案内等、当社から各種の通知をお送りすることがございますが、いずれも大切なご案内ですので、必ずご確認いただきますようお願いします。

また、当社からの各種の通知を確実にお届けするために、ご契約者さま及び被保険者さまのご住所の変更や改姓などをされた場合には、ご契約者さまから速やかに当社又は郵便局までお届けいただきますようお願いします。

【参考】点字による各種ご案内の発行

保険契約者さま等からの請求に基づき、「契約内容のお知らせ」を点字により発行するほか、保険契約の状態に応じ、「満期のご案内」、「年金のお支払いのご案内」、「貸付内容のご案内」及び「貸付金返済のご案内」を点字により発行します。

4-3　インターネットによる契約情報提供及びお手続きのご案内等

(1) かんぽネットクラブ

当社が提供する「かんぽネットクラブ」をご利用の方については、利用登録をされたご契約について、次のようなサービスを行っています。

◀かんぽネットクラブ
https://www.jp-life1.japanpost.jp/club/

●契約情報提供サービス

「ご契約の内容」「お貸付けできる金額」「お貸付けの弁済額」等をご利用者のパソコン又は携帯電話端末のブラウザにてご確認いただけるサービスです。

●ネット通知サービス

「ご契約内容のお知らせ」「保険料払込みのご案内」「貸付金返済のご案内」をご利用者のパソコンのブラウザにてご確認いただけるサービスです。

なお、ネット通知サービスのご利用期間中は、ネット通知サービスの対象となる各種の通知について、郵送による送付を行っていません。

(2) 住所等変更届の受付

かんぽ生命ホームページにより、ご契約者さまや被保険者さまの住所変更の届出を行うことができます。

この場合、後日、お手続きに必要な書類を郵送させていただきますので、ご本人さまであることを確認できる運転免許証、健康保険被保険者証等のコピーを必要書類と一緒に返信用封筒に入れ、返信してください。

◀住所等変更届の受付
http://www.jp-life1.japanpost.jp/service/address/index.html

(3) 保険料払込証明書の再発行の受付

保険料払込証明書の紛失等により、再発行をご希望される場合、かんぽ生命ホームページにより、ご請求いただくことができます。この場合、登録されているご住所に保険料払込証明書を郵送いたします。

◀保険料払込証明書の再発行の受付
https://www.jp-life1.japanpost.jp/certify/?command=jzsz0200_certify_index

(4) 各種手続き・届出方法のご案内

契約内容の変更、保険証券（保険証書）の紛失、保険金の請求をする場合の手続き・届出の方法や、必要書類の詳細をかんぽ生命ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

◀各種手続き・届出方法のご案内
http://www.jp-life.japanpost.jp/customer/ctm_index.html

5. 保険金のお支払いについて

保険金の支払請求時に、保険金受取人さまからご提出いただきました書類の内容に基づいて、保険金の支払可否について、審査を行います。

審査の結果、保険契約の責任開始前に疾病にかかっていたなどの理由により、保険金等をお支払いできない場合もございます。

当社は、保険金の速やかなお支払いを実現するため、査定人材の育成を進めているほか、システム支援による事務処理の簡素化・支払体制の強化に努めています。

また、平成19年12月に入院保険金、死亡保険金等の手続きについて解説した冊子「保険金等のご請求について」を作成し、郵便局等に備え付けています（冊子「保険金等のご請求について」はかんぽ生命ホームページにも掲載しています。）。この冊子は、入院保険金等の手続きに関するお問い合わせを目的として郵便局等に来局されたお客さまに交付しているもので、保険金等の支払請求の手続きがスムーズに行えるよう配慮しています。

加えて、平成20年7月から、冊子「保険金等のご請求について」にセルフチェックシートを添付し、ご請求可能な保険金等をお客さまが確認できるようにいたしました。

「保険金等のご請求について」

■平成20年度の保険金等お支払いの状況等

●お支払い件数とお支払いできなかった件数

（単位：件）

区　分	件数
お支払いできなかった件数	292,688
お支払い件数	36,659,841

（注1）件数には死亡保険金、入院保険金、手術保険金等を含みます。
（注2）件数には簡易生命保険契約に係る件数を含みます。

●お支払いできなかった件数の理由別内訳

（単位：件）

区　分	件数
詐欺無効	0
不法取得目的無効	0
告知義務違反解除	414
重大事由解除	0
免責事由該当	1,585
支払事由非該当	290,689
その他	0
お支払できなかった件数の合計	292,688

5-1　保険金をお支払いできる事例とお支払いできない事例

次の事例1から事例6において、保険金等をお支払いできる場合又はお支払いできない場合を分かりやすくご説明するため、代表的な事例を参考として挙げています。ご契約の保険種類、特約種類、ご加入時期によっては、取扱いが異なる場合があります。

事例1　死亡保険金のお支払い（告知義務違反による解除）

保険契約に加入する前の「慢性C型肝炎」での通院治療の事実について、会社所定の質問表（告知書）に正しい告知をしないで加入された場合

【お支払いできる場合】	【お支払いできない場合】
ご加入後1年で「慢性C型肝炎」とはまったく関係のない「胃がん」で死亡された場合	ご加入後1年で「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡された場合

【ご説明】

保険契約のお申込みに際して、申込時における被保険者さま（学資保険等の場合は、ご契約者さま及び被保険者さま）の健康状態について正確に告知をしていただく必要があります。

しかしながら、悪意又は重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実とは異なる内容を告知された場合には、保険契約を解除させていただき、死亡保険金はお支払いしません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と死亡の原因に全く因果関係のないことが認められたときには、保険契約は解除となりますが死亡保険金はお支払いします。

事例2　保険金の倍額支払（免責事由への該当）

【お支払いできる場合】	【お支払いできない場合】
●被保険者さまの不注意 被保険者さまがうっかりわき見運転で路肩に衝突して死亡された場合	●被保険者さまの重大な過失 被保険者さまが自動車を運転し、危険な行為であることを認識できる状況下であるにもかかわらず、高速道路を逆走して対向車に衝突して死亡された場合
●軽度の酒酔い状態での事故 被保険者さまが飲酒をしていたが、横断歩道を通常に歩行中に、走行してきた車にはねられ死亡された場合	●泥酔の状態を原因とする事故 被保険者さまが泥酔して車道上に寝込んでいたところを走行してきた車にはねられ死亡された場合

【ご説明】

被保険者さまがかんぽ生命保険契約の契約日又は簡易生命保険契約の効力発生日から起算して1年6ヶ月を経過した後に、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡されたときは、普通保険約款又は簡易生命保険約款に定める保険金をお支払いします。ただし、被保険者さまに重大な過失がある場合、泥酔の状態を原因として招いた事故等の場合には、お支払いはいたしません。

事例3　重度障がいによる死亡保険金のお支払い（障がいの状態と回復の見込み）

【お支払いできる場合】	【お支払いできない場合】
事故による受傷で、両目の損傷により失明された（回復の見込みがない）場合	網膜剥離により、きょう正した視力が0.02以下となったものの、回復の見込みがあるため、現在治療中である場合

【ご説明】

被保険者さまが普通保険約款又は簡易生命保険約款に定める重度障がいの状態に該当し、また、その重度障がいの状態が固定し、かつ、回復する見込みがなくなった場合に、ご契約者さまからその通知を受けて重度障がいによる死亡保険金をお支払いします。

事例4　入院保険金のお支払い（責任開始時前の発病）

【お支払いできる場合】	【お支払いできない場合】
保険契約にご加入された後に「椎間板ヘルニア」にかかり入院された場合	保険契約にご加入される前にかかっていた「椎間板ヘルニア」が保険契約に加入された後に悪化して入院された場合

【ご説明】

入院保険金は、責任開始時（簡易生命保険契約の場合は効力発生日、以下同様とします。）以後にかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害を原因とする入院に対しお支払いします。したがって、責任開始時前にかかっていた疾病又は不慮の事故により受けた傷害を原因とする入院については、お支払いの対象とはなりません。

また、入院の原因となる疾病又は不慮の事故が責任開始時前に生じている場合で、保険契約のお申込みに際してその疾病や不慮の事故について告知いただいた場合でも、約款に特に定める場合を除き、お支払いの対象にはなりません。

なお、ご契約（特約）により、責任開始時以後一定期間経過後は、責任開始時前の疾病を原因とする入院でもお支払いする場合があります。

事例5　入院保険金のお支払い（支払日数限度の超過）

【お支払いできる場合】	【お支払いできない場合】
肝がんにより130日入院した後に退院し、その2ヶ月後に脳梗塞により130日の入院をされた場合 肝がんによる入院について120日分お支払いいたします。脳梗塞による入院についても、新たな疾病による入院ですので、120日分お支払いいたします。	肝硬変により130日入院した後に退院し、その2ヶ月後に再び肝がんにより130日の入院をされた場合 肝硬変による1回目の入院については、120日分お支払いいたしますが、肝がんによる2回目の入院については、1回目の入院と通算しますので、支払日数の限度（120日）を超えることになり、お支払いできません。 ※直接因果関係のある二つの疾病は、一つの疾病とみなします。

【ご説明】

当社の入院特約及び簡易生命保険の入院特約は、一つの疾病又は不慮の事故により受けた傷害を原因とする入院について、お支払いする入院保険金は、120日分を限度としています。ただし、疾病による入院の場合、ご契約（特約）により、被保険者さまが病院を退院後1年（無配当疾病傷害入院特約は180日）を経過してから再度同じ疾病を原因として入院したときは、新たな疾病にかかったものとみなして入院保険金をお支払いします。

事例6　手術保険金のお支払い（所定の手術への該当）

【お支払いできる場合】	【お支払いできない場合】

手術保険金のお支払対象は、入院保険金の支払われる入院期間中に、特約条項又は簡易生命保険約款の別表に定める手術に該当する手術を受けた場合となります。

【ご説明】

各入院関係の特約条項又は簡易生命保険約款の別表において、手術保険金の支払対象となる手術の種類を定めています。いずれの手術にも該当しない場合、いずれかの手術に該当しても、その手術をした入院に係る入院保険金が支払われない場合、又は入院をしないで手術のみ受けた場合は、手術保険金をお支払いしません。

さらに、お客さまに保険金のお支払いについていっそうご理解をいただくため、図解による事例集「保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の事例集」を平成21年5月にかんぽ生命ホームページに掲載いたしました。

「保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の事例集」

5-2　「支払通知書払渡未済通知書」によるご案内

保険金、年金、解約等による返戻金及び契約者配当金等をお受け取りいただく「支払通知書」を発行後、3ヶ月、6ヶ月又は1年を経過してもなお、お受取りになられていないお客さまには、「支払通知書払渡未済通知書」を発行し、できるだけ早くお受け取りいただきますようご案内をしています。保険金等をまだお受取りになられていないお客さまは、「支払通知書」、印章及びご本人であることを確認できる健康保険証・運転免許証等の証明書類をご持参のうえ、お近くの郵便局の窓口等においてお受け取りいただきますようお願い申し上げます。

5-3　「支払請求案内」の送付の徹底

例えば、死亡保険金の請求があった場合に、被保険者さまが病院で亡くなっていることが確認できたときは、亡くなる前に入院されていた可能性がありますので、入院保険金のご請求を案内するなど、お客さまから保険金の支払請求がされていない場合であっても、保険金等をお支払いすることができるもの及び保険金等をお支払いすることができる可能性があるものについて、「支払請求案内」を送付しています。

6. 引受・支払体制の強化

当社は、以下の取組みを通じて、適正で公平なお引受け、お支払いの審査（査定）に努めています。

6-1　引受査定担当者の指導・教育

新商品や新制度の創設時に行う制度改正講習会、引受基準の改正時などに行う業務研究会等を実施するとともに、引受基準の遵守に係る自主点検を継続的に行い、引受査定担当者の審査能力向上に努めています。

6-2　ご契約をお引受けする際の査定

被保険者さまの健康状態等に基づき査定を行っています。当社では、ご契約者さま間の公平性を保つため、保険金のお支払いの発生率に応じたお引受けを行っております。傷病歴等を告知された場合、告知された傷病歴等の内容によっては、ご契約又は特約をお断りすることもございます。

なお、傷病歴等を告知された場合は、当社の支店又は郵便局の担当者から、ご契約のお申込み後に告知内容についてご確認させていただく場合があります。

6-3　支払査定担当者の教育・研修

当社の支払査定担当者に対する教育として、新商品・新サービスの新設時に行う制度改正講習会に加え、支払査定スキルに応じた研修等を実施しているほか、一定の要件を満たした社員を対象に、平成20年度より、生命保険協会主催の「生命保険支払専門士」の資格取得を推進し、支払査定能力の更なる向上を図っています。

6-4　保険金支払謝絶契約に対する弁護士審査の実施

「被保険者さまの重過失又は酒に酔っている間に生じた事故により倍額保険金の支払を謝絶する保険契約」、「被保険者さまの自殺又はご契約者さま等の故殺により基本契約に係る死亡保険金の支払を謝絶する保険契約」については、客観的・中立的な視点で審査結果を確認するため、サービスセンターの審査とは別に弁護士の審査を受けることとしています。弁護士により不十分と判断された案件については、再調査等を行ったうえ、改めて審査を行い、弁護士の再審査を受けることとしており、お客さまからの保険金請求に対して客観性・中立性の高い審査を行っています。

6-5　支払管理態勢の検証・見直し

お客さまの目線での各種サービス向上をめざすため、保険金支払業務プロセスの全般的な総点検を行い、迅速かつ適正な支払業務を実現すべく組織、規程、事務取扱い及びシステムの改善に取り組んでまいります。

また、支払査定業務の品質向上と安定的なサービス提供を図るため、支払査定業務の経験や専門性を要する人材の育成に中長期的に取り組むとともに、支払査定業務の中心的な役割を担うサービスセンターの業務改革を推進してまいります。

7. 企業経営者の方へ

7-1　企業経営におけるリスクと資金需要

企業経営には、さまざまなリスクが伴います。とりわけ従業員の退職金やケガ・死亡時の保障、経営者・役員の万が一の際の一時的な資金需要に対しては、会社の業績や資金繰りに影響が及ばぬよう、計画的な資金確保が求められます。

経営者・役員のニーズ

- 事業保障対策
- 勇退退職金対策
- 死亡退職金対策
- 事業承継・相続対策

従業員のニーズ

- 福利厚生対策
- 退職金対策
- 死亡退職金対策
- 休業補償対策

7-2　法人向けの主な商品

当社では、さまざまなニーズに対応した商品を充実させております。当社商品として、養老保険及び定期保険のほか、平成20年6月から他の生命保険会社の法人向け商品の受託販売を開始し、今まで以上に企業経営者の皆さまの幅広いニーズにお応えできるように努めています。

■ニーズに対応する商品例

経営者・役員向け商品

- 長期平準定期保険
  - ・大型保障で企業防衛
  - ・退職金・弔慰金に活用可能
- 逓増定期保険
  - ・退職金・弔慰金準備に有効
  - ・増加する保障で企業成長を支援

従業員向け商品

- 養老保険（全員加入型）
  - ・死亡弔慰金・見舞金・退職金等の福利厚生制度の充実

■法人向け商品一覧

	具体的な商品名
当社引受商品	□ 新フリープラン（普通養老保険） □ 新フリープラン2･5･10倍型（特別養老保険） □ 新一病壮健プラン（特定養老保険） □ 新普通定期保険（普通定期保険）
受託販売商品	**アイエヌジー生命保険株式会社** 定期保険「すまーと経営」、低解約返戻金型定期保険「すまーと経営L」、無解約返戻金型定期保険「すまーと経営S」、低解約返戻金型逓増定期特約Ⅱ付定期保険「すまーと経営ステップ」 **アクサ生命保険株式会社** 低払いもどし金型定期保険「LTTP Fair Wind（フェアウインド）」 **アリコジャパン（アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー）** 長期平準定期保険（H19）、無配当平準定期保険、逓増定期保険（初期低解約返戻金型） **住友生命保険相互会社** 無配当定期保険「エンブレムYOU」 **東京海上日動あんしん生命保険株式会社** 定期保険、長割り定期（定期保険　低解約返戻金特則付加）、逓増定期保険、低解約返戻金型逓増定期保険 **日本生命保険相互会社** 有配当定期保険（H11）「スーパーフェニックス100」等、有配当逓増定期保険（H13）「逓増定期保険」、有配当新逓増定期保険（H18）「新逓増定期保険50Ⅱ」 **三井住友海上きらめき生命保険株式会社** 定期保険、低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険、逓増定期保険 **明治安田生命保険相互会社** 5年ごと利差配当付新定期保険「新定期保険E」、新逓増定期保険 ※社名は50音順です。 ※上記商品に付加できる特約は一部に限定されております。 ※商品供給会社によって受託販売を行う商品数や販売開始時期が異なります。

8. お客さま相談窓口

8-1　お電話でのお問い合わせ

フリーダイヤルでかんぽコールセンター又はサービスセンターお客さま相談窓口につながります（相談内容によっては、かんぽコールセンターからサービスセンターに転送することがあります。）。

相談窓口名	所在地	電話番号
かんぽコールセンター	〒905-0017　名護市大中1-19-24	0120-552950 ※おかけ間違いのないようご注意ください。
仙台サービスセンター	〒980-8792　仙台市青葉区上杉3-2-7	
東京サービスセンター	〒109-8792　東京都港区三田1-4-60	
岐阜サービスセンター	〒502-8792　岐阜市鷺山1769-3	
京都サービスセンター	〒606-8792　京都市左京区松ヶ崎横縄手町8	
福岡サービスセンター	〒812-8792　福岡市中央区大濠公園1-1	

かんぽコールセンターでは、保険商品、保険料のご案内など一般的なご相談にお答えしています。

なお、各種保険金請求後の支払状況についての確認など個別の契約に関することなどは、サービスセンターお客さま相談窓口からお答えします。

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※個別の契約に関するお問い合わせの際は、保険証券（保険証書）番号をあらかじめお確かめのうえ、おかけください。
※ご契約者ご本人さまもしくは正当な請求権者以外の方からのお問い合わせ・お申し出につきましては、ご回答できない場合があります。
※かんぽコールセンター及びサービスセンターへのお電話は、電話対応品質の向上、お客さまとの通話内容確認のため録音させていただいていますので、あらかじめご了承願います。

■受付時間

●かんぽコールセンター

平日／9:00～21:00
土・日・休日／9:00～17:00（1月1日～3日を除く）

●サービスセンターお客さま相談窓口

平日／9:00～17:00

8-2　インターネットでのお問い合わせ

かんぽ生命ホームページからのお問い合わせの受付けは24時間行っています。ご回答は、原則営業日の9:00～17:00の間の対応とさせていただきます。

※ご回答については、電話か電子メールのうち、ご希望の方法をお選びください。
※かんぽネットクラブに関するお問い合わせには、電子メールでご回答させていただきます。
※ご照会を受け付けた時間やご照会内容により、即日にご回答できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。土日休日にご照会された場合は、ご回答は翌日以降（12月31日～1月3日にご照会された場合は1月4日以降）の営業日になります。

●かんぽ生命ホームページ

http://www.jp-life.japanpost.jp/contact/cnt_index.html

9. 生命保険契約者保護機構

民営・分社化後の当社の生命保険契約は、民営・分社化前の簡易生命保険契約とは異なり、保険金等のお支払いについての政府保証はございません。他の生命保険会社と同様、保険契約者保護制度が適用されます。

9-1　生命保険契約者保護機構とは

生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます）は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません（※4））。

なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更正手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更正計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更正手続の中で確定することとなります。）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

【高予定利率契約の補償率】＝90% － {（過去5年間における各年の予定利率 － 基準利率）の総和 ÷ 2}

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、当社又は保護機構のホームページで確認いただけます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益等を財源として積み立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

生命保険契約者保護機構　TEL 03-3286-2820

ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

9-2　仕組みの概略図

■救済保険会社が現れた場合

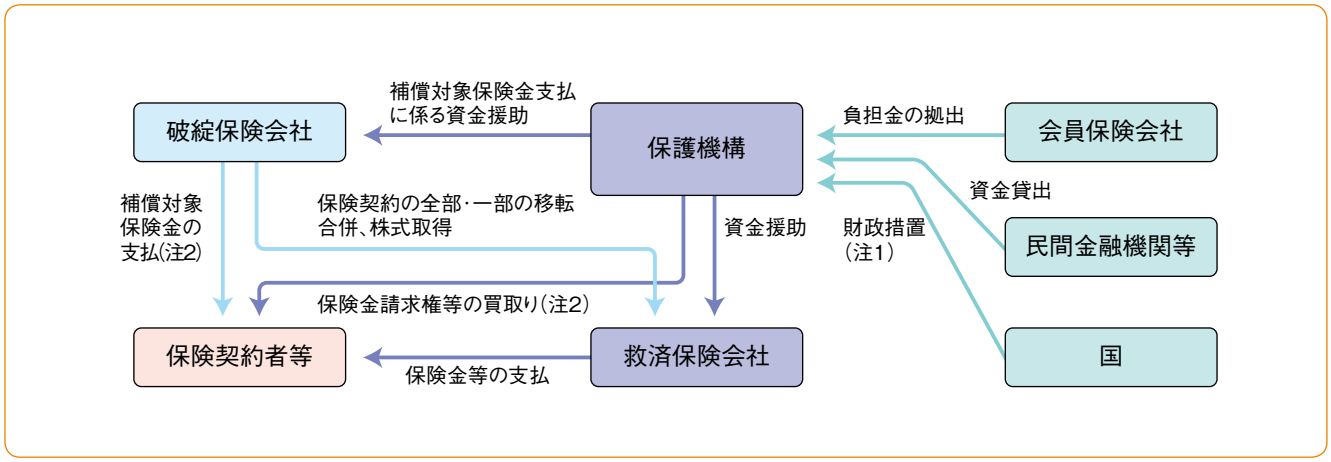

■救済保険会社が現れない場合

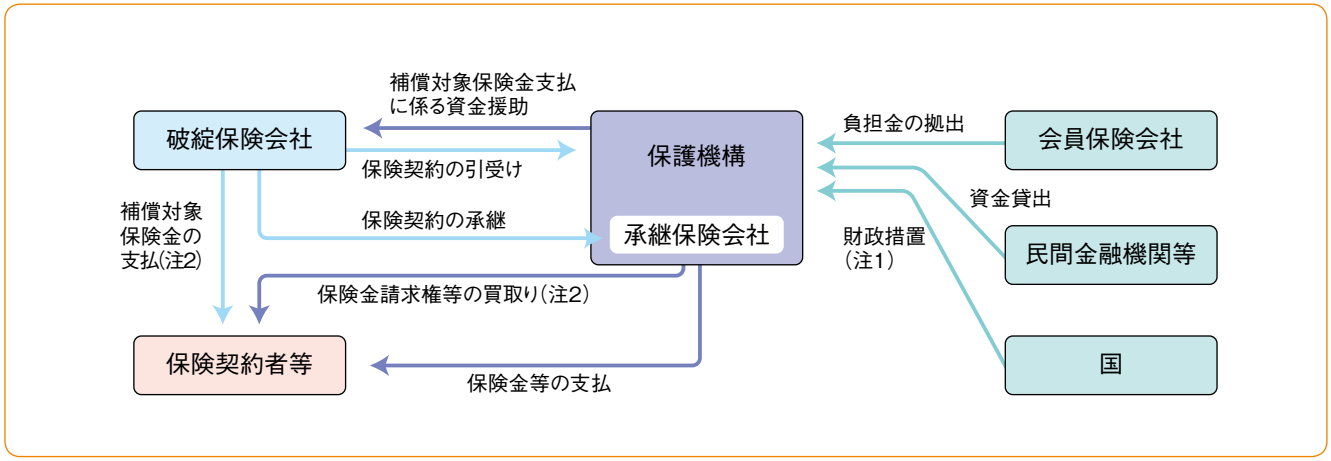

(注1)上記の「財政措置」は、平成24年(2012年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率及び買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)。

※補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

【参考】　簡易生命保険契約の政府保証について

当社の生命保険契約は、民営・分社化前の簡易生命保険契約とは異なり、保険金等のお支払いについての政府保証はございません。他の生命保険会社と同様、保険契約者保護制度が適用されます。

民営・分社化前にご加入いただいた簡易生命保険契約は、管理業務が管理機構に引き継がれ、その簡易生命保険契約が消滅するまで管理されます。保険金等のお支払いについての政府保証も、その契約が消滅するまで継続します。

会社情報 会社の概況及び組織

1 沿革 80

2 主要な業務の内容 80

3 経営の組織 81

4 店舗網一覧 82

5 資本金の推移 84

6 株式の総数 84

7 株式の状況 84

8 主要株主の状況 84

9 取締役及び執行役 85

10 会計参与の氏名又は名称 86

11 従業員の在籍・採用状況 86

12 平均給与（内勤職員） 86

13 平均給与（営業職員） 86

会社の概況及び組織

1　沿革

当社は、平成17年10月に成立した郵政民営化法に基づき、平成18年9月1日に「株式会社かんぽ」として設立され、平成19年9月30日までの間、生命保険会社として営業を開始するための準備を行ってまいりました。同年10月1日に、商号を「株式会社かんぽ」から「株式会社かんぽ生命保険」に変更し、同日以降は、日本郵政公社の業務・機能の一部を引き継ぎ、生命保険業及び管理機構の委託を受けて行う簡易生命保険管理業務を行っています。

平成18年　9月	株式会社かんぽ発足
平成19年10月	日本郵政グループ発足 生命保険業の開始に伴い、株式会社かんぽ生命保険に商号変更
12月	新規業務（運用対象の自由化）の認可取得
平成20年　2月	日本生命保険相互会社との一部業務の提携
4月	保険料口座払込みの対象金融機関拡大 新規業務（法人向け商品の受託販売、入院特約の見直し）の認可取得
6月	法人向け商品の受託販売開始
7月	「かんぽ生命　入院特約　その日から」販売開始 指定代理請求特則の取扱開始 新フリープラン（普通養老保険）の加入年齢の拡大
10月	「診断書取得費用相当額の当社負担」取扱開始
平成21年　4月	モバイル決済端末機導入による保険料等のお払込みの取扱開始 「診断書取得費用相当額の当社負担」の対象範囲拡大
7月	奈良支店及び和歌山支店の開設に伴い、全都道府県に支店を設置

【参考】

■ 簡易生命保険の沿革

大正　5年10月	簡易保険事業創業
大正15年 10月	郵便年金事業創業
昭和24年　6月	郵政省発足
平成13年　1月	省庁再編に伴い、郵政事業庁発足
平成15年　4月	日本郵政公社発足

2　主要な業務の内容

（1）生命保険業

（2）他の保険会社（外国保険業者を含む）その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務

（3）国債、地方債又は政府保証債の売買、地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務及び保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務

（4）独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から委託された、簡易生命保険管理業務

（5）その他前各号に掲げる業務に付帯又は関連する事項

3　経営の組織

■ 組織図（平成21年7月1日現在）

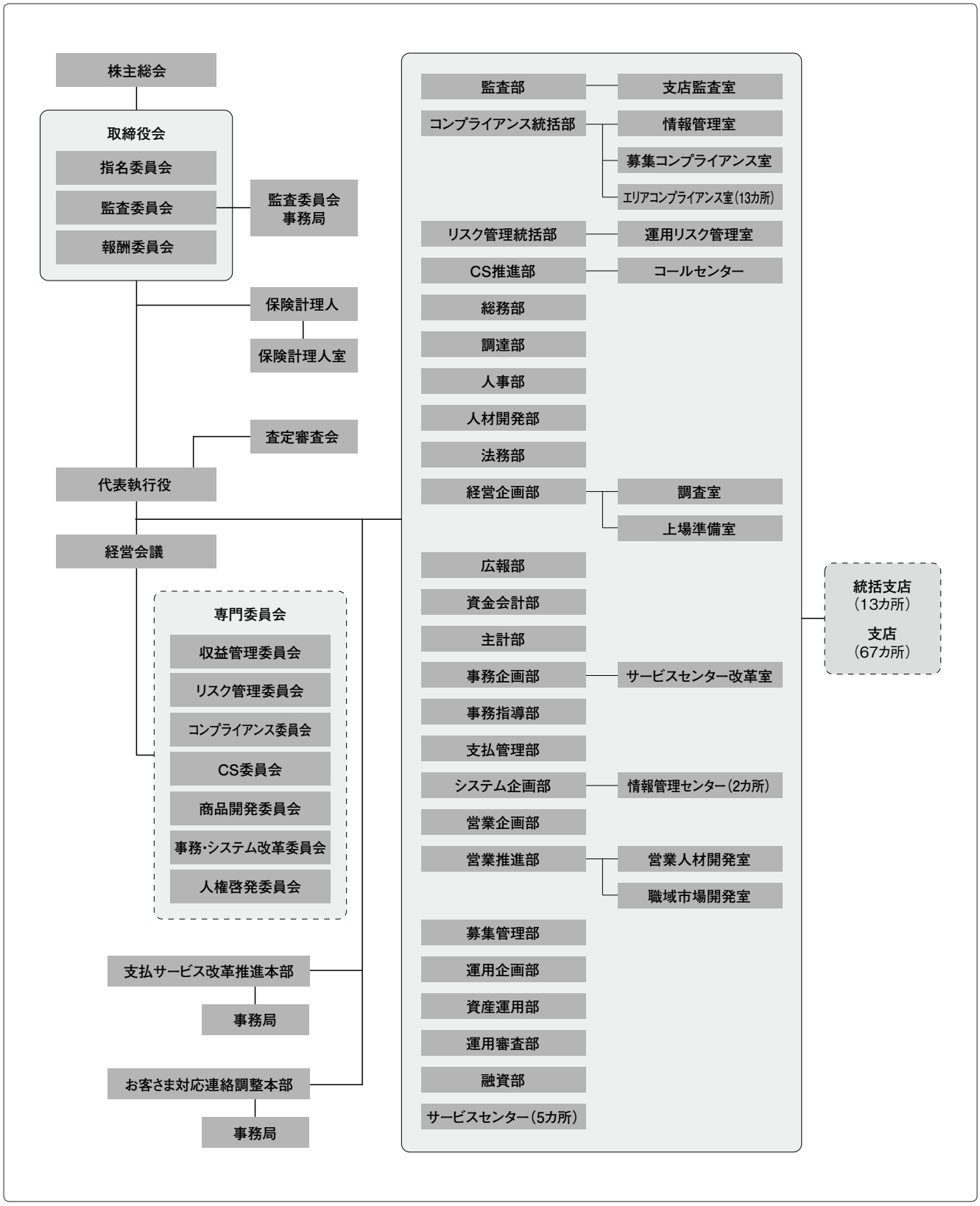

4　店舗網一覧

■ 直営店の名称及び所在地等

名称（注:★は統括支店）		所在地		
		郵便番号	住所	代表番号
北海道	札幌支店★	060-0041	北海道札幌市中央区大通東2-1	011-221-6375
	函館支店	040-8799	北海道函館市新川町1-6	0138-22-9156
	旭川支店	070-8799	北海道旭川市六条通6-28-1	0166-26-1141
	帯広支店	080-8799	北海道帯広市西三条南8-10	0155-23-5418
東　北	青森支店	030-8799	青森県青森市堤町1-7-24	017-775-5223
	盛岡支店	020-8799	岩手県盛岡市中央通1-13-45	019-622-7503
	仙台支店★	980-8797	宮城県仙台市青葉区一番町1-1-34	022-267-7849
	秋田支店	010-8799	秋田県秋田市保戸野鉄砲町5-1	018-823-1271
	山形支店	990-8799	山形県山形市十日町1-7-24	023-623-5973
	福島支店	960-0199	福島県福島市鎌田字下田4-2	024-553-8615
関　東	土浦支店	300-8799	茨城県土浦市城北町2-21	029-824-6010
	茨城支店	312-0052	茨城県ひたちなか市東石川1-10-20	029-275-3928
	宇都宮支店	320-8799	栃木県宇都宮市中央本町4-17	028-346-3302
	群馬支店	370-1201	群馬県高崎市倉賀野町1067-9	027-346-2597
	さいたま支店★	330-9797	埼玉県さいたま市中央区新都心3-1	048-600-2066
	熊谷支店	360-0037	埼玉県熊谷市筑波3-195	048-527-0451
	川越支店	350-1199	埼玉県川越市小室22-1	049-247-8914
	千葉支店	260-8799	千葉県千葉市中央区中央港1-14-1	043-246-9480
	柏支店	277-0021	千葉県柏市中央町6-19	04-7168-3801
	船橋支店	273-0012	千葉県船橋市浜町2-1-1	047-437-2731
東　京	日本橋支店	103-8799	東京都中央区日本橋1-18-1	03-3277-6874
	麻布支店★	106-8799	東京都港区麻布台1-6-19	03-3583-9928
	新宿支店	160-0023	東京都新宿区西新宿1-23-7	03-3340-9848
	上野支店	110-0014	東京都台東区北上野1-10-14	03-3842-3083
	深川支店	135-8799	東京都江東区東陽4-4-2	03-3649-2185
	大森支店	143-8799	東京都大田区山王3-9-13	03-5742-5755
	巣鴨支店	170-0002	東京都豊島区巣鴨4-26-1	03-3910-0493
	八王子支店	192-0083	東京都八王子市旭町9-1	042-646-3747
	小金井支店	184-8799	東京都小金井市本町5-38-20	042-383-2465
南関東	横浜支店★	231-8799	神奈川県横浜市中区日本大通5-3	045-212-3928
	川崎支店	210-8799	神奈川県川崎市川崎区榎町1-2	044-222-5192
	藤沢支店	251-8799	神奈川県藤沢市藤沢115-2	0466-50-9075
	橋本支店	229-1199	神奈川県相模原市西橋本5-2-1	042-774-6046
	山梨支店	400-0199	山梨県甲斐市名取12-1	055-276-7594
信　越	新潟支店	951-8799	新潟県新潟市中央区東堀通7番町1018	025-222-2364
	長岡支店	940-1106	新潟県長岡市宮内3-10-9	0258-36-6194
	長野支店★	380-8797	長野県長野市栗田801	026-231-2342
	松本支店	390-0815	長野県松本市深志2-1-9	0263-33-4264
北　陸	富山支店	930-8799	富山県富山市桜橋通り6-6	076-433-6795
	高岡支店	933-8799	富山県高岡市御馬出町34	0766-28-7817
	金沢支店★	920-8797	石川県金沢市尾張町1-1-1	076-220-3171
	福井支店	910-8799	福井県福井市大手3-1-28	0776-30-1261

（平成21年7月1日現在）

名称（注:★は統括支店）		所在地		
		郵便番号	住所	代表番号
東海	岐阜支店	500-8799	岐阜県岐阜市清住町1-3-2	058-262-2257
	静岡支店	420-8799	静岡県静岡市葵区黒金町1-9	054-253-2089
	浜松支店	430-8799	静岡県浜松市中区旭町8-1	053-453-2401
	名古屋支店★	469-8797	愛知県名古屋市中区丸の内3-2-5	052-963-6351
	岡崎支店	444-8799	愛知県岡崎市戸崎町字原山4-5	0564-71-0815
	春日井支店	486-8799	愛知県春日井市柏井町3-102-1	0568-81-4337
	北名古屋支店	481-8799	愛知県北名古屋市弥勒寺西2-33	0568-22-3114
	四日市支店	510-8015	三重県四日市市松原町5-42	059-365-9813
近畿	大津支店	520-0056	滋賀県大津市末広町7-1	077-510-0839
	京都支店	600-8799	京都府京都市下京区東塩小路町843-12	075-365-2039
	大阪支店★	530-8797	大阪府大阪市中央区北浜東3-9	06-6944-5765
	大阪南支店	542-8799	大阪府大阪市中央区東心斎橋1-4-2	06-6252-8968
	堺支店	590-8799	大阪府堺市堺区南瓦町2-16	072-222-7445
	布施支店	577-8799	大阪府東大阪市永和2-3-5	06-6729-5138
	神戸支店	650-8799	兵庫県神戸市中央区栄町通6-2-1	078-360-9125
	姫路支店	672-8799	兵庫県姫路市飾磨区中島1139-29	079-233-8292
	奈良支店	630-8115	奈良県奈良市大宮町7-1-33	0742-32-1826
	和歌山支店	640-8152	和歌山県和歌山市十番丁19番地	073-421-8641
中国	鳥取支店	680-8799	鳥取県鳥取市東品治町101	0857-22-1527
	松江支店	690-8799	島根県松江市東朝日町138	0852-28-9745
	岡山支店	700-8799	岡山県岡山市北区中山下2-1-1	086-233-2864
	広島支店★	730-8797	広島県広島市中区東白島町19-8	082-224-5165
	福山支店	720-8799	広島県福山市東桜町3-4	084-924-1570
	防府支店	747-8799	山口県防府市佐波2-11-1	0835-38-8719
四国	徳島支店	770-0856	徳島県徳島市中洲町1-42-1	088-625-3387
	高松支店	760-0025	香川県高松市古新町8-1	087-821-3352
	松山支店★	790-8797	愛媛県松山市宮田町8-5	089-936-5612
	高知支店	780-8799	高知県高知市北本町1-10-18	088-822-7906
九州	北九州支店	802-8799	福岡県北九州市小倉北区萩崎町2-1	093-951-3162
	福岡支店	810-8799	福岡県福岡市中央区天神4-3-1	092-713-2419
	佐賀支店	849-8799	佐賀県佐賀市高木瀬西3-2-5	0952-30-5097
	長崎支店	852-8794	長崎県長崎市岩川町9-17	095-842-4469
	佐世保支店	857-0863	長崎県佐世保市三浦町3-3	0956-22-0448
	熊本支店★	860-8797	熊本県熊本市城東町1-1	096-328-5343
	大分支店	870-8799	大分県大分市府内町3-4-18	097-532-2417
	宮崎支店	880-0002	宮崎県宮崎市中央通3-30	0985-31-3615
	鹿児島支店	890-8794	鹿児島県鹿児島市武1-8-8	099-250-7861
沖縄	那覇支店★	900-8799	沖縄県那覇市壺川3-3-8	098-833-5516

5　資本金の推移

年　月　日	増(減)資額	増(減)資後資本金	摘　　要
平成19年10月1日	499,950百万円	500,000百万円	民営化による増資

6　株式の総数

発行可能株式総数	80,000千株
発行済株式総数	20,000千株
当期末株主数	1名

7　株式の状況

(1)発行済株式の種類等

	種類	発行数	内　　容
発行済株式	普通株式	20,000千株	―

(2)大株主

株　主　名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
日本郵政株式会社	20,000千株	100%	―	―

8　主要株主の状況

名　　称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金	事業の内容	設　立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
日本郵政株式会社	東京都千代田区	3,500,000百万円	日本郵政グループの経営管理	平成18年1月23日	100%

9　取締役及び執行役

(1) 取締役

（平成21年7月1日現在）

取締役	進藤　丈介	（しんどう じょうすけ）	代表執行役会長
取締役	山下　　泉	（やました いずみ）	代表執行役社長　日本郵政株式会社執行役副社長
取締役	勝島　敏明	（かつしま としあき）	公認会計士
取締役	越田　弘志	（こしだ ひろし）	大和証券投資信託委託株式会社顧問
取締役	日野　正晴	（ひの まさはる）	弁護士
取締役	横山　邦男	（よこやま くにお）	日本郵政株式会社専務執行役

（注）取締役 勝島敏明、越田弘志、日野正晴及び横山邦男の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(2) 執行役

（平成21年7月1日現在）

代表執行役会長	進藤　丈介	（しんどう じょうすけ）	―
代表執行役社長	山下　　泉	（やました いずみ）	―
執行役副社長	宮嵜　和夫	（みやざき かずお）	事務企画部、事務指導部、支払管理部、システム企画部、サービスセンター、支払サービス改革推進本部事務局及びお客さま対応連絡調整本部事務局担当
専務執行役	伊藤　高夫	（いとう たかお）	監査部担当
専務執行役	杉本　政朗	（すぎもと まさろう）	営業企画部、営業推進部及び募集管理部担当
常務執行役	青木　幸治	（あおき ゆきはる）	CS推進部、お客さま対応連絡調整本部事務局及び営業推進担当
常務執行役	粟倉　章仁	（あわくら しょうじ）	コンプライアンス統括部及び法務部担当
常務執行役	蒲原　雅章	（かもはら まさあき）	資金会計部、運用企画部及び資産運用部担当
常務執行役	篠田　政利	（しのだ まさとし）	総務部、調達部、人事部、人材開発部及び融資部担当
常務執行役	南方　敏尚	（みなかた としひさ）	経営企画部、広報部及び主計部担当
執行役	池田　佳史	（いけだ よしふみ）	事務指導部長
執行役	井本　　浩	（いもと ひろし）	事務企画部長
執行役	衣川　和秀	（きぬがわ かずひで）	人材開発部担当、人事部長
執行役	佐藤　正典	（さとう まさのり）	リスク管理統括部及び運用審査部担当、保険計理人
執行役	杉森　正彦	（すぎもり まさひこ）	事務・システム改革担当
執行役	竹内　昭博	（たけうち あきひろ）	麻布支店長
執行役	藤本　清貴	（ふじもと きよたか）	運用企画部長
執行役	細沼　雅時	（ほそぬま まさとき）	システム企画部長
執行役	堀金　正章	（ほりがね まさあき）	主計部長

10　会計参与の氏名又は名称

該当ありません。

11　従業員の在籍・採用状況

（単位: 名、歳、年）

区　分	平成19年度末在籍数	平成20年度末在籍数	平成19年度採用数	平成20年度採用数	平成19年度末		平成20年度末	
					平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	4,340	4,794	－	440	38.2	16.2	38.0	15.4
（男 子）	2,915	3,142	－	178	39.6	17.2	39.4	16.4
（女 子）	1,425	1,652	－	262	35.5	14.0	35.4	13.5
営業職員	900	976	－	123	39.8	16.3	39.3	15.4
（男 子）	872	915	－	79	40.1	16.7	40.2	16.3
（女 子）	28	61	－	44	29.6	4.2	26.2	2.0

（注1）使用人数は、就業人員数（他社からの出向者を含め、他社への出向者を除く）であり、臨時雇用を含んでいません。
（注2）平均勤続年数は、郵政省、総務省郵政事業庁及び日本郵政公社から通算した勤続年数です。
（注3）平均年齢及び平均勤続年数は、当期末現在の満年齢及び勤続年数の平均を記載しており、小数点第2位を切り捨てて、小数点第1位まで表示しています。
（注4）平成19年度の新卒採用はありません。
（注5）採用時を除き、一般職、総合職の社員区分を行っていないことから、同区分別の掲載は行っていません。

12　平均給与（内勤職員）

（単位: 千円）

区　　分	平成20年3月	平成21年3月
内勤職員	336	337

（注） 平均給与月額は、平成21年3月中の税込定例給与（基準内給与）であり、賞与及び時間外手当は含みません。

13　平均給与（営業職員）

（単位: 千円）

区　　分	平成20年3月	平成21年3月
営業職員	317	309

（注） 平均給与月額は、平成21年3月中の税込定例給与（基準内給与）であり、賞与及び時間外手当は含みません。

業績データ

1 直近5事業年度における
主要な業務の状況を示す指標 90

2 財産の状況 91

3 業務の状況を示す指標等 110

4 特別勘定に関する指標等 149

5 保険会社及び
その子会社等の状況 149

※ 個別に注記している場合を除き、数値（%を除く）は単位未満切捨てとしています。
※ 「ー」は該当がないことを、「0」は単位未満であることを示しています。

業績データ

1　直近５事業年度における主要な業務の状況を示す指標 90

2　財産の状況 91

2 - 1　貸借対照表 91

2 - 2　損益計算書 92

2 - 3　キャッシュ・フロー計算書 93

2 - 4　株主資本等変動計算書 94

2 - 5　債務者区分による債権の状況 101

2 - 6　リスク管理債権の状況 101

2 - 7　元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 101

2 - 8　保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率） 102

2 - 9　有価証券等の時価情報（会社計） 103
（１）有価証券の時価情報 103
（２）金銭の信託の時価情報 104
（３）デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用の合算値） 105

2 -10 経常利益等の明細（基礎利益） 107

2 -11 計算書類等について会社法による会計監査人の監査 108

2 -12 代表者による財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認 108

2 -13 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 109

3　業務の状況を示す指標等 110

3 - 1　主要な業務の状況を示す指標等 110
（１）決算業績の概況 110
（２）保有契約高及び新契約高 112
（３）年換算保険料 112
（４）商品別新契約高 113
（５）商品別保有契約高 114
（６）保障機能別保有契約高 115
（７）個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高 116
（８）異動状況の推移 116
（９）契約者配当の状況 117

3 - 2　保険契約に関する指標等 118
（１）保有契約及び新契約増加率（件数、金額） 118
（２）新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険） 118
（３）新契約率（対年度始） 119
（４）解約失効率（対年度始） 119
（５）個人保険新契約平均保険料（月払契約年換算） 119
（６）死亡率（個人保険基本契約） 119
（７）特約発生率（個人保険） 120
（８）事業費率（対収入保険料） 121
（９）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 121
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位５社に対する支払再保険料の割合 121
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 121
(12) 未だ収受していない再保険金の額 121
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 121

3 - 3　経理に関する指標等 122
（１）支払備金明細表 122
（２）責任準備金明細表 122
（３）責任準備金残高の内訳 123
（４）個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別） 123

（５）特別勘定を設けた保険契約であって、
保険金等の額を最低保証している
保険契約に係る一般勘定の責任準備金の
残高、算出方法、その計算の基礎となる
係数 123
（６）契約者配当準備金明細表 124
（７）引当金明細表 124
（８）特定海外債権引当勘定の状況 125
（９）資本金等明細表 125
(10) 保険料明細表 125
(11) 保険金明細表 126
(12) 年金明細表 126
(13) 給付金明細表 127
(14) 解約返戻金明細表 127
(15) 減価償却費明細表 128
(16) 事業費明細表 128
(17) 税金明細表 128
(18) リース取引 128

３-４ 資産運用に関する指標等（一般勘定） 129
（１）ポートフォリオの推移 129
（２）運用利回り 130
（３）主要資産の平均残高 130
（４）資産運用収益明細表 131
（５）資産運用費用明細表 131
（６）利息及び配当金等収入明細表 131
（７）有価証券売却益明細表 132
（８）有価証券売却損明細表 132
（９）有価証券評価損明細表 132
(10) 商品有価証券明細表 132
(11) 商品有価証券売買高 132
(12) 有価証券明細表 133
(13) 有価証券残存期間別残高 133
(14) 保有公社債の期末残高利回り 134
(15) 地方債地域別内訳 134
(16) 業種別株式保有明細表 134
(17) 貸付金明細表 134
(18) 貸付金残存期間別残高 135
(19) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳 135
(20) 貸付金業種別内訳 136
(21) 貸付金使途別内訳 137
(22) 貸付金地域別内訳 137
(23) 貸付金担保別内訳 137
(24) 有形固定資産明細表 138
(25) 固定資産等処分益明細表 138
(26) 固定資産等処分損明細表 138
(27) 賃貸用不動産等減価償却費明細表 138
(28) 海外投融資の状況 139
(29) 海外投融資利回り 140
(30) 公共関係投融資の概況（新規引受額、
貸出額） 140
(31) 各種ローン金利 140
(32) その他の資産明細表 140

３-５ 有価証券等の時価情報（一般勘定） 141
（１）有価証券の時価情報 141
（２）金銭の信託の時価情報 142
（３）デリバティブ取引の時価情報
（ヘッジ会計適用・非適用の合算値） 147

４ 特別勘定に関する指標等 149

５ 保険会社及びその子会社等の状況 149

1. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

（単位: 億円）

項　　目	一年度	一年度	一年度	平成19年度	平成20年度
経常収益	―	―	―	76,868	155,337
経常利益	―	―	―	119	2,142
基礎利益	―	―	―	2,672	4,324
当期純利益	―	―	―	76	383
資本金の額及び発行済株式の総数	―	―	―	5,000 （20,000千株）	5,000 （20,000千株）
総資産	―	―	―	1,125,246	1,065,779
うち特別勘定資産	―	―	―	―	―
責任準備金残高	―	―	―	1,047,353	988,012
貸付金残高	―	―	―	199,212	183,418
有価証券残高	―	―	―	855,688	833,268
ソルベンシー・マージン比率	―	―	―	1,116.3%	1,429.7%
従業員数	―	―	―	5,240名	5,770名
保有契約高	―	―	―	18,430	76,949
うち個人保険	―	―	―	16,270	68,708
うち個人年金保険	―	―	―	2,160	8,241

（注）保有契約高は、個人保険・個人年金保険の各保有契約高の合計であり、単位未満四捨五入です。
なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

2. 財産の状況

2-1　貸借対照表

（単位: 百万円）

科　　目	平成19年度末（平成20年3月31日現在）	平成20年度末（平成21年3月31日現在）	科　　目	平成19年度末（平成20年3月31日現在）	平成20年度末（平成21年3月31日現在）
（資産の部）			（負債の部）		
現金及び預貯金	2,080,139	2,279,210	保険契約準備金	108,479,918	102,727,247
現金	10,298	7,416	支払備金	888,173	1,165,595
預貯金	2,069,841	2,271,794	責任準備金	104,735,362	98,801,221
コールローン	788,686	460,258	契約者配当準備金	2,856,381	2,760,430
債券貸借取引支払保証金	1,454,885	1,033,977	再保険借	192	237
買入金銭債権	59,981	4,527	その他負債	2,528,971	2,277,410
金銭の信託	1,861,542	409,123	債券貸借取引受入担保金	1,636,572	1,321,335
有価証券	85,568,884	83,326,846	未払法人税等	26,300	―
国債	68,959,931	69,673,325	未払金	254,961	585,386
地方債	3,711,596	4,556,326	未払費用	6,963	14,854
社債	10,387,483	8,213,710	前受収益	0	1
外国証券	2,509,872	883,483	預り金	8,207	11,536
貸付金	19,921,240	18,341,808	機構預り金	565,804	322,468
保険約款貸付	17	440	仮受金	26,923	20,970
一般貸付	12,278	217,386	その他の負債	3,237	857
機構貸付	19,908,944	18,123,982	退職給付引当金	52,316	53,667
有形固定資産	97,892	115,906	役員退職慰労引当金	19	62
土地	40,726	40,726	価格変動準備金	559,002	446,581
建物	37,266	36,485	**負債の部合計**	**111,620,419**	**105,505,207**
建設仮勘定	9	28	（純資産の部）		
その他の有形固定資産	19,890	38,666	資本金	500,000	500,000
無形固定資産	44,340	72,912	資本剰余金	500,044	500,044
ソフトウェア	44,326	72,895	資本準備金	500,044	405,044
その他の無形固定資産	13	16	その他資本剰余金	―	95,000
代理店貸	137,754	96,140	利益剰余金	27,858	66,174
その他資産	275,835	262,121	その他利益剰余金	27,858	66,174
未収金	1,264	14,189	繰越利益剰余金	27,858	66,174
前払費用	293	238	株主資本合計	1,027,902	1,066,218
未収収益	255,925	241,771	その他有価証券評価差額金	▲ 123,651	6,537
預託金	76	1,205	評価・換算差額等合計	▲ 123,651	6,537
仮払金	17,219	2,864	**純資産の部合計**	**904,250**	**1,072,756**
その他の資産	1,056	1,852			
繰延税金資産	234,196	175,888			
貸倒引当金	▲ 707	▲ 759			
資産の部合計	**112,524,670**	**106,577,963**	**負債及び純資産の部合計**	**112,524,670**	**106,577,963**

2-2　損益計算書

（単位: 百万円）

科　　目	平成19年度 （平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）	平成20年度 （平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
経常収益	7,686,842	15,533,727
保険料等収入	3,886,601	7,881,174
保険料	3,886,601	7,881,174
資産運用収益	871,353	1,713,929
利息及び配当金等収入	839,559	1,646,201
預貯金利息	2,549	5,342
有価証券利息・配当金	546,885	1,105,874
貸付金利息	2	1,707
機構貸付金利息	285,570	521,851
その他利息配当金	4,551	11,426
有価証券売却益	30,779	66,632
有価証券償還益	16	36
その他運用収益	997	1,058
その他経常収益	2,928,888	5,938,624
責任準備金戻入額	2,922,887	5,934,141
退職給付引当金戻入額	666	—
その他の経常収益	5,334	4,483
経常費用	7,674,850	15,319,442
保険金等支払金	6,149,669	13,935,765
保険金	6,147,434	13,866,946
年金	960	14,765
給付金	13	1,007
解約返戻金	239	10,347
その他返戻金	1,021	42,697
責任準備金等繰入額	739,579	302,778
支払備金繰入額	726,697	277,421
契約者配当金積立利息繰入額	12,881	25,357
資産運用費用	494,801	469,410
支払利息	1,788	5,987
金銭の信託運用損	318,576	296,779
有価証券売却損	62,449	107,165
有価証券評価損	105,568	58,738
有価証券償還損	44	74
為替差損	6,231	230
貸倒引当金繰入額	—	13
その他運用費用	143	421
事業費	266,550	548,122
その他経常費用	24,249	63,364
税金	15,176	37,455
減価償却費	8,299	23,896
退職給付引当金繰入額	—	856
役員退職慰労引当金繰入額	19	42
その他の経常費用	754	1,112
経常利益	11,991	214,285
特別利益	113,552	115,731
価格変動準備金戻入額	113,536	112,420
その他特別利益	15	3,311
特別損失	168	1,844
固定資産等処分損	162	1,844
減損損失	6	—
契約者配当準備金繰入額	106,910	275,913
税引前当期純利益	18,465	52,258
法人税及び住民税	154,586	29,534
法人税等調整額	▲ 143,807	▲ 15,593
法人税等合計	10,779	13,941
当期純利益	7,686	38,316

（注）平成19年度については株式会社かんぽの計数が含まれています。

2-3　キャッシュ・フロー計算書

（単位: 百万円）

科　　目	平成19年度 （平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）	平成20年度 （平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	18,465	52,258
減価償却費	8,299	23,896
減損損失	6	—
支払備金の増減額（▲は減少）	723,725	277,421
責任準備金の増減額（▲は減少）	▲ 2,922,887	▲ 5,934,141
契約者配当準備金積立利息繰入額	12,881	25,357
契約者配当準備金繰入額	106,910	275,913
貸倒引当金の増減額（▲は減少）	▲ 37	51
退職給付引当金の増減額（▲は減少）	▲ 583	1,351
役員退職慰労引当金の増減額（▲は減少）	19	42
価格変動準備金の増減額（▲は減少）	▲ 113,536	▲ 112,420
利息及び配当金等収入	▲ 839,559	▲ 1,646,201
金銭の信託の運用損益関係（▲は益）	318,576	296,779
有価証券関係損益（▲は益）	137,266	99,309
支払利息	1,788	5,987
為替差損益（▲は益）	6,231	230
有形固定資産関係損益（▲は益）	162	1,449
代理店貸の純増減額（▲は増加）	82,245	41,613
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（▲は増加）	105,463	9,434
再保険借の純増減額（▲は減少）	192	45
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（▲は減少）	▲ 619,120	▲ 246,199
その他	1,528	▲ 3,418
小　　計	▲ 2,971,962	▲ 6,831,238
利息及び配当金等の受取額	1,228,276	1,885,530
利息の支払額	▲ 1,478	▲ 6,191
契約者配当金の支払額	▲ 197,883	▲ 396,351
法人税等の支払額	▲ 0	▲ 178,734
営業活動によるキャッシュ・フロー	▲ 1,943,048	▲ 5,526,985
投資活動によるキャッシュ・フロー		
コールローンの取得による支出	▲ 12,727,586	▲ 34,180,058
コールローンの償還による収入	11,938,900	34,508,486
買入金銭債権の取得による支出	▲ 139,906	▲ 34,588
買入金銭債権の売却・償還による収入	79,944	89,970
金銭の信託の減少による収入	667,812	1,355,595
有価証券の取得による支出	▲ 9,423,284	▲ 17,113,164
有価証券の売却・償還による収入	10,753,134	19,534,039
貸付けによる支出	▲ 1,574,636	▲ 2,967,687
貸付金の回収による収入	3,066,542	4,547,148
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額（▲は減少）	181,686	105,671
その他	93,986	▲ 57,575
資産運用活動計	2,916,593	5,787,837
（営業活動及び資産運用活動計）	973,545	260,852
有形固定資産の取得による支出	▲ 13,843	▲ 31,117
有形固定資産の売却による収入	—	316
その他	▲ 10,197	▲ 30,980
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,892,552	5,726,056
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（▲は減少）	949,504	199,070
現金及び現金同等物期首残高	77	2,080,139
郵政民営化法第166条第1項の承継計画に定める現金及び現金同等物の承継額	1,130,557	—
現金及び現金同等物期末残高	2,080,139	2,279,210

（注）平成19年度については株式会社かんぽの計数が含まれています。

2-4　株主資本等変動計算書

（単位: 百万円）

	平成19年度 （平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）	平成20年度 （平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
株主資本		
資本金		
前期末残高	50	500,000
当期変動額		
新株の発行	499,950	―
当期変動額合計	499,950	―
当期末残高	500,000	500,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	50	500,044
当期変動額		
新株の発行	499,994	―
資本準備金の取崩	―	▲ 95,000
当期変動額合計	499,994	▲ 95,000
当期末残高	500,044	405,044
その他資本剰余金		
前期末残高	―	―
当期変動額		
その他資本剰余金の積立て	―	95,000
当期変動額合計	―	95,000
当期末残高	―	95,000
資本剰余金合計		
前期末残高	50	500,044
当期変動額		
新株の発行	499,994	―
資本準備金の取崩	―	▲ 95,000
その他資本剰余金の積立て	―	95,000
当期変動額合計	499,994	―
当期末残高	500,044	500,044
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	▲ 22	27,858
当期変動額		
民営化に伴う税効果調整額	20,194	―
当期純利益	7,686	38,316
当期変動額合計	27,880	38,316
当期末残高	27,858	66,174
利益剰余金合計		

（単位: 百万円）

	平成19年度 （平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）	平成20年度 （平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
前期末残高	▲ 22	27,858
当期変動額		
民営化に伴う税効果調整額	20,194	―
当期純利益	7,686	38,316
当期変動額合計	27,880	38,316
当期末残高	27,858	66,174
株主資本合計		
前期末残高	77	1,027,902
当期変動額		
新株の発行	999,944	―
資本準備金の取崩	―	▲ 95,000
その他資本剰余金の積立て	―	95,000
民営化に伴う税効果調整額	20,194	―
当期純利益	7,686	38,316
当期変動額合計	1,027,825	38,316
当期末残高	1,027,902	1,066,218
評価･換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	―	▲ 123,651
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	▲ 123,651	130,188
当期変動額合計	▲ 123,651	130,188
当期末残高	▲ 123,651	6,537
評価・換算差額等合計		
前期末残高	―	▲ 123,651
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	▲ 123,651	130,188
当期変動額合計	▲ 123,651	130,188
当期末残高	▲ 123,651	6,537
純資産合計		
前期末残高	77	904,250
当期変動額		
新株の発行	999,994	―
資本準備金の取崩	―	▲ 95,000
その他資本剰余金の積立て	―	95,000
民営化に伴う税効果調整額	20,194	―
当期純利益	7,686	38,316
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	▲ 123,651	130,188
当期変動額合計	904,173	168,505
当期末残高	904,250	1,072,756

個別注記表

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（貸借対照表の注記）

平成19年度	平成20年度
1．有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。）の評価は、次のとおりであります。 （1）満期保有目的の債券 …移動平均法による償却原価法（定額法） （2）責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう） …移動平均法による償却原価法（定額法） （3）その他有価証券 ① 時価のあるもの …決算日の市場価格等による時価法（売却原価の算定は移動平均法） ② 時価のないもの …移動平均法による償却原価法（定額法） なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	1．会計方針に関する事項 （1）有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。）の評価は、次のとおりであります。 ① 満期保有目的の債券 …移動平均法による償却原価法（定額法） ② 責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう） …移動平均法による償却原価法（定額法） ③ その他有価証券 ・時価のあるもの …決算日の市場価格等による時価法（売却原価の算定は移動平均法） ・時価のないもの …移動平均法による償却原価法（定額法） なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）における信託財産の構成物の評価は、決算日の市場価格等（株式については期末日以前１ヶ月の市場価格等の平均）による時価法によっております。 信託財産を構成している不動産のうち建物部分については定額法、建物以外のものについては定率法による減価償却分を取得原価から除いております。 なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	（2）金銭の信託の評価基準及び評価方法 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）における信託財産の構成物の評価は、決算日の市場価格等（株式については期末日以前1ヶ月の市場価格等の平均）による時価法によっております。 信託財産を構成している不動産のうち建物部分については定額法、建物以外のものについては定率法による減価償却分を取得原価から除いております。 なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。	（3）デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。
4．有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・建物　定額法によっております。 ・建物以外　定率法によっております。	（4）有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・建物　定額法によっております。 ・建物以外　定率法によっております。 （5）無形固定資産の減価償却の方法 ソフトウェア　利用可能期間に基づく定額法によっております。
5．外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。 なお、法人税法に規定する為替相場の著しい変動があり、かつ、回収の見込がない（又は重要）と判断される外貨建資産・負債については、決算日の為替相場により円換算しております。	（6）外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。 なお、法人税法に規定する為替相場の著しい変動があり、かつ、回収の見込がないと判断される外貨建資産・負債については、決算日の為替相場により円換算しております。

平成19年度	平成20年度
6．貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、Ⅳ分類に分類した債権のうち、直接償却を行っている金額は、74百万円であります。	（7）貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、Ⅳ分類に分類した債権のうち、直接償却を行っている金額は、115百万円であります。
7．退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。	（8）退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
8．役員退職慰労引当金の計上方法 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。	（9）役員退職慰労引当金の計上方法 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
9．価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。	(10) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
10. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
	(11) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日　企業会計基準委員会）に従い、貸付金の一部に対するキャッシュフローのヘッジとして金利スワップの特例処理を行っております。 なお、金利スワップの特例処理の適用条件を満たすものについては、有効性の検証を省略しております。
11. その他採用した重要な会計方針 （1）消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(12) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
（2）責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式	(13) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
（3）ソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。	
	(14) 連結納税制度の適用 日本郵政株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

平成19年度	平成20年度
12. 信託された有価証券を貸出運用し、収益を獲得する有価証券信託の設定により、当該信託に拠出している有価証券（国債）の貸借対照表価額は、2,012,804百万円であります。	2．信託された有価証券を貸出運用し、収益を獲得する有価証券信託の設定により、当該信託に拠出している有価証券（国債）の貸借対照表価額は、2,006,892百万円であります。
13. 有形固定資産の減価償却累計額は3,148百万円であります。	3．有形固定資産の減価償却累計額は14,147百万円であります。
14. 関係会社に対する金銭債権の総額は586百万円、金銭債務の総額は129,348百万円であります。	4．関係会社に対する金銭債権の総額は3百万円、金銭債務の総額は15,317百万円であります。
15. 繰延税金資産の総額は、260,101百万円、繰延税金負債の総額は、25,905百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、103百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、金銭の信託運用損88,467百万円、その他有価証券評価差額金90,907百万円及び支払備金55,670百万円であります。 繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券評価差額金20,718百万円及び金銭の信託に係る未収配当5,187百万円であります。	5．繰延税金資産の総額は、193,214百万円、繰延税金負債の総額は、17,233百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、91百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、金銭の信託運用損51,948百万円、支払備金48,238百万円、責任準備金40,273百万円、退職給付引当金19,432百万円、その他有価証券評価差額金12,121百万円及び価格変動準備金8,117百万円であります。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金15,832百万円であります。
16. 当年度における法定実効税率は36.21％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、日本郵政公社より承継された株式配当未収収益等損金不算入項目による影響28.66％であります。	6．当年度における法定実効税率は36.21％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、過年度法人税等▲10.16％であります。
17. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機があります。	
18. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。 日本郵政公社承継残高 2,932,089百万円 支払備金からの積み替えによる増加 2,972 〃 当年度契約者配当金支払額 197,883 〃 利息による増加等 12,881 〃 年金買増しによる減少 589 〃 契約者配当準備金繰入額 106,910 〃 当年度末現在高 2,856,381 〃	7．契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 前年度末現在高 2,856,381百万円 当年度契約者配当金支払額 396,351百万円 利息による増加等 25,357百万円 年金買増しによる減少 870百万円 契約者配当準備金繰入額 275,913百万円 当年度末現在高 2,760,430百万円
19. 関係会社の株式はありません。	8．関係会社の株式はありません。
	9．担保に供されている資産の額は、有価証券（国債）200百万円であります。
20. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険に係る責任準備金（危険準備金を除く。）は、当該再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、当社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額101,040,914百万円を積み立てております。 また、受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金3,076,245百万円、価格変動準備金559,002百万円を積み立てております。	10. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険に係る責任準備金（危険準備金を除く。）は、当該再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、当社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額93,166,194百万円を積み立てております。 また、受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金2,885,580百万円、価格変動準備金446,581百万円を積み立てております。
21. 貸借対照表に計上した「機構預り金」とは、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、民営化時に預託された機構における支払備金、訴訟及び調停に係る損害賠償損失引当金に相当する額であり、当事業年度末までに支払い等が行われていない額であります。	11. 貸借対照表に計上した「機構預り金」とは、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、民営化時に預託された機構における支払備金、訴訟及び調停に係る損害賠償損失引当金に相当する額であり、当事業年度末までに支払い等が行われていない額であります。
22. 当事業年度より、日本郵政株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。	

平成19年度	平成20年度
23.　１株当たりの純資産額は、45,212円54銭であります。	12.　１株当たりの純資産額は、53,637円80銭であります。
	13.　保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は1,384百万円であります。 　なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
	14.　現在当社では、保険金の支払点検により追加で保険金等の支払いを行う可能性がある事案の調査を実施しております。調査は継続中であり、追加支払額の算定は困難であります。
24.　退職給付債務に関する事項は以下のとおりであります。 （１）退職給付債務及びその内訳 イ　退職給付債務　▲ 52,071百万円 ロ　未認識数理計算上の差異　▲ 244　〃 ハ　退職給付引当金（イ＋ロ）　▲ 52,316　〃 （２）退職給付債務等の計算基礎 イ　退職給付見込額の期間配分方法　期間定額基準 ロ　割引率　1.7% ハ　数理計算上の差異の処理年数　14年	15.　退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。 （１）退職給付債務及びその内訳 イ　退職給付債務　▲ 53,148百万円 ロ　未認識数理計算上の差異　▲ 518百万円 ハ　退職給付引当金（イ＋ロ）　▲ 53,667百万円 （２）退職給付債務等の計算基礎 イ　退職給付見込額の期間配分方法　期間定額基準 ロ　割引率　1.7% ハ　数理計算上の差異の処理年数　14年

（損益計算書の注記）

平成19年度	平成20年度
１．関係会社との取引による収益の総額は262百万円、費用の総額は7,723百万円であります。	１．関係会社との取引による収益の総額は12百万円、費用の総額は7,500百万円であります。
２．有価証券売却益の主な内訳は、外国証券30,779百万円であります。	２．有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券9,318百万円、外国証券57,313百万円であります。
３．有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券11,237百万円、外国証券51,212百万円であります。	３．有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券6,392百万円、外国証券100,772百万円であります。
４．有価証券評価損の主な内訳は、外国証券105,568百万円であります。	４．有価証券評価損の主な内訳は、外国証券58,738百万円であります。
５．金銭の信託運用損には、評価損が244,317百万円含まれております。	５．金銭の信託運用損には、評価損が243,989百万円含まれております。
６．１株当たり当期純利益は、768円54銭であります。 　但し、平成19年10月1日民営化後の期間における当期純利益を、同日以降の普通株式の期中平均株式数で除して算定した1株当たり当期純利益は、385円37銭であります。	６．１株当たりの当期純利益は1,915円83銭であります。
７．保険料には、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険に関する再保険契約に基づく保険料が3,258,275百万円含まれております。	７．保険料には、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険に関する再保険契約に基づく保険料が5,629,491百万円含まれております。
８．保険金には、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険に関する再保険契約に基づく保険金が6,147,407百万円含まれております。	８．保険金には、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険に関する再保険契約に基づく保険金が13,865,789百万円含まれております。

平成19年度

9．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険に関する再保険契約により、受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構のため、当年度において契約者配当準備金へ106,910百万円を繰り入れております。

10. 退職給付費用に関する事項は、次のとおりであります。

イ	勤務費用	1,375百万円
ロ	利息費用	449 〃

11. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

（1）兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関連	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
兄弟会社	郵便局株式会社	なし	保険業務代理店	業務委託	207,942	代理店借	36,296

取引条件

1．委託業務に関連して発生する受託会社の総原価を基準に決定しております。

2．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

（2）取締役との取引はございません。

平成20年度

9．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険に関する再保険契約により、受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構のため、当年度において契約者配当準備金へ275,913百万円を繰り入れております。

10. 退職給付費用に関する事項は、次のとおりであります。

イ	勤務費用	2,722百万円
ロ	利息費用	890百万円
ハ	数理計算上の差異の費用処理額	▲ 17百万円

11. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

・兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	郵便局株式会社	なし	保険業務代理店	業務委託	415,210	代理店借	37,320

取引条件

1．委託業務に関連して発生する受託会社の総原価を基準に決定しております。

2．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

（株主資本等変動計算書の注記）

平成19年度

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前年度末株式数	当年度増加株式数	当年度減少株式数	当年度末株式数
発行済株式（普通株式）	2	19,998	－	20,000
合　計	2	19,998	－	20,000

（注）1．当社は、㈱かんぽの定款変更を行い生命保険会社として設定したことから、前年度末の株式数2千株は㈱かんぽの発行済株式数を記載しております。

2．当年度増加株式数は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第128条第1項において、当社は同法第166条第1項に規定する承継計画において定めるところに従い、株式を発行したものです。

2．その他

当社は、平成19年10月1日、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第128条第2項の規定により、同法第166条に規定する承継計画において定めるところに従い、日本郵政公社から財産の出資を受けました。出資を受けた財産の概要は以下のとおりであります。

株式会社　かんぽ生命保険（平成19年10月1日）

資産	113,737,248百万円	負債	112,737,304百万円
		純資産	999,944百万円

平成20年度

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前年度末株式数	当年度増加株式数	当年度減少株式数	当年度末株式数
発行済株式（普通株式）	20,000	－	－	20,000
合　計	20,000	－	－	20,000

平成19年度	平成20年度
	2．配当に関する事項 （1）配当金支払額 該当事項はございません。 （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成21年5月21日の取締役会において、次のとおり決議しております。 ・普通株式の配当に関する事項 配当金の総額　9,579百万円 配当の原資　利益剰余金 １株当たりの配当額　478.95円 基準日　平成21年3月31日 効力発生日　平成21年5月22日

2-5　債務者区分による債権の状況

（単位: 百万円、%）

区　　分	平成19年度末	平成20年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	―	―
危険債権	―	―
要管理債権	―	―
小計	―	―
（対合計比）	（　　―）	（　　―）
正常債権	19,957,398	18,373,751
合計	19,957,398	18,373,751

（注1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
（注2）危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
（注3）要管理債権とは、3ヶ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。
なお、3ヶ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3ヶ月以上延滞貸付金を除く。）です。
（注4）正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

2-6　リスク管理債権の状況

平成19年度末、平成20年度末において、該当の残高はありません。

2-7　元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

平成19年度末、平成20年度末において、該当の残高はありません。

2-8　保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位: 百万円）

項　　目	平成19年度末	平成20年度末
ソルベンシー・マージン総額　（A）	4,515,352	4,539,541
資本金等	1,027,902	1,056,639
価格変動準備金	559,002	446,581
危険準備金	3,076,245	2,886,245
一般貸倒引当金	0	14
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	▲ 193,841	9,223
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	2,511	336
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	15,422	80,642
負債性資本調達手段等	―	―
控除項目	―	―
その他	28,110	59,856
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$　（B）	808,960	635,003
保険リスク相当額　R_1	192,794	187,951
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	197,707	179,089
予定利率リスク相当額　R_2	82,890	71,934
資産運用リスク相当額　R_3	600,940	424,922
経営管理リスク相当額　R_4	21,486	17,277
最低保証リスク相当額　R_7	―	―
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	1,116.3%	1,429.7%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています）。

2-9　有価証券等の時価情報（会社計）

（1）有価証券の時価情報

1）売買目的有価証券の評価損益

平成19年度末、平成20年度末において、売買目的有価証券は保有していません。

2）有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位: 百万円）

区　分	平成19年度末					平成20年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				うち差益	うち差損				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	31,366,941	32,187,510	820,569	823,269	2,700	35,360,140	36,358,633	998,492	1,005,083	6,590
責任準備金対応債券	44,037,157	44,742,056	704,899	851,310	146,410	40,821,219	41,536,025	714,805	802,520	87,715
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	11,816,976	11,623,135	▲ 193,841	57,216	251,057	7,436,145	7,446,393	10,248	44,178	33,930
公社債	7,610,356	7,654,912	44,556	50,335	5,778	6,244,676	6,262,002	17,325	32,129	14,804
株式	1,675,142	1,458,350	▲ 216,792	6,784	223,577	313,216	296,379	▲ 16,837	1,314	18,152
外国証券	2,531,477	2,509,872	▲ 21,605	96	21,701	873,652	883,483	9,831	10,733	901
公社債	2,531,477	2,509,872	▲ 21,605	96	21,701	873,652	883,483	9,831	10,733	901
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	4,600	4,527	▲ 72	—	72
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計	87,221,076	88,552,702	1,331,626	1,731,796	400,169	83,617,505	85,341,052	1,723,546	1,851,782	128,236
公社債	83,014,455	84,584,480	1,570,024	1,724,915	154,890	82,426,037	84,156,660	1,730,623	1,839,733	109,109
株式	1,675,142	1,458,350	▲ 216,792	6,784	223,577	313,216	296,379	▲ 16,837	1,314	18,152
外国証券	2,531,477	2,509,872	▲ 21,605	96	21,701	873,652	883,483	9,831	10,733	901
公社債	2,531,477	2,509,872	▲ 21,605	96	21,701	873,652	883,483	9,831	10,733	901
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	4,600	4,527	▲ 72	—	72
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注1）本表には、CD（譲渡性預金）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。

（注2）「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、平成19年度が1,675,142百万円、▲216,792百万円、平成20年度が313,216百万円、▲16,837百万円です。

・時価のない有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位: 百万円）

区　分	平成19年度末	平成20年度末
満期保有目的の債券	―	―
非上場外国債券	―	―
その他	―	―
責任準備金対応債券	―	―
子会社・関連会社株式	―	―
その他有価証券	1,014,581	1,149,100
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	―	―
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	―	―
非上場外国債券	―	―
その他	1,014,581	1,149,100
合　計	1,014,581	1,149,100

（注）本表には、CD（譲渡性預金）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。

（2）金銭の信託の時価情報

（単位: 百万円）

区　分	平成19年度末					平成20年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益			貸借対照表計上額	時価	差損益		
				うち差益	うち差損				うち差益	うち差損
金銭の信託	1,861,542	1,861,542	―	―	―	409,123	409,123	―	―	―

1）運用目的の金銭の信託

平成19年度末、平成20年度末において、運用目的の金銭の信託は保有していません。

2）満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託

（単位: 百万円）

区　分	平成19年度末					平成20年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				うち差益	うち差損				うち差益	うち差損
満期保有目的の金銭の信託	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
責任準備金対応の金銭の信託	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
その他の金銭の信託	2,078,335	1,861,542	▲216,792	6,784	223,577	425,960	409,123	▲16,837	1,314	18,152
国内株式ファンド	1,997,592	1,780,799	▲216,792	6,784	223,577	342,622	325,785	▲ 16,837	1,314	18,152
不動産ファンド	80,743	80,743	―	―	―	83,338	83,338	―	―	―

(3) デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用の合算値)

1) 定性的情報

①取引の内容

当社が利用対象としている主なデリバティブ取引は、以下のとおりです。

・金利関連:金利スワップ取引
・通貨関連:為替予約取引

②取組方針

当社では、デリバティブ取引を運用に関する資産の金利・為替変動リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則としてヘッジ目的の利用に限定し、投機目的には利用しないこととしています。

③利用目的

当社が利用しているデリバティブ取引の主な目的は、以下のとおりです。

・「金利関連取引」は、当社の貸付金の変動金利を固定金利化する目的で利用しています。
・「通貨関連取引」は、外貨建資産の購入・売却・償還金などの外貨キャッシュ・フローの円価額を確定させる目的で利用しています。

上記取引のうち、変動金利を固定金利化する目的の「金利関連取引」については、キャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理を適用しています。

④リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、原則として運用に関する資産の金利・為替変動リスクのヘッジを目的としているため、デリバティブ取引のもつ市場関連リスクは減殺され、限定的なものになっています。

また、取引形態は、格付等を勘案し信用度が高いと判断される取引先を選別した店頭取引であり、取引相手が倒産等により契約不履行に陥り、損失を被るリスクは限定的です。

⑤リスク管理体制

当社では、リスク管理基本方針を定め、デリバティブ取引については運用方針等を規定化するとともに、ヘッジ目的の利用に限定し、投機目的には利用しないこととしています。

また、取引先ごとの与信限度額を設定することでリスクを抑制し、取引先の選定にあたっては、格付等を勘案し信用度が高いと判断される取引先を選別しています。

なお、各リスクを総合的に管理する組織として、「リスク管理統括部」を設置し、内部管理体制の強化を図っています。

⑥定量的情報に関する補足説明

・時価算定に係る補足説明

【金利スワップ取引】

公表されている市場金利を基準として、将来のキャッシュ・フロー差額を現在価値に割り引いた理論価格

・差損益に関する補足説明

当社では、デリバティブ取引を原則として運用に関する資産の市場関連リスクをヘッジする手段として利用しており、いわゆるトレーディング目的の取引はありません。

例えば、金利スワップ取引は、変動金利を固定金利化する目的で利用しており、取引単位で損益をとらえるのではなく、ヘッジ対象となる運用に関する資産と合わせて管理を行っています。

2) 定量的情報

①差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位: 百万円)

区分		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
平成19年度末	ヘッジ会計適用分	−	−	−	−	−	−
	ヘッジ会計非適用分	−	−	−	−	−	−
	合計	−	−	−	−	−	−
平成20年度末	ヘッジ会計適用分	▲ 55	−	−	−	−	▲ 55
	ヘッジ会計非適用分	−	−	−	−	−	−
	合計	▲ 55	−	−	−	−	▲ 55

②金利関連

（単位: 百万円）

区分	種類	平成19年度末				平成20年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	－	－	－	－	11,300	11,300	▲ 55	▲ 55
合　計					－				▲ 55

（注）「差損益」欄には、スワップ取引については時価（現在価値）を記載しています。

（参考）金利スワップ残存期間別残高

（単位: 百万円、%）

区　　分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
平成19年度末	受取側固定 スワップ想定元本	－	－	－	－	－	－	－
	平均受取固定金利	－	－	－	－	－	－	－
	平均支払変動金利	－	－	－	－	－	－	－
	合　計	－	－	－	－	－	－	－
平成20年度末	受取側固定 スワップ想定元本	－	－	9,300	2,000	－	－	11,300
	平均受取固定金利	－	－	1.25	1.25	－	－	1.25
	平均支払変動金利	－	－	1.13	1.20	－	－	1.14
	合　計	－	－	9,300	2,000	－	－	11,300

③通貨関連

平成19年度末、平成20年度末において、該当の残高はありません。

④株式関連

平成19年度末、平成20年度末において、該当の残高はありません。

⑤債券関連

平成19年度末、平成20年度末において、該当の残高はありません。

⑥その他

平成19年度末、平成20年度末において、該当の残高はありません。

2-10　経常利益等の明細（基礎利益）

（単位: 百万円）

項　　目		平成19年度	平成20年度
基礎利益	A	267,278	432,430
キャピタル収益		30,779	66,632
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		30,779	66,632
金融派生商品収益		—	—
為替差益		—	—
その他キャピタル収益		—	—
キャピタル費用		526,066	474,777
金銭の信託運用損		318,576	296,779
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		62,449	107,165
有価証券評価損		105,568	58,738
金融派生商品費用		—	—
為替差損		6,231	230
その他キャピタル費用		33,240	11,863
キャピタル損益	B	▲ 495,286	▲ 408,144
キャピタル損益含み基礎利益	A+B	▲ 228,008	24,285
臨時収益		240,000	190,000
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		240,000	190,000
その他臨時収益		—	—
臨時費用		—	—
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		—	—
個別貸倒引当金繰入額		—	—
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		—	—
臨時損益	C	240,000	190,000
経常利益（損失）	A+B+C	11,991	214,285

（注）金銭の信託運用損のうちインカム・ゲインに相当する額（平成19年度:33,240百万円、平成20年度:11,863百万円）を、「その他キャピタル費用」に計上し「その他基礎収益」として基礎利益に含めております。

2-11　計算書類等について会社法による会計監査人の監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに附属明細書について、あずさ監査法人の監査を受けています。

2-12　代表者による財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

当社代表者は、財務諸表等についての適正性、及び財務諸表等作成に係る内部統制の有効性について確認しています。
平成20年度の確認書は以下のとおりです。

確　認　書

平成21年7月3日

株式会社　かんぽ生命保険

代表執行役会長

進藤文介

1．私は、当社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

2．当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表等の適正性の確保を図っております。

（1）財務諸表等の作成にあたって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切な業務体制を整備しております。

（2）独立した内部監査部門が所管部署における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については、取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。

（3）重要な経営情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

2-13　事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

3. 業務の状況を示す指標等

3-1　主要な業務の状況を示す指標等

(1)決算業績の概況

1)事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、世界的な金融危機の深刻化の影響により、輸出や生産が減少するなど企業収益が大幅に悪化し、雇用情勢や個人消費にも影響が出るなど、景気が急速に悪化いたしました。

また、保険業界におきましては、引き続き、少子高齢化、世帯構成の変化などにより、伝統的な死亡保障へのニーズが縮小する一方、医療保険、介護保険、年金商品などの生存保障へのニーズが高まるなど、マーケット構造が大きく変化しております。販売チャネルにつきましても、通信販売、銀行窓販、来店型保険ショップなど新しい販売チャネルが台頭しており、その環境は一層厳しいものとなりました。

このような環境のなかで、当社は、生命保険業及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の委託を受けて行う簡易生命保険管理業務を主要な業務とする生命保険会社として、大正5年に創設された簡易生命保険の「簡易にご利用可能な基礎的生活保障サービスをご提供する」といった社会的使命を引き継ぎつつ、「お客さまとともに未来を見つめて『最も身近で、最も信頼される保険会社』を目指します。」との経営理念のもと、お客さまの多様なニーズにお応えできる商品・サービスの提供に向けた取組みを行うなど、経営基盤の強化を行ってまいりました。

具体的な取組みは以下のとおりであります。

商品・サービスの提供につきましては、法人向け市場への対応として、当社の商品だけでは提供できない高額の保障ニーズにお応えするため、平準定期保険・逓増定期保険の受託販売を平成20年6月から開始いたしました。

また、短期の入院保障等のニーズにお応えするため、日帰り入院からの保障、手術保険金の支払対象の拡大などを内容とする新入院特約「かんぽ生命　入院特約　その日から」(無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約)の販売を平成20年7月から開始いたしました。併せて、高齢化社会におけるご高齢者の加入ニーズにお応えするため、「新フリープラン」(普通養老保険)の加入年齢の上限を70歳から75歳に引上げました。

その他、お客さまの利便性向上を図るため、保険料の口座払込みの利用対象となる金融機関の範囲拡大、診断書取得費用相当額の一定要件の下での当社負担や指定代理請求特則の取扱いなどを開始いたしました。

これらの新たな商品・サービスがお客さまからご好評をいただいたことから、新契約業績につきましては、前期比で増加に転じ、業績の回復を果たすことができました。

また、当社は郵政民営化法により資産の運用方法の制限を受けているところでありますが、リスク管理及び収益性の向上のため、平成19年12月に金融庁及び総務省から新たな資産の運用方法に係る認可を受けました。これにより、平成20年7月から信託受益権、同年8月からシンジケートローン(参加型)、同年12月から金利スワップ取引、平成21年3月から貸出債権の取得による資産運用を開始いたしました。

さらに、これらの取組みに加え、地域社会のみなさまの健康づくりに貢献することを目的として、日本放送協会及び全国ラジオ体操連盟と共同で、平成20年5月から同年10月までの間に全国11会場で「特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会」、平成20年7月から同年8月までの間に全国43会場で「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」を開催いたしました。また、「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」のうち1会場は「1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭」として盛大に開催しておりますが、当期はラジオ体操制定80周年にあたりますので、80周年の記念大会として平成20年7月27日に東京国際展示場(東京ビッグサイト)で開催いたしました。

以上の結果、当期における損益の状況は以下のとおりとなりました。

収益面におきましては、保険料等収入は7兆8,811億円、資産運用収益は1兆7,139億円となり、保険金支払などに充てるための責任準備金戻入額5兆9,341億円等を含めた経常収益は15兆5,337億円となりました。

費用面におきましては、保険金等支払金は13兆9,357億円、資産運用費用は4,694億円、事業費は5,481億円となり、その他経常費用等を含めた経常費用は15兆3,194億円となりました。

この結果、経常利益は2,142億円となり、経常利益に特別利益、特別損失、契約者配当準備金繰入額、法人税等合計を加減した当期純利益は383億円となりました。

なお、後述の支払点検等に要した費用は約146億円となりましたが、経費の効率的使用の徹底、運用利回りの向上などにより、契約者配当準備金繰入額を2,759億円と前年度の1,980億円(上半期の繰入額含む)より増加させることができました。

2）対処すべき課題

当社は、早ければ平成22年度の上場を目指し、これに向けた経営基盤の強化に努めておりますが、今後は次の課題に注力してまいります。

新契約業績につきましては、当期は一定の回復を果たすことができましたので、今後も、加入後一定期間経過した場合の加入限度額の引上げや、日本生命保険相互会社と共同で開発を進めている「がん保険」の販売など、お客さまのニーズにお応えできる新たな商品・サービスの提供に取り組んでまいります。併せて、当社のメインチャネルである郵便局株式会社との連携強化を図りつつ、販売チャネルの拡大・多様化に向けた検討を行うなど、更なる業績の回復に向けて取り組んでまいります。

資産運用につきましては、健全経営を維持し、保険金等のお支払いを確実に行うため、負債の特性を踏まえた長期の円金利資産ポートフォリオを構築し、資産と負債のキャッシュフロー・マッチングを推進いたします。また、リスク管理態勢の強化に努めつつ、収益向上の観点から、国債に比べて相対的に高い利回りが期待できる円貨建て資産などへの運用につきましても取り組んでまいります。

保険金等の支払管理につきましては、生命保険会社として優先的に取り組むべき課題のひとつとして認識しており、現在、日本郵政公社の期間中（平成15年4月～平成19年9月）にお支払いいたしました保険金等の内容が適切であったかについて点検を実施いたしております。具体的には、平成20年7月から入院証明書等のイメージ化・データ入力の作業を開始、同年10月から機械による点検及び目視による整理・点検の作業を開始、平成21年4月下旬から最終的な点検・支払決定の作業を開始いたしております。これに伴うお客さまへのご案内につきましては、コールセンターの拡充などお客さま対応態勢の準備を整えたうえで、平成21年7月に、準備が整ったものから順次ご案内を開始し、平成22年2月までにご案内状の送付を完了することを目標としています。

このほか、お客さまから保険金等の支払請求が行われていない事案につきましては、再度ご請求案内等を行う取組みを実施いたしております。これに伴うお客さまへのご請求案内の送付につきましては、平成20年8月から開始しており、お客さまからご返送いただいたものから順次お支払いいたしております。しかしながら、お客さまからの返送率が低かったため、ご案内方法等の見直しを行い、平成21年7月に、ご請求案内を再開し、遅くとも平成22年2月末までにご案内状の送付を完了することを目標としています。

これらの取組みは、お客さまへの適切なご案内と確実なお支払いなどの実施を第一義とし、対象契約の特定、お客さま対応態勢の準備などに全力で取り組んでまいります。

この内容につきましては、これまでの取組みの経緯及び進捗状況、お客さまへのご案内スケジュールなどを、平成21年4月13日及び平成21年5月29日に報道発表を行っております。

その他、すべての業務運営の前提となるコンプライアンス態勢の強化に努めてまいりましたが、経営理念で掲げる「最も身近で、最も信頼される保険会社」の実現のためには、コンプライアンスの更なる徹底が必要不可欠であると認識しており、引き続き、コンプライアンスの推進に取り組んでまいります。

これらの取組みを通じて、企業価値の持続的な向上を図り、「最も身近で、最も信頼される保険会社」として、みなさまのご期待に応える会社となることを目指してまいります。

(2) 保有契約高及び新契約高

1) 保有契約高

（単位: 件、百万円、%、単位未満四捨五入）

区 分	平成19年度末				平成20年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	588,970	－	1,626,980	－	2,445,352	415.2	6,870,755	422.3
個人年金保険	61,985	－	216,033	－	243,171	392.3	824,112	381.5

（注）個人年金保険の金額については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものです。

2) 新契約高

（単位: 件、百万円、%、単位未満四捨五入）

区 分	平成19年度				平成20年度			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
個人保険	591,599	－	1,635,047	－	1,917,207	－	5,424,862	－
個人年金保険	62,080	－	217,262	－	183,134	－	628,755	－

（注）個人年金保険の金額については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

1) 保有契約

（単位: 百万円、%、単位未満四捨五入）

区 分	平成19年度末		平成20年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	109,403	－	458,415	419.0
個人年金保険	68,232	－	256,763	376.3
合計	177,635	－	715,178	402.6
うち医療保障・生前給付保障等	11,326	－	48,990	432.5

2) 新契約

（単位: 百万円、%、単位未満四捨五入）

区 分	平成19年度		平成20年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	109,974	－	362,133	－
個人年金保険	68,319	－	205,770	－
合計	178,293	－	567,902	－
うち医療保障・生前給付保障等	11,401	－	39,743	－

（注1）年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額）。

（注2）医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障がいを事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 商品別新契約高

（単位: 件、百万円、単位未満四捨五入）

		平成19年度		平成20年度	
		件　数	金　額	件　数	金　額
個人保険	普通終身保険	73,998	230,142	276,678	928,481
	定額型	9,272	20,253	41,313	99,389
	倍　型	64,726	209,889	235,365	829,092
	特別終身保険	27,183	73,045	107,391	310,823
	介護保険金付終身保険	18	67	82	269
	普通定期保険	266	718	999	2,446
	普通養老保険	228,184	580,291	802,063	1,996,831
	特別養老保険	149,637	637,008	454,146	1,895,796
	特定養老保険	6,218	5,861	17,465	16,753
	学資保険	97,053	97,408	236,388	247,706
	育英年金付学資保険	8,837	9,759	21,682	24,352
	夫婦保険	113	283	23	61
	終身年金保険付終身保険	92	465	289	1,341
	夫婦年金保険付夫婦保険	—	—	1	3
	小計	591,599	1,635,047	1,917,207	5,424,862
個人年金保険	終身年金保険	1,912	15,506	4,986	38,911
	即時終身年金保険	138	700	318	1,719
	据置終身年金保険	1,772	14,788	4,665	37,140
	介護割増年金付終身年金保険	2	19	3	51
	定期年金保険	60,155	201,657	178,146	589,833
	即時定期年金保険	18,945	60,580	54,631	171,842
	据置定期年金保険	41,210	141,077	123,515	417,990
	夫婦年金保険	13	98	2	12
	即時夫婦年金保険	2	9	—	—
	据置夫婦年金保険	11	89	2	12
	小計	62,080	217,262	183,134	628,755
財形保険	財形積立貯蓄保険	60	1	74	2
	財形積立住宅保険	1	0	3	0
	小計	61	1	77	2
財形年金保険	財形終身年金保険	—	—	3	13
	小計	—	—	3	13

（注1）財形保険、財形年金保険の件数は、被保険者数です。
（注2）個人年金保険、財形年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資です。
（注3）財形保険の金額は、第1回保険料額です。

(5) 商品別保有契約高

（単位: 件、百万円、単位未満四捨五入）

		平成19年度末		平成20年度末	
		件　数	金　額	件　数	金　額
個人保険	普通終身保険	73,518	228,605	339,639	1,123,076
	定額型	9,207	20,095	49,310	116,823
	倍　型	64,311	208,509	290,329	1,006,253
	特別終身保険	27,005	72,532	131,443	375,602
	介護保険金付終身保険	18	67	97	326
	普通定期保険	263	715	1,157	3,273
	普通養老保険	227,282	577,826	1,005,906	2,511,046
	特別養老保険	148,901	633,823	586,734	2,457,486
	特定養老保険	6,187	5,829	23,007	21,983
	学資保険	96,794	97,131	326,998	342,221
	育英年金付学資保険	8,801	9,724	29,881	33,698
	夫婦保険	112	281	126	317
	終身年金保険付終身保険	89	447	363	1,724
	夫婦年金保険付夫婦保険	—	—	1	3
	小計	588,970	1,626,980	2,445,352	6,870,755
個人年金保険	終身年金保険	1,899	15,389	6,575	52,044
	即時終身年金保険	138	694	456	2,363
	据置終身年金保険	1,759	14,676	6,114	49,611
	介護割増年金付終身年金保険	2	19	5	70
	定期年金保険	60,073	200,546	236,581	771,959
	即時定期年金保険	18,920	59,645	73,188	217,180
	据置定期年金保険	41,153	140,901	163,393	554,779
	夫婦年金保険	13	98	15	110
	即時夫婦年金保険	2	9	2	9
	据置夫婦年金保険	11	89	13	101
	小計	61,985	216,033	243,171	824,112
財形保険	財形積立貯蓄保険	60	5	126	28
	財形積立住宅保険	1	0	4	1
	小計	61	5	130	29
財形年金保険	財形終身年金保険	—	—	3	13
	小計	—	—	3	13

（注1）財形保険、財形年金保険の件数は、被保険者数です。
（注2）個人年金保険、財形年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。
（注3）財形保険の金額は責任準備金額です。

(6) 保障機能別保有契約高

（単位: 百万円、単位未満四捨五入）

区　分			保有金額	
			平成19年度末	平成20年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	1,626,980	6,870,755
		個人年金保険	—	—
		その他共計	142,063,844	130,918,360
	災害死亡	個人保険	(1,357,419)	(5,681,462)
		個人年金保険	(1,053)	(4,709)
		その他共計	(228,299,717)	(210,063,080)
	その他の条件付死亡	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(—)	(—)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	—	—
		個人年金保険	155,685	587,720
		その他共計	8,621,168	7,696,939
	年金	個人保険	(2,096)	(7,119)
		個人年金保険	(21,711)	(84,415)
		その他共計	(2,754,041)	(2,651,955)
	その他	個人保険	—	—
		個人年金保険	60,349	236,392
		その他共計	12,591,428	12,662,891
入院保障	災害入院	個人保険	(704)	(7,529)
		個人年金保険	(1)	(8)
		その他共計	(179,032)	(169,535)
	疾病入院	個人保険	(687)	(7,369)
		個人年金保険	(0)	(3)
		その他共計	(176,612)	(167,288)
	その他の条件付入院	個人保険	(235)	(1,317)
		個人年金保険	(0)	(1)
		その他共計	(16,994)	(16,261)

（注1）（　）内数値は基本契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。
（注2）生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
（注3）生存保障の年金欄の金額は年金年額を表します。
（注4）生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後契約）の責任準備金額を表します。
（注5）入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。

（単位: 件）

区　分		保有件数	
		平成19年度末	平成20年度末
障がい保障	個人保険	(507,424)	(2,090,654)
	個人年金保険	(287)	(1,260)
	その他共計	(46,487,017)	(42,608,351)
手術保障	個人保険	(496,324)	(2,063,910)
	個人年金保険	(329)	(1,631)
	その他共計	(45,097,298)	(41,514,264)

（注）（　）内数値は基本契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。

(7) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

（単位: 百万円、単位未満四捨五入）

区　　分		平成19年度末	平成20年度末
死亡保険	終身保険	301,650	1,500,731
	定期保険	715	3,273
	その他共計	302,365	1,504,004
生死混合保険	養老保険	1,217,478	4,990,516
	その他共計	1,324,615	5,366,751
年金保険	個人年金保険	216,033	824,112
災害・疾病関係特約	災害特約	1,352,591	5,663,977
	介護特約	51	210
	傷害入院特約	18	48
	疾病入院特約	0	1
	疾病傷害入院特約	687	1,445
	無配当傷害入院特約	—	118
	無配当疾病傷害入院特約	—	5,926

（注1）個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものです。
（注2）入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

(8) 異動状況の推移

1) 個人保険

（単位: 件、百万円、%、単位未満四捨五入）

区　分	平成19年度		平成20年度	
	件　数	金　額	件　数	金　額
年始現在	—	—	588,970	1,626,980
新契約	591,599	1,635,047	1,917,207	5,424,862
復活	8	12	1,107	2,929
保険金額の増加	—	—	—	—
転換による増加	—	—	—	—
死亡	21	62	611	1,476
満期	—	—	—	—
保険金額の減少	—	—	—	—
転換による減少	—	—	—	—
解約	1,758	5,340	38,573	118,134
失効	830	2,616	21,639	67,418
その他の異動による減少	28	62	1,109	▲3,013
年末現在	588,970	1,626,980	2,445,352	6,870,755
（増加率）	（　—）	（　—）	（　315.2）	（　322.3）
純増加	588,970	1,626,980	1,856,382	5,243,775
（増加率）	（　—）	（　—）	（　215.2）	（　222.3）

（注）金額は、死亡保険、生死混合保険の主たる保障部分の合計です。

2）個人年金保険

（単位: 件、百万円、%、単位未満四捨五入）

区　分	平成19年度		平成20年度	
	件　数	金　額	件　数	金　額
年始現在	—	—	61,985	216,033
新契約	62,080	217,262	183,134	628,755
復活	—	—	15	63
金額の増加	—	—	—	—
転換による増加	—	—	—	—
死亡	6	18	277	954
支払満了	—	—	—	—
金額の減少	—	—	—	—
転換による減少	—	—	—	—
解約	85	332	1,403	5,140
失効	3	17	275	1,097
その他の異動による減少	1	862	8	13,549
年末現在	61,985	216,033	243,171	824,112
（増加率）	（　—）	（　—）	（　292.3）	（　281.5）
純増加	61,985	216,033	181,186	608,079
（増加率）	（　—）	（　—）	（　192.3）	（　181.5）

（注）金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

（9）契約者配当の状況

1）平成20年度決算に基づく契約者配当の状況

平成20年度決算に基づき、275,913百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。

・ この金額は、管理機構との再保険契約に基づき、受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、繰り入れたものです。

　なお、平成19年9月30日までにご契約された簡易生命保険契約に対する契約者配当は、管理機構が定めることとなっています。

・ 平成19年10月1日以降にご契約されたかんぽ生命の個人保険・個人年金保険等の契約に対する契約者配当はありません。

2）平成19年度決算に基づく契約者配当の状況

平成19年度決算に基づき、106,910百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。

・ この金額は、管理機構との再保険契約に基づき、受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、繰り入れたものです。

・ かんぽ生命の個人保険・個人年金保険等の契約に対する契約者配当はありません。

3-2　保険契約に関する指標等

(1) 保有契約及び新契約増加率(件数、金額)

1) 保有契約

(単位: 件、百万円、%、単位未満四捨五入)

区　分	平成19年度末				平成20年度末			
	件　数		金　額		件　数		金　額	
		増加率		増加率		増加率		増加率
個人保険	588,970	—	1,626,980	—	2,445,352	315.2	6,870,755	322.3
死亡保険	100,893	—	302,365	—	472,700	368.5	1,504,004	397.4
生死混合保険	488,077	—	1,324,615	—	1,972,652	304.2	5,366,751	305.2
個人年金保険	61,985	—	216,033	—	243,171	292.3	824,112	281.5
財形保険	61	—	5	—	130	113.1	29	511.2
財形年金保険	—	—	—	—	3	—	13	—

(注1) 財形保険、財形年金保険の件数は被保険者数です。
(注2) 個人年金保険、財形年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。
(注3) 財形保険の金額は、責任準備金額です。

2) 新契約

(単位: 件、百万円、%、単位未満四捨五入)

区　分	平成19年度				平成20年度			
	件　数		金　額		件　数		金　額	
		増加率		増加率		増加率		増加率
個人保険	591,599	—	1,635,047	—	1,917,207	—	5,424,862	—
死亡保険	101,557	—	304,437	—	385,440	—	1,243,363	—
生死混合保険	490,042	—	1,330,610	—	1,531,767	—	4,181,499	—
個人年金保険	62,080	—	217,262	—	183,134	—	628,755	—
財形保険	61	—	1	—	77	—	2	—
財形年金保険	—	—	—	—	3	—	13	—

(注1) 財形保険、財形年金保険の件数は被保険者数です。
(注2) 個人年金保険、財形年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資です。
(注3) 財形保険の金額は、第1回保険料です。

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)

(単位: 千円、単位未満四捨五入)

区　　分	新契約		保有契約	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
個人保険	2,764	2,830	2,762	2,810
死亡保険	2,998	3,226	2,997	3,182
生死混合保険	2,715	2,730	2,714	2,721

(3) 新契約率（対年度始）

（単位: %）

区　分	平成19年度	平成20年度
個人保険	―	333.4
個人年金保険	―	291.0

（注）年度始保有金額に対する新契約金額の率です。

(4) 解約失効率（対年度始）

（単位: %）

区　分	平成19年度	平成20年度
個人保険	―	11.2
個人年金保険	―	3.5

（注1）解約失効率は、契約高の減額又は増額及び契約復活高により、解約・失効高を修正して算出した率です。
（注2）個人年金保険については、年金支払開始前契約の率です。

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約年換算）

（単位: 円、単位未満四捨五入）

区　分	平成19年度	平成20年度
個人保険	204,495	209,204

(6) 死亡率（個人保険基本契約）

（単位: ‰）

区　分	平成19年度	平成20年度
件数率	0.07	0.40
金額率	0.08	0.35

（注1）死亡率は、分子を死亡発生契約、分母を経過契約として算出した率です。
（注2）経過契約は、（年度始保有＋年度末保有＋死亡発生契約）÷2を使用しています。

(7) 特約発生率（個人保険）

（単位: ‰）

区　分		平成19年度	平成20年度
災害死亡保障	件数	0.01	0.05
	金額	0.01	0.04
障がい保障	件数	0.00	0.02
	金額	0.00	0.00
傷害入院保障	件数	0.21	1.66
	金額	0.00	0.04
疾病入院保障	件数	0.97	12.57
	金額	0.01	0.14
傷害手術保障	件数	0.12	1.02
	金額	0.00	0.01
疾病手術保障	件数	0.47	5.29
	金額	0.00	0.09
傷害通院保障	件数	0.02	0.25
	金額	0.00	0.00
疾病通院保障	件数	0.00	0.44
	金額	0.00	0.00
介護保障	件数	0.00	0.00
	金額	0.00	0.00
傷害長期入院保障	件数	－	0.01
	金額	－	0.00
疾病長期入院保障	件数	－	0.01
	金額	－	0.00

（注1）特約発生率は、分子を特約保障発生契約、分母を経過契約として算出した率です。
（注2）経過契約は、（年度始保有＋年度末保有＋特約保険金10割支払契約）÷2を使用しています。

(8) 事業費率（対収入保険料）

（単位: %）

平成19年度	平成20年度
6.86	6.95

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成19年度、平成20年度において、該当ありません。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

平成19年度、平成20年度において、該当ありません。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

平成19年度、平成20年度において、該当ありません。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

平成19年度、平成20年度において、該当ありません。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

（単位: %）

	平成19年度	平成20年度
第三分野発生率	35.8	39.5
医療（疾病）	32.4	31.4
がん	—	—
介護	9.6	8.7
その他	46.8	69.9

（注）保険種類（特約）単位で主要な第三分野給付の属する区分に分類しています。

3-3　経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

（単位: 百万円）

区　分		平成19年度末	平成20年度末
保険金	死亡保険金	48	768
	災害保険金	4	70
	高度障がい保険金	—	—
	満期保険金	—	—
	その他	888,064	1,163,472
	小計	888,116	1,164,311
年金		29	205
給付金		13	443
解約返戻金		25	799
保険金据置支払金		—	—
その他共計		888,173	1,165,595

（注）保険金及び給付金には、既発生未報告支払備金を含めています。

(2) 責任準備金明細表

（単位: 百万円）

区　分		平成19年度末	平成20年度末
責任準備金（除危険準備金）	個人保険	430,349	2,012,726
	（一般勘定）	(430,349)	(2,012,726)
	（特別勘定）	(—)	(—)
	個人年金保険	187,846	736,024
	（一般勘定）	(187,846)	(736,024)
	（特別勘定）	(—)	(—)
	団体保険	—	—
	（一般勘定）	(—)	(—)
	（特別勘定）	(—)	(—)
	団体年金保険	—	—
	（一般勘定）	(—)	(—)
	（特別勘定）	(—)	(—)
	財形保険 財形年金保険	5	30
	（一般勘定）	(5)	(30)
	（特別勘定）	(—)	(—)
	その他	101,040,914	93,166,194
	（一般勘定）	(101,040,914)	(93,166,194)
	（特別勘定）	(—)	(—)
	小計	101,659,116	95,914,975
	（一般勘定）	(101,659,116)	(95,914,975)
	（特別勘定）	(—)	(—)
危険準備金		3,076,245	2,886,245
合　計		104,735,362	98,801,221
	（一般勘定）	(104,735,362)	(98,801,221)
	（特別勘定）	(—)	(—)

(3) 責任準備金残高の内訳

（単位: 百万円）

区　　分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	合　　計
平成19年度末	87,296,571	14,362,545	－	3,076,245	104,735,362
平成20年度末	82,713,018	13,201,957	－	2,886,245	98,801,221

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

1) 責任準備金の積立方式、積立率

		前事業年度末 （平成20年3月31日）	当事業年度末 （平成21年3月31日）
積立方式	標準責任準備金対象契約	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式（標準責任準備金）	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式（標準責任準備金）
	標準責任準備金対象外契約	—	—
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.0%

（注1）積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、財形保険、財形年金保険及び管理機構の受再保険は上記には含んでいませんが、平準純保険料式により積み立てています。

（注2）積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する実際の責任準備金残高（危険準備金を除く）の割合を記載しています。

2) 責任準備金残高（契約年度別）

（単位: 百万円）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2007年度	707,110	1.00% ～ 1.50%
2008年度	2,041,640	1.00% ～ 1.85%

（注1）「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。

（注2）「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

平成19年度、平成20年度において、該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

（単位: 百万円）

区分		個人保険	個人年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計
平成19年度	前年度末現在	—	—	—	—	—
	日本郵政公社承継残高	—	—	—	2,932,089	2,932,089
	支払備金の積替による増加	—	—	—	2,972	2,972
	利息による増加	—	—	—	12,881	12,881
	配当金支払による減少	—	—	—	▲ 197,883	▲ 197,883
	年金買増しによる減少	—	—	—	▲ 589	▲ 589
	当年度繰入額	—	—	—	106,910	106,910
	当年度末現在	—	—	—	2,856,381	2,856,381
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
平成20年度	前年度末現在	—	—	—	2,856,381	2,856,381
	利息による増加	—	—	—	25,357	25,357
	配当金支払による減少	—	—	—	▲ 396,351	▲ 396,351
	年金買増しによる減少	—	—	—	▲ 870	▲ 870
	当年度繰入額	—	—	—	275,913	275,913
	当年度末現在	—	—	—	2,760,430	2,760,430
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

（注）（　）内はうち積立配当金額です。なお、管理機構の受再保険に係る配当準備金（平成19年度:2,856,381百万円、平成20年度:2,760,430百万円）は再保険契約に基づき管理機構へ分配・支払をすることとしています。

(7) 引当金明細表

（単位: 百万円）

区分		前期末残高	当期末残高	当期増減額
貸倒引当金	一般貸倒引当金	0	14	14
	個別貸倒引当金	707	745	37
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金		52,316	53,667	1,351
役員退職慰労引当金		19	62	42
価格変動準備金		559,002	446,581	▲ 112,420

（注）計上の理由及び算定方法については、個別注記表に記載しているため省略しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

平成19年度、平成20年度において、該当ありません。

(9) 資本金等明細表

（単位: 百万円）

区　　分			前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘　要
資本金			500,000	—	—	500,000	
	うち既発行株式	（普通株式）	（20,000千株） 500,000	— —	— —	（20,000千株） 500,000	
		計	500,000	—	—	500,000	
資本剰余金		（資本準備金）	500,044	—	95,000	405,044	
		（その他資本剰余金）	—	95,000	—	95,000	
		計	500,044	95,000	95,000	500,044	

(10) 保険料明細表

（単位: 百万円）

区　分	平成19年度	平成20年度
個人保険	436,075	1,677,609
（うち一時払）	—	—
（うち年払）	—	—
（うち半年払）	—	—
（うち月払）	436,075	1,677,609
個人年金保険	192,243	574,040
（うち一時払）	153,239	458,999
（うち年払）	—	—
（うち半年払）	—	—
（うち月払）	39,003	115,040
その他共計	3,886,601	7,881,174

（注）その他共計には財形保険、財形年金保険、受再保険を含みます。

・収入年度別保険料明細表

（単位: 百万円）

区　分		平成19年度	平成20年度
個人保険 個人年金保険	初年度保険料	236,945	831,351
	次年度以降保険料	391,373	1,420,298
	小計	628,319	2,251,649
その他共計	初年度保険料	3,035,477	2,982,197
	次年度以降保険料	851,124	4,898,977
	合　　計	3,886,601	7,881,174

（注）その他共計には財形保険、財形年金保険、受再保険を含みます。

(11) 保険金明細表

1) 保険金明細表（金額）

（単位: 百万円）

区　　分	平成19年度					平成20年度				
	個人保険	個人年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	合　計	個人保険	個人年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	合　計
死亡保険金	27	—	—	—	27	1,006	—	—	—	1,006
災害保険金	—	—	—	—	—	150	—	—	—	150
高度障がい保険金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
満期保険金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	6,147,407	6,147,407	—	—	—	13,865,789	13,865,789
合　計	27	—	—	6,147,407	6,147,434	1,156	—	—	13,865,789	13,866,946

（注）その他の保険には受再保険を含みます。

2) 保険金明細表（件数）

（単位: 件）

区　　分	平成19年度					平成20年度				
	個人保険	個人年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	合　計	個人保険	個人年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	合　計
死亡保険金	12	—	—	—	12	453	—	—	—	453
災害保険金	—	—	—	—	—	65	—	—	—	65
高度障がい保険金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
満期保険金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	18,857,995	18,857,995	—	—	—	36,634,881	36,634,881
合　計	12	—	—	18,857,995	18,858,007	518	—	—	36,634,881	36,635,399

（注）その他の保険には受再保険を含みます。

(12) 年金明細表

（単位: 百万円）

平成19年度					平成20年度				
個人保険	個人年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	合　計	個人保険	個人年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	合　計
—	960	—	—	960	0	14,765	—	—	14,765

(13) 給付金明細表

1) 給付金明細表(金額)

(単位: 百万円)

区　　分	平成19年度					平成20年度				
	個人保険	個人年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	合　計	個人保険	個人年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	合　計
死亡給付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入院給付金	8	—	—	—	8	618	1	—	—	619
手術給付金	5	—	—	—	5	340	0	—	—	340
障がい給付金	—	—	—	—	—	31	—	—	—	31
生存給付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	0	—	—	—	0	15	0	—	—	15
合　計	13	—	—	—	13	1,006	1	—	—	1,007

2) 給付金明細表(件数)

(単位: 件)

区　　分	平成19年度					平成20年度				
	個人保険	個人年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	合　計	個人保険	個人年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	合　計
死亡給付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入院給付金	252	—	—	—	252	16,824	8	—	—	16,832
手術給付金	127	—	—	—	127	7,165	4	—	—	7,169
障がい給付金	—	—	—	—	—	31	—	—	—	31
生存給付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	4	—	—	—	4	409	1	—	—	410
合　計	383	—	—	—	383	24,429	13	—	—	24,442

(14) 解約返戻金明細表

(単位: 百万円)

平成19年度					平成20年度				
個人保険	個人年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	合　計	個人保険	個人年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	合　計
47	192	—	—	239	8,026	2,320	1	—	10,347

(15) 減価償却費明細表

（単位: 百万円、%）

区分		取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
平成19年度	有形固定資産	60,311	3,170	3,148	57,156	5.2
	建物	38,808	1,551	1,542	37,266	4.0
	その他の有形固定資産	21,503	1,618	1,606	19,890	7.5
	無形固定資産	49,468	5,129	5,128	44,340	10.4
	その他	—	—	—	—	—
	合　計	109,779	8,299	8,276	101,496	7.5
平成20年度	有形固定資産	89,299	12,394	14,147	75,152	15.8
	建物	40,995	2,973	4,510	36,485	11.0
	その他の有形固定資産	48,303	9,421	9,636	38,666	20.0
	無形固定資産	89,404	11,501	16,492	72,912	18.4
	その他	5	0	0	4	8.3
	合　計	178,709	23,896	30,640	148,069	17.1

（注1）「建物」は、建物、建物付属設備及び構築物の合計額を計上しています。
（注2）「無形固定資産」には、ソフトウェア仮勘定を含めています。

(16) 事業費明細表

（単位: 百万円）

区　分	平成19年度	平成20年度
営業活動費	103,021	211,412
営業管理費	4,954	10,088
一般管理費	158,575	326,621
合　計	266,550	548,122

（注）一般管理費には、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対して拠出した負担金（平成19年度:—、平成20年度214百万円）を含めています。

(17) 税金明細表

（単位: 百万円）

区　分	平成19年度	平成20年度
国税	10,479	23,519
消費税	10,264	22,726
印紙税	211	749
登録免許税	0	0
その他の国税	2	44
地方税	4,696	13,936
地方消費税	2,566	5,681
法人事業税	2,031	7,226
固定資産税	—	755
不動産取得税	—	—
事業所税	99	215
自動車税	—	11
その他の地方税	—	46
合　計	15,176	37,455

（注）固定資産税には都市計画税を含みます。

(18) リース取引

平成19年度、平成20年度において、該当ありません。

3-4　資産運用に関する指標等（一般勘定）

（1）ポートフォリオの推移

・資産の構成と増減

（単位: 百万円、%）

区　　分	事業開始時		平成19年度末			平成20年度末		
	金額	占率	金額	占率	増減	金額	占率	増減
現預金・コールローン	1,130,604	1.0	2,868,825	2.5	1,738,220	2,739,468	2.6	▲129,357
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	1,454,885	1.3	1,454,885	1,033,977	1.0	▲420,908
買入金銭債権	—	—	59,981	0.1	59,981	4,527	0.0	▲55,453
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	5,932,964	5.2	1,861,542	1.7	▲4,071,421	409,123	0,4	▲1,452,418
有価証券	84,289,840	74.1	85,568,884	76.0	1,279,043	83,326,846	78.2	▲2,242,038
公社債	82,895,685	72.9	83,059,012	73.8	163,326	82,443,362	77.4	▲615,649
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	1,394,155	1.2	2,509,872	2.2	1,115,716	883,483	0.8	▲1,626,388
公社債	1,394,155	1.2	2,509,872	2.2	1,115,716	883,483	0.8	▲1,626,388
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付金	21,413,175	18.8	19,921,240	17.7	▲1,491,935	18,341,808	17.2	▲1,579,431
保険約款貸付	—	—	17	0.0	17	440	0.0	423
一般貸付	—	—	12,278	0.0	12,278	217,386	0.2	205,107
機構貸付	21,413,175	18.8	19,908,944	17.7	▲1,504,231	18,123,982	17.0	▲1,784,962
不動産	79,018	0.1	78,002	0.1	▲1,016	77,240	0.1	▲761
うち投資用不動産	—	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	13	0.0	234,196	0.2	234,182	175,888	0.2	▲58,307
その他	892,436	0.8	477,820	0.4	▲414,616	469,840	0.4	▲7,979
貸倒引当金	▲745	▲0.0	▲707	▲0.0	37	▲759	▲0.0	▲51
一般勘定計	**113,737,309**	**100.0**	**112,524,670**	**100.0**	**▲1,212,638**	**106,577,963**	**100.0**	**▲5,946,707**
うち外貨建資産	1,205,622	1.1	2,354,081	2.1	1,148,458	729,772	0.7	▲1,624,308

（注1）「機構貸付」とは、管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付です。
（注2）「不動産」については、土地、建物、建設仮勘定を合計した金額を計上しています。
（注3）平成19年度末の増減については、事業開始時との差額を計上しています。

(2) 運用利回り

（単位: %）

区　　分	平成19年度末	平成20年度末
現預金・コールローン	0.45	0.50
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	0.68	1.09
商品有価証券	—	—
金銭の信託	▲ 18.33	▲ 25.75
有価証券	0.94	1.18
うち公社債	1.16	1.27
うち株式	—	—
うち外国証券	▲ 5.95	▲ 3.67
貸付金	2.77	2.69
うち一般貸付	1.30	1.88
不動産	—	—
一般勘定計	**0.67**	**1.15**
うち海外投融資	▲ 5.95	▲ 3.67

（注1）利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益ー資産運用費用として算出した利回りです。
（注2）一般勘定計の利回りは有価証券信託も含めて算出しています。

(3) 主要資産の平均残高

（単位: 百万円）

区　　分	平成19年度末	平成20年度末
現預金・コールローン	1,939,463	1,785,657
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	21,624	6,932
商品有価証券	—	—
金銭の信託	3,465,946	1,148,938
有価証券	85,884,509	85,200,820
うち公社債	83,219,847	83,725,179
うち株式	—	—
うち外国証券	2,664,661	1,475,640
貸付金	20,646,809	19,442,606
うち一般貸付	418	88,631
不動産	78,258	77,143
一般勘定計	**112,985,334**	**108,638,144**
うち海外投融資	2,664,661	1,475,836

（注1）一般勘定計は有価証券信託に係る資産を含めております。
（注2）「不動産」については、土地、建物、建設仮勘定を合計した金額を計上しています。
（注3）「海外投融資」とは外貨建資産と円建資産の合計です。

(4) 資産運用収益明細表

（単位: 百万円）

区　　分	平成19年度	平成20年度
利息及び配当金等収入	839,559	1,646,201
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	30,779	66,632
有価証券償還益	16	36
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他運用収益	997	1,058
合　計	871,353	1,713,929

(5) 資産運用費用明細表

（単位: 百万円）

区　　分	平成19年度	平成20年度
支払利息	1,788	5,987
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	318,576	296,779
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	62,449	107,165
有価証券評価損	105,568	58,738
有価証券償還損	44	74
金融派生商品費用	—	—
為替差損	6,231	230
貸倒引当金繰入額	—	13
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	143	421
合　計	494,801	469,410

(6) 利息及び配当金等収入明細表

（単位: 百万円）

区　　分	平成19年度	平成20年度
預貯金利息	2,549	5,342
有価証券利息・配当金	546,885	1,105,874
公社債利息	494,498	1,057,586
株式配当金	—	—
外国証券利息配当金	52,386	48,287
貸付金利息	2	1,707
機構貸付金利息	285,570	521,851
その他共計	839,559	1,646,201

(7) 有価証券売却益明細表

（単位: 百万円）

区　　分	平成19年度	平成20年度
国債等債券	—	9,318
株　式　等	—	—
外 国 証 券	30,779	57,313
その他共計	30,779	66,632

(8) 有価証券売却損明細表

（単位: 百万円）

区　　分	平成19年度	平成20年度
国債等債券	11,237	6,392
株　式　等	—	—
外 国 証 券	51,212	100,772
その他共計	62,449	107,165

(9) 有価証券評価損明細表

（単位: 百万円）

区　　分	平成19年度	平成20年度
国債等債券	—	—
株　式　等	—	—
外 国 証 券	105,568	58,738
その他共計	105,568	58,738

(10) 商品有価証券明細表

平成19年度、平成20年度において、該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

平成19年度、平成20年度において、該当ありません。

(12) 有価証券明細表

（単位: 百万円、%）

区　分	平成19年度末		平成20年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	83,059,012	97.1	82,443,362	98.9
国債	68,959,931	80.6	69,673,325	83.6
地方債	3,711,596	4.3	4,556,326	5.5
社債	10,387,483	12.1	8,213,710	9.9
うち公社・公団債等	8,061,887	9.4	6,270,402	7.5
株式	—	—	—	—
外国証券	2,509,872	2.9	883,483	1.1
公社債	2,509,872	2.9	883,483	1.1
株式等	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合　計	85,568,884	100.0	83,326,846	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

（単位: 百万円）

区　分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合　計
平成19年度末	国債	6,887,620	11,291,053	12,802,344	13,370,444	16,455,901	8,152,568	68,959,931
	地方債	210,006	830,240	117,147	836,672	1,671,646	45,883	3,711,596
	社債	2,614,199	3,695,044	1,053,367	889,193	1,740,338	395,340	10,387,483
	株式						—	—
	外国証券	135,683	481,727	361,650	374,213	498,664	657,932	2,509,872
	公社債	135,683	481,727	361,650	374,213	498,664	657,932	2,509,872
	株式等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	合　計	9,847,509	16,298,065	14,334,509	15,470,524	20,366,551	9,251,724	85,568,884
平成20年度末	国債	7,074,714	11,263,969	12,946,440	13,428,962	12,635,581	12,323,657	69,673,325
	地方債	365,896	546,664	502,526	722,198	2,226,843	192,198	4,556,326
	社債	1,865,904	2,325,424	1,044,071	635,629	1,895,583	447,096	8,213,710
	株式						—	—
	外国証券	206,315	160,776	112,940	45,678	75,380	282,392	883,483
	公社債	206,315	160,776	112,940	45,678	75,380	282,392	883,483
	株式等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	合　計	9,512,830	14,296,834	14,605,979	14,832,469	16,833,388	13,245,344	83,326,846

(14) 保有公社債の期末残高利回り

（単位: %）

区　　分	平成19年度末	平成20年度末
公　社　債	1.20	1.31
外国公社債	3.58	2.63

(15) 地方債地域別内訳

（単位: 百万円）

区　　分	平成19年度末	平成20年度末
北海道	89,022	127,752
東　北	44,508	34,134
関　東	1,520,939	1,634,535
中　部	373,549	490,596
近　畿	195,659	375,475
中　国	77,805	110,340
四　国	—	7,234
九　州	164,642	226,454
その他	1,245,470	1,549,803
合　計	3,711,596	4,556,326

（注）「その他」は共同発行市場公募地方債の残高です。

(16) 業種別株式保有明細表

平成19年度、平成20年度において、該当ありません。

(17) 貸付金明細表

（単位: 百万円）

区　　分	平成19年度末	平成20年度末
保険約款貸付	17	440
契約者貸付	17	440
保険料振替貸付	—	0
一般貸付	19,921,223	18,341,368
（うち非居住者貸付）	（　　—）	（　　—）
企業貸付	19,908,944	18,170,276
（うち国内企業向け）	（19,908,944）	（18,170,276）
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公共団体・公企業貸付	12,278	171,091
住宅ローン	—	—
消費者ローン	—	—
その他	—	—
合　計	19,921,240	18,341,808

（注）管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付金は、日本銀行調査統計局が定める「金融統計調査表の記入要領」の業種別貸出金調査表の業種分類一覧表において、「金融・保険業」に区分されているため、「企業貸付」に計上しています。

(18) 貸付金残存期間別残高

（単位: 百万円）

区　分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 （期間の定めのないものを含む）	合　計
平成19年度末	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	固定金利	1,666,015	4,894,898	2,417,221	2,179,818	2,797,206	5,966,062	19,921,223
	一般貸付計	**1,666,015**	**4,894,898**	**2,417,221**	**2,179,818**	**2,797,206**	**5,966,062**	**19,921,223**
平成20年度末	変動金利	—	—	9,294	2,000	—	—	11,294
	固定金利	1,800,246	4,249,930	2,301,922	2,071,261	2,663,704	5,243,008	18,330,073
	一般貸付計	**1,800,246**	**4,249,930**	**2,311,216**	**2,073,261**	**2,663,704**	**5,243,008**	**18,341,368**

（注）「固定金利」には、管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付金を含んでいます。

(19) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

（単位: 件、百万円、%）

区　分		平成19年度末		平成20年度末	
			占率		占率
大企業	貸付先数	—	—	10	90.9
	金額	—	—	46,294	0.3
中堅企業	貸付先数	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—
中小企業	貸付先数	1	100.0	1	9.1
	金額	19,908,944	100.0	18,123,982	99.7
国内企業向け貸付計	**貸付先数**	**1**	**100.0**	**11**	**100.0**
	金額	**19,908,944**	**100.0**	**18,170,276**	**100.0**

（注1）管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付金は、日本銀行調査統計局が定める「金融統計調査表の記入要領」の企業区分別に基づき「中小企業」に区分しています。

（注2）業種の区分は以下のとおりです。

（注3）貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業種	①右の②～④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	従業員300名超かつ	資本金10億円以上	従業員50名超かつ	資本金10億円以上	従業員100名超かつ	資本金10億円以上	従業員100名超かつ	資本金10億円以上
中堅企業		資本金3億円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金1億円超10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下又は常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下又は常用する従業員100人以下		資本金1億円以下又は常用する従業員100人以下	

(20) 貸付金業種別内訳

（単位: 百万円、%）

区分			平成19年度末		平成20年度末	
			金額	占率	金額	占率
国内向け	製造業		—	—	33,500	0.2
		食料	—	—	4,000	0.0
		繊維	—	—	2,000	0.0
		木材・木製品	—	—	—	—
		パルプ・紙	—	—	—	—
		印刷	—	—	5,000	0.0
		化学	—	—	—	—
		石油・石炭	—	—	—	—
		窯業・土石	—	—	—	—
		鉄鋼	—	—	7,500	0.0
		非鉄金属	—	—	—	—
		金属製品	—	—	—	—
		一般機械	—	—	—	—
		電気機械	—	—	10,000	0.1
		輸送用機械	—	—	5,000	0.0
		精密機械	—	—	—	—
		その他の製造業	—	—	—	—
	農業		—	—	—	—
	林業		—	—	—	—
	漁業		—	—	—	—
	鉱業		—	—	—	—
	建設業		—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—
	情報通信業		—	—	8,000	0.0
	運輸業		—	—	—	—
	卸売業		—	—	1,794	0.0
	小売業		—	—	—	—
	金融・保険業		19,908,944	99.9	18,123,982	98.8
	不動産業		—	—	—	—
	各種サービス		—	—	3,000	0.0
	地方公共団体		12,278	0.1	171,091	0.9
	個人（住宅・消費・納税資金等）		—	—	—	—
	合　計		19,921,223	100.0	18,341,368	100.0
海外向け	政府等		—	—	—	—
	金融機関		—	—	—	—
	商工業（等）		—	—	—	—
	合　計		—	—	—	—
総合計			19,921,223	100.0	18,341,368	100.0

（注）管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付金は、日本銀行調査統計局が定める「金融統計調査表の記入要領」の業種別貸出金調査表の業種分類一覧表に基づき、「金融・保険業」に区分しています。

(21) 貸付金使途別内訳

（単位: 百万円、%）

区　　分	平成19年度末		平成20年度末	
	金額	占率	金額	占率
設備資金	12,278	0.1	132,891	0.7
運転資金	19,908,944	99.9	18,208,476	99.3
合　計	19,921,223	100.0	18,341,368	100.0

（注）管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付金は、「運転資金」に区分しています。

(22) 貸付金地域別内訳

（単位: 百万円、%）

区　　分	平成19年度末		平成20年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	—	—	—	—
東　北	—	—	2,088	0.0
関　東	19,913,210	99.9	18,191,312	99.2
中　部	6,465	0.0	67,727	0.4
近　畿	—	—	35,757	0.2
中　国	1,547	0.0	12,822	0.1
四　国	—	—	5,000	0.0
九　州	—	—	26,660	0.1
合　計	19,921,223	100.0	18,341,368	100.0

（注）管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付金は、同機構の所在地が東京都であることから、「関東」に区分しています。

(23) 貸付金担保別内訳

（単位: 百万円、%）

区　　分	平成19年度末		平成20年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	—	—	—	—
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	—	—	—	—
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	—	—	—	—
信用貸付	12,278	0.1	217,386	1.2
その他	19,908,944	99.9	18,123,982	98.8
合　計	19,921,223	100.0	18,341,368	100.0
うち劣後特約付貸付	—	—	—	—

（注）管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付金は、「その他」に区分しています。

(24) 有形固定資産明細表

1) 有形固定資産の明細

（単位: 百万円、%）

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
平成19年度	土地	—	40,726	—	—	40,726	—	—
	建物	—	38,893	76	1,551	37,266	1,542	4.0
	建設仮勘定	—	906	896	—	9	—	—
	その他の有形固定資産	—	21,883	374(6)	1,618	19,890	1,606	7.5
	合計	—	102,409	1,347(6)	3,170	97,892	3,148	—
平成20年度	土地	40,726	—	—	—	40,726	—	—
	建物	37,266	2,216	23	2,973	36,485	4,510	11.0
	建設仮勘定	9	2,395	2,377	—	28	—	—
	その他の有形固定資産	19,890	29,621	1,424(—)	9,421	38,666	9,636	20.0
	合計	97,892	34,233	3,825(—)	12,394	115,906	14,147	—

（注）「当期減少額」欄の括弧内には、減損損失の計上額を再掲しています。

2) 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

（単位: 百万円、棟）

区分		平成19年度末	平成20年度末
不動産残高		78,002	77,240
	営業用	78,002	77,240
	賃貸用	—	—
賃貸用ビル保有数		—	—

（注）「不動産残高」については、土地、建物（建物付属設備及び構築物を含む。）及び建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(25) 固定資産等処分益明細表

平成19年度、平成20年度において、該当ありません。

(26) 固定資産等処分損明細表

（単位: 百万円）

区分		平成19年度	平成20年度
有形固定資産		162	1,449
	土地	—	—
	建物	109	24
	その他	52	1,424
無形固定資産		—	395
その他		—	—
合計		162	1,844

（注）「建物」については、建物、建物付属設備及び構築物を合計した金額を計上しています。

(27) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

平成19年度、平成20年度において、該当ありません。

(28) 海外投融資の状況

1) 資産別内訳

（単位: 百万円、%）

区　分		平成19年度末		平成20年度末	
		金額	占率	金額	占率
外貨建資産	公社債	2,354,081	93.8	729,772	82.6
	株式	—	—	—	—
	現預金・その他	—	—	—	—
	小　計	2,354,081	93.8	729,772	82.6
円貨額が確定した外貨建資産	公社債	—	—	—	—
	現預金・その他	—	—	—	—
	小　計	—	—	—	—
円貨建資産	非居住者貸付	—	—	—	—
	公社債（円建外債）・その他	155,790	6.2	153,711	17.4
	小　計	155,790	6.2	153,711	17.4
海外投融資合計		2,509,872	100.0	883,483	100.0

（注）「円貨額が確定した外貨建資産」とは、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

2) 地域別構成

（単位: 百万円、%）

区　分		外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付	
		金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
平成19年度末	北米	906,949	36.1	906,949	36.1	—	—	—	—
	ヨーロッパ	1,407,979	56.1	1,407,979	56.1	—	—	—	—
	オセアニア	11,012	0.4	11,012	0.4	—	—	—	—
	アジア	—	—	—	—	—	—	—	—
	中南米	—	—	—	—	—	—	—	—
	中東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	183,931	7.3	183,931	7.3	—	—	—	—
	合　計	2,509,872	100.0	2,509,872	100.0	—	—	—	—
平成20年度末	北米	416,330	47.1	416,330	47.1	—	—	—	—
	ヨーロッパ	431,752	48.9	431,752	48.9	—	—	—	—
	オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—
	アジア	—	—	—	—	—	—	—	—
	中南米	—	—	—	—	—	—	—	—
	中東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	35,400	4.0	35,400	4.0	—	—	—	—
	合　計	883,483	100.0	883,483	100.0	—	—	—	—

3）外貨建資産の通貨別構成

（単位: 百万円、%）

区　　分	平成19年度末		平成20年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	951,634	40.4	416,330	57.0
ユーロ	1,085,715	46.1	288,065	39.5
スターリングポンド	232,595	9.9	25,376	3.5
カナダドル	72,885	3.1	―	―
オーストラリアドル	11,250	0.5	―	―
合　計	2,354,081	100.0	729,772	100.0

（29）海外投融資利回り

（単位: %）

区　　分	平成19年度末	平成20年度末
海外投融資利回り	▲ 5.95	▲ 3.67

（30）公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

（単位: 百万円）

区　　分		平成19年度	平成20年度
公共債	国債	248,290	―
	地方債	―	―
	公社・公団債	49	22
	小　計	248,340	22
貸　付	政府関係機関	―	―
	公共団体・公企業	12,278	159,811
	小　計	12,278	159,811
合　計		260,618	159,834

（31）各種ローン金利

平成19年度、平成20年度において、該当ありません。

（32）その他の資産明細表

（単位: 百万円）

資産の種類		取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘　　要
平成19年度	その他	1,431	6,123	5,067	―	1,056	
	合　計	1,431	6,123	5,067	―	1,056	
平成20年度	その他	1,056	20,599	19,803	―	1,852	
	合　計	1,056	20,599	19,803	―	1,852	

3-5　有価証券等の時価情報（一般勘定）

（1）有価証券の時価情報

1）売買目的有価証券の評価損益

平成19年度末、平成20年度末において、売買目的有価証券は保有していません。

2）有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位: 百万円）

区　分	平成19年度末					平成20年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				うち差益	うち差損				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	31,366,941	32,187,510	820,569	823,269	2,700	35,360,140	36,358,633	998,492	1,005,083	6,590
責任準備金対応債券	44,037,157	44,742,056	704,899	851,310	146,410	40,821,219	41,536,025	714,805	802,520	87,715
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	11,816,976	11,623,135	▲ 193,841	57,216	251,057	7,436,145	7,446,393	10,248	44,178	33,930
公社債	7,610,356	7,654,912	44,556	50,335	5,778	6,244,676	6,262,002	17,325	32,129	14,804
株式	1,675,142	1,458,350	▲ 216,792	6,784	223,577	313,216	296,379	▲ 16,837	1,314	18,152
外国証券	2,531,477	2,509,872	▲ 21,605	96	21,701	873,652	883,483	9,831	10,733	901
公社債	2,531,477	2,509,872	▲ 21,605	96	21,701	873,652	883,483	9,831	10,733	901
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	4,600	4,527	▲ 72	—	72
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計	**87,221,076**	**88,552,702**	**1,331,626**	**1,731,796**	**400,169**	**83,617,505**	**85,341,052**	**1,723,546**	**1,851,782**	**128,236**
公社債	83,014,455	84,584,480	1,570,024	1,724,915	154,890	82,426,037	84,156,660	1,730,623	1,839,733	109,109
株式	1,675,142	1,458,350	▲ 216,792	6,784	223,577	313,216	296,379	▲ 16,837	1,314	18,152
外国証券	2,531,477	2,509,872	▲ 21,605	96	21,701	873,652	883,483	9,831	10,733	901
公社債	2,531,477	2,509,872	▲ 21,605	96	21,701	873,652	883,483	9,831	10,733	901
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	4,600	4,527	▲ 72	—	72
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注1）本表には、CD（譲渡性預金）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。

（注2）「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、平成19年度が1,675,142百万円、▲216,792百万円、平成20年度が313,216百万円、▲16,837百万円です。

・時価のない有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位: 百万円）

区　分	平成19年度末	平成20年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	—	—
その他有価証券	1,014,581	1,149,100
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	1,014,581	1,149,100
合　計	1,014,581	1,149,100

（注）本表には、CD（譲渡性預金）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。

（2）金銭の信託の時価情報

（単位: 百万円）

区　分	平成19年度末					平成20年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益			貸借対照表計上額	時価	差損益		
				うち差益	うち差損				うち差益	うち差損
金銭の信託	1,861,542	1,861,542	—	—	—	409,123	409,123	—	—	—

1）運用目的の金銭の信託

平成19年度末、平成20年度末において、運用目的の金銭の信託は保有していません。

2）満期保有目的・責任準備金対応債券・その他の金銭の信託

（単位: 百万円）

区　分	平成19年度末					平成20年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				うち差益	うち差損				うち差益	うち差損
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の金銭の信託	2,078,335	1,861,542	▲216,792	6,784	223,577	425,960	409,123	▲16,837	1,314	18,152
国内株式ファンド	1,997,592	1,780,799	▲216,792	6,784	223,577	342,622	325,785	▲16,837	1,314	18,152
不動産ファンド	80,743	80,743	—	—	—	83,338	83,338	—	—	—

3）金銭の信託の有価証券の残存期間別残高

（単位: 百万円）

運用種目＼残存期間別		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合　計
平成19年度末	国内株式						1,458,350	1,458,350
平成20年度末	国内株式						296,379	296,379

4）外国証券の地域別、発行国別、通貨別構成

平成19年度末、平成20年度末において、該当の残高はありません。

5）金銭の信託の国内株式の業種別構成

（単位: 百万円、%）

業種別 ＼ 年度末		平成19年度末			平成20年度末		
		時価	構成比	TOPIX構成比	時価	構成比	TOPIX構成比
水産・農林業		1,037	0.1	0.1	234	0.1	0.1
鉱業		6,089	0.4	0.4	945	0.3	0.4
建設業		24,562	1.7	1.7	6,030	2.0	2.2
製造業	食料品	44,896	3.1	3.3	9,546	3.2	3.3
	繊維製品	10,798	0.7	0.9	2,157	0.7	0.9
	パルプ・紙	3,785	0.3	0.3	1,168	0.4	0.5
	化学	80,883	5.5	5.5	17,237	5.8	5.7
	医薬品	61,242	4.2	4.1	14,897	5.0	4.7
	石油・石炭製品	10,834	0.7	0.7	3,301	1.1	1.0
	ゴム製品	6,620	0.5	0.5	1,736	0.6	0.7
	ガラス・土石製品	17,286	1.2	1.2	2,825	1.0	1.1
	鉄鋼	45,299	3.1	3.1	7,652	2.6	2.4
	非鉄金属	20,219	1.4	1.2	3,640	1.2	1.1
	金属製品	7,073	0.5	0.5	1,547	0.5	0.7
	機械	64,717	4.4	4.5	11,771	4.0	4.1
	電気機器	209,833	14.4	14.0	38,008	12.8	12.6
	輸送用機器	142,458	9.8	9.5	27,702	9.3	9.2
	精密機器	18,447	1.3	1.4	3,044	1.0	1.3
	その他製品	42,880	2.9	3.0	8,222	2.8	2.7
電気・ガス業		63,515	4.4	4.6	18,782	6.3	6.5
運輸・情報通信業	陸運業	53,288	3.7	3.7	12,945	4.4	4.4
	海運業	14,323	1.0	1.0	2,137	0.7	0.6
	空運業	6,128	0.4	0.5	1,523	0.5	0.7
	倉庫・運輸関連業	3,057	0.2	0.2	708	0.2	0.3
	情報・通信業	80,010	5.5	5.3	20,668	7.0	6.1
商業	卸売業	83,751	5.7	5.2	14,170	4.8	4.4
	小売業	43,382	3.0	3.3	11,085	3.7	3.8
金融・保険業	銀行業	156,350	10.7	10.6	29,678	10.0	10.2
	証券、商品先物取引業	24,351	1.7	1.6	3,522	1.2	1.3
	保険業	38,029	2.6	2.6	7,329	2.5	2.6
	その他金融業	18,459	1.3	1.3	1,812	0.6	0.7
不動産業		33,393	2.3	2.5	5,194	1.8	2.0
サービス業		21,340	1.5	1.5	5,149	1.7	1.7
合　　計		1,458,350	100.0	100.0	296,379	100.0	100.0

6）金銭の信託の委託先別時価残高及び運用実績

【平成19年度】

■国内株式アクティブファンド

（単位: 百万円、%）

投資一任契約先	時価総額	計測期間の時間加重収益率	超過収益率
バークレイズ・グローバル・インベスターズ	57,815	▲25.75	▲1.57
住友信託銀行	56,824	▲29.20	▲5.02
中央三井アセット信託銀行	55,416	▲27.88	▲3.70
大和住銀投信投資顧問	38,289	▲27.51	▲3.33
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	29,100	▲25.41	▲1.23
ステート・ストリート投信投資顧問	18,426	▲26.44	▲2.26
合　計	255,872	▲27.72	▲3.54

■国内株式パッシブファンド

（単位: 百万円、%）

投資一任契約先	時価総額	計測期間の時間加重収益率
住友信託銀行①	629,995	▲23.98
中央三井アセット信託銀行①	547,377	▲24.09
三菱UFJ信託銀行①	225,151	▲24.10
中央三井アセット信託銀行②	105,900	▲24.09
三菱UFJ信託銀行②	10,560	▲21.68
住友信託銀行②	5,942	▲22.62
合　計	1,524,926	▲24.22

■不動産ファンド

（単位: 百万円、%）

単独運用指定金銭信託契約先	時価総額	計測期間の時間加重収益率
三菱UFJ信託銀行	40,463	1.85
中央三井アセット信託銀行	40,279	2.06
合　計	80,743	1.96

（注）時間加重収益率は、ファンドの資産のうち、短期資産を除いた 部分で計測しています。

◆計測期間、ベンチマーク等

（単位: %）

	計測期間	ベンチマーク収益率	ベンチマーク名称
国内株式	平成19年10月～平成20年3月	▲24.18	TOPIX配当込み

【平成20年度】

■国内株式アクティブファンド

（単位: 百万円、%）

投資一任契約先	時価総額	計測期間の時間加重収益率	超過収益率
バークレイズ・グローバル・インベスターズ	32,431	▲40.47	▲3.00
大和住銀投信投資顧問	23,518	▲40.50	▲3.03
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	18,006	▲39.04	▲1.57
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ	11,406	▲40.02	▲2.55
合　計	85,363	▲41.18	▲3.71

■国内株式パッシブファンド

（単位: 百万円、%）

投資一任契約先	時価総額	計測期間の時間加重収益率
住友信託銀行	131,340	▲37.84
中央三井アセット信託銀行	88,039	▲37.04
三菱UFJ信託銀行	21,041	▲38.94
合　計	240,421	▲37.94

■不動産ファンド

（単位: 百万円、%）

単独運用指定金銭信託契約先	時価総額	計測期間の時間加重収益率
三菱UFJ信託銀行	41,697	3.72
中央三井アセット信託銀行	41,641	4.08
合　計	83,338	3.90

◆計測期間、ベンチマーク等

（単位: %）

	計測期間	ベンチマーク収益率	ベンチマーク名称
国内株式	平成19年10月～平成21年3月	▲37.47	TOPIX配当込み

（注1）時間加重収益率は、ファンドの資産のうち、短期資産を除いた 部分で計測しています。
（注2）ベンチマーク収益率及び時間加重収益率は、年率換算しています。

7）金銭の信託の報酬額

（単位: 百万円）

区　　分	平成19年度	平成20年度
運用受託機関分	569	550
資産管理機関分	287	357
合　計	856	908

（注）不動産ファンドの信託報酬が含まれています。

(3) デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用の合算値)

1) 定性的情報

①取引の内容

当社が利用対象としている主なデリバティブ取引は、以下のとおりです。

・金利関連:金利スワップ取引
・通貨関連:為替予約取引

②取組方針

当社では、デリバティブ取引を運用に関する資産の金利・為替変動リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則としてヘッジ目的の利用に限定し、投機目的には利用しないこととしています。

③利用目的

当社が利用しているデリバティブ取引の主な目的は、以下のとおりです。

・「金利関連取引」は、当社の貸付金の変動金利を固定金利化する目的で利用しています。
・「通貨関連取引」は、外貨建資産の購入・売却・償還金などの外貨キャッシュ・フローの円価額を確定させる目的で利用しています。

上記取引のうち、変動金利を固定金利化する目的の「金利関連取引」については、キャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理を適用しています。

④リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、原則として運用に関する資産の金利・為替変動リスクのヘッジを目的としているため、デリバティブ取引のもつ市場関連リスクは減殺され、限定的なものになっています。

また、取引形態は、格付等を勘案し信用度が高いと判断される取引先を選別した店頭取引であり、取引相手が倒産等により契約不履行に陥り、損失を被るリスクは限定的です。

⑤リスク管理体制

当社では、リスク管理基本方針を定め、デリバティブ取引については運用方針等を規定化するとともに、ヘッジ目的の利用に限定し、投機目的には利用しないこととしています。

また、取引先ごとの与信限度額を設定することでリスクを抑制し、取引先の選定にあたっては、格付等を勘案し信用度が高いと判断される取引先を選別しています。

なお、各リスクを総合的に管理する組織として、「リスク管理統括部」を設置し、内部管理体制の強化を図っています。

⑥定量的情報に関する補足説明

・時価算定に係る補足説明

【金利スワップ取引】

公表されている市場金利を基準として、将来のキャッシュ・フロー差額を現在価値に割り引いた理論価格

・差損益に関する補足説明

当社では、デリバティブ取引を原則として運用に関する資産の市場関連リスクをヘッジする手段として利用しており、いわゆるトレーディング目的の取引はありません。

例えば、金利スワップ取引は、変動金利を固定金利化する目的で利用しており、取引単位で損益をとらえるのではなく、ヘッジ対象となる運用に関する資産と合わせて管理を行っています。

2) 定量的情報

①差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位: 百万円)

区分		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
平成19年度末	ヘッジ会計適用分	−	−	−	−	−	−
	ヘッジ会計非適用分	−	−	−	−	−	−
	合計	−	−	−	−	−	−
平成20年度末	ヘッジ会計適用分	▲ 55	−	−	−	−	▲ 55
	ヘッジ会計非適用分	−	−	−	−	−	−
	合計	▲ 55	−	−	−	−	▲ 55

②金利関連

（単位: 百万円）

区分	種類	平成19年度末				平成20年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	－	－	－	－	11,300	11,300	▲ 55	▲ 55
合　計					－				▲ 55

（注）「差損益」欄には、スワップ取引については時価（現在価値）を記載しています。

（参考）金利スワップ残存期間別残高

（単位: 百万円、%）

区　　分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
平成19年度末	受取側固定 スワップ想定元本	－	－	－	－	－	－	－
	平均受取固定金利	－	－	－	－	－	－	－
	平均支払変動金利	－	－	－	－	－	－	－
	合　計	－	－	－	－	－	－	－
平成20年度末	受取側固定 スワップ想定元本	－	－	9,300	2,000	－	－	11,300
	平均受取固定金利	－	－	1.25	1.25	－	－	1.25
	平均支払変動金利	－	－	1.13	1.20	－	－	1.14
	合　計	－	－	9,300	2,000	－	－	11,300

③通貨関連

平成19年度末、平成20年度末において、該当の残高はありません。

④株式関連

平成19年度末、平成20年度末において、該当の残高はありません。

⑤債券関連

平成19年度末、平成20年度末において、該当の残高はありません。

⑥その他

平成19年度末、平成20年度末において、該当の残高はありません。

4. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

5. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

I）貸借対照表の用語

■資産の部

1. 現金及び預貯金

生命保険会社は保険料として集めた資金を有価証券や貸付金等で運用していますが、保険金等の支払いにあてる資金も必要なため、資産の一部を現金や預金として保有しています。

2. コールローン

他の金融機関に対して行う短期間の貸付で、一時的な余裕資金の運用手段として行っています。

3. 債券貸借取引支払保証金

現金担保付債券貸借取引（レポ取引）により担保として差し入れた額を計上します。

4. 買入金銭債権

「有価証券」に該当しない証券等を計上します。具体的には、コマーシャル・ペーパー（CP）や住宅抵当証書、商品投資受益権証書、一般貸付債権信託受益権証書等があります。

5. 金銭の信託

生命保険会社が信託銀行に金銭を信託する勘定のことです。信託銀行に委託された資金の運用は、投資顧問会社等の指図にもとづき、信託銀行がその執行と管理にあたります。

6. 有形固定資産

有形固定資産には、土地、建物、建設仮勘定、その他の有形固定資産が含まれます。

7. 無形固定資産

無形固定資産とは、有形固定資産のように形はないものの、企業が排他的に利用でき、収益をもたらす財産を指します。

8. 代理店貸

「代理店貸」は、当社が郵便局株式会社に委託している保険金等の支払に充てるために前渡している資金です。

9. その他資産

他のいずれの科目にも属さない資産です。主なものは、債権金額が確定しているにもかかわらずその代金の回収が行われていないものを計上する未収金、貸付金に係る未収利息などを計上する未収収益、供託金や土地・建物を賃借する場合の保証金等を計上する預託金等です。

10. 繰延税金資産

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。

11. 貸倒引当金

貸付金やその他の債権が相手先の破産等により回収不能となる危険に備え、取立不能見込額を予め準備する目的で、引当計上します。表示上は資産の控除項目として資産の部に計上します。

■負債の部

1. 保険契約準備金

保険契約準備金は、保険業法において将来の保険金等の支払いに備えて積み立てが義務づけられているもので、支払備金、責任準備金、契約者配当準備金があります。

＊支払備金

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、決算期末時点で、いまだ未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金のことです。

＊責任準備金

責任準備金は、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で積み立てが義務付けられている準備金です。

＊契約者配当準備金

契約者配当準備金は、保険契約に対する配当を行うために積み立てられた準備金です。

2. その他負債

他のいずれの科目にも属さない負債です。

＊債券貸借取引受入担保金

現金担保付債券貸借取引（レポ取引）により担保として受け入れた額を計上します。

3. 価格変動準備金

株式等の価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に、保険業法第115条第1項にもとづいて積み立てる金額です。

■純資産の部

1. 資本剰余金

資本剰余金とは、株主等からの出資額（又は負担額）のうち資本金に組み入れられなかった部分等であり、資本金とともに企業内に維持又は拘束されるものです。

2. 利益剰余金

利益剰余金とは、企業の経済活動の結果から生じた資本の増加部分であり、利益を源泉としたものです。

3. その他有価証券評価差額金

生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「責任準備金対応債券」、「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」について、時価で評価し、その評価損益を、税効果分を除いて貸借対照表に計上します。

Ⅱ）損益計算書の用語

■経常損益

1. 経常収益

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。

2. 保険料等収入

契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。

3. 資産運用収益

資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益等も含まれます。

＊利息及び配当金等収入

資産運用収益の中心となる収益で、主なものは預貯金利息、有価証券利息・配当金、貸付金利息です。

＊有価証券売却益

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を上回った場合に、その差額を計上します。

＊有価証券償還益

公社債の償還金のうち、その帳簿価額を超える金額（金利調整差額を除く）を計上します。

4. その他経常収益

＊責任準備金戻入額

責任準備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します。

5. 経常費用

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。生命保険会社の場合、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費、その他経常費用に区分されています。

6. 保険金等支払金

保険金、年金、給付金、返戻金等の保険契約上の支払いを計上します。

7. 責任準備金等繰入額

生命保険会社特有の決算手続きとして、責任準備金及び支払備金については、毎期年度末（3月末）に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法（洗い替え方式）により積み立てられます。損益計算書の表示は、（繰入額－戻入額）の差額で表示されますので、繰入額が戻入額を上回る場合には、責任準備金繰入額・支払備金繰入額として表示され、戻入額が繰入額を上回る場合には、責任準備金戻入額・支払備金戻入額として表示されます。

＊契約者配当金積立利息繰入額

契約者配当金の支払方法のうち、契約応当日から利息をつけて保険会社に積み立てておく方法による契約者配当金は、契約の消滅又は契約者の支払請求等により実際の支払いが行われるまで契約者配当準備金の中に利息をつけて留保されます。契約者配当金積立利息繰入額は、契約者配当準備金に繰り入れる当年度の利息による増加額を計上します。

8. 資産運用費用

資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、貸倒引当金繰入額等を計上します。

＊金銭の信託運用損

信託銀行へ信託した金銭の運用結果が損失となった場合に計上します。

＊有価証券売却損

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を計上します。

＊有価証券評価損

減損処理により有価証券を時価評価した際の評価差損を計上します。

9. 事業費

新契約の募集及び保有契約の維持保全や保険金等の支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の販売費及び一般管理費に類似します。

10. その他経常費用

主に、税金、減価償却費等を計上します。ただし、税金、減価償却費のうち、資産運用に係わるものは資産運用費用に計上します。

11. 経常利益

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益（経常収益）から、発生する費用（経常費用）を差し引いた残額が経常利益です。

■特別損益

1. 特別利益

臨時・突発的に発生する利益を計上します。

2. 特別損失

臨時・突発的に発生する損失で、生命保険会社の通常の事業活動ではないものを計上します。

■その他

1. 契約者配当準備金繰入額

保険契約者に対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額となります。

2. 法人税等調整額

税効果会計の適用に伴い生じる繰延税金資産と繰延税金負債の差額（その他有価証券にかかるものを除く）を期首と期末で比較し、法人税等負担が増加する場合はプラスで、減少する場合はマイナスで表示します。

生命保険協会統一開示項目索引

＊印は、保険業法で開示することが定められている項目です。

Ⅰ 保険会社の概況及び組織*

1 沿革 …… 80
2 経営の組織* …… 81
3 店舗網一覧 …… 82
4 資本金の推移 …… 84
5 株式の総数 …… 84
6 株式の状況 …… 84
（発行済株式の種類等）
（大株主〈上位10以上の株主の氏名、持株数、発行済株式総数に占める割合〉*）
7 主要株主の状況 …… 84
8 取締役及び執行役（役職名・氏名）* …… 85
9 会計参与の氏名又は名称* …… 86
10従業員の在籍・採用状況 …… 86
11平均給与（内勤職員） …… 86
12平均給与（営業職員） …… 86

Ⅱ 保険会社の主要な業務の内容*

1 主要な業務の内容* …… 80
2 経営方針 …… 11

Ⅲ 直近事業年度における事業の概況*

1 直近事業年度における事業の概況* …… 21
2 契約者懇談会開催の概況 …… 51
3 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例 …… 51
4 契約者に対する情報提供の実態 …… 68
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法 …… 64
6 営業職員・代理店教育・研修の概略 …… 66
7 新規開発商品の状況 …… 16
8 保険商品一覧 …… 58
9 情報システムに関する状況 …… 55
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 …… 18

Ⅳ 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標* …… 90

Ⅴ 財産の状況*

1 貸借対照表* …… 91
2 損益計算書* …… 92
3 キャッシュ・フロー計算書* …… 93
4 株主資本等変動計算書* …… 94
5 債務者区分による債権の状況* …… 101
（破産更生債権及びこれらに準ずる債権）*
（危険債権）*
（要管理債権）*
（正常債権）*
6 リスク管理債権の状況* …… 101
（破綻先債権）*
（延滞債権）*
（3カ月以上延滞債権）*
（貸付条件緩和債権）*
7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況* …… 101
8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）* …… 102
9 有価証券等の時価情報（会社計）*
（有価証券）* …… 103
（金銭の信託）* …… 104
（デリバティブ取引）* …… 105
10経常利益等の明細（基礎利益） …… 107
11計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨* …… 108
12貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨* …… 該当せず
13代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨 …… 108
14事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容* …… 109

Ⅵ 業務の状況を示す指標等*

1 主要な業務の状況を示す指標等
(1)決算業績の概況 …… 110
(2)保有契約高及び新契約高* …… 112
(3)年換算保険料 …… 112
(4)保障機能別保有契約高* …… 115
(5)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高* …… 116
(6)異動状況の推移 …… 116
(7)契約者配当の状況* …… 117
2 保険契約に関する指標等
(1)保有契約増加率* …… 118
(2)新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）* …… 118
(3)新契約率（対年度始） …… 119
(4)解約失効率（対年度始）* …… 119
(5)個人保険新契約平均保険料（月払契約）* …… 119
(6)死亡率（個人保険主契約） …… 119
(7)特約発生率（個人保険） …… 120
(8)事業費率（対収入保険料） …… 121
(9)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数* …… 121
(10)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合* …… 121
(11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合* …… 121
(12)未収受再保険金の額* …… 121
(13)第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合* …… 121
3 経理に関する指標等
(1)支払備金明細表 …… 122
(2)責任準備金明細表* …… 122
(3)責任準備金残高の内訳* …… 123
(4)個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）* …… 123
(5)特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数* …… 123
(6)契約者配当準備金明細表* …… 124
(7)引当金明細表* …… 124
(8)特定海外債権引当勘定の状況*
（特定海外債権引当勘定）* …… 125
（対象債権額国別残高）* …… 125
(9)資本金等明細表 …… 125
(10)保険料明細表 …… 125
(11)保険金明細表 …… 126
(12)年金明細表 …… 126

⑬給付金明細表 …… 127
⑭解約返戻金明細表 …… 127
⑮減価償却費明細表 …… 128
⑯事業費明細表* …… 128
⑰税金明細表 …… 128
⑱リース取引 …… 128
4 資産運用に関する指標等
(1)資産運用の概況
(年度の資産の運用概況) …… 32
(ポートフォリオの推移〈資産の構成及び資産の増減〉)* …… 129
(2)運用利回り* …… 130
(3)主要資産の平均残高* …… 130
(4)資産運用収益明細表* …… 131
(5)資産運用費用明細表* …… 131
(6)利息及び配当金等収入明細表* …… 131
(7)有価証券売却益明細表 …… 132
(8)有価証券売却損明細表 …… 132
(9)有価証券評価損明細表 …… 132
⑩商品有価証券明細表* …… 132
⑪商品有価証券売買高 …… 132
⑫有価証券明細表* …… 133
⑬有価証券残存期間別残高* …… 133
⑭保有公社債の期末残高利回り …… 134
⑮業種別株式保有明細表* …… 134
⑯貸付金明細表* …… 134
⑰貸付金残存期間別残高 …… 135
⑱国内企業向け貸付金企業規模別内訳* …… 135
⑲貸付金業種別内訳* …… 136
⑳貸付金使途別内訳* …… 137
㉑貸付金地域別内訳 …… 137
㉒貸付金担保別内訳* …… 137
㉓有形固定資産明細表*
(有形固定資産の明細)* …… 138
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数)* …… 138
㉔固定資産等処分益明細表* …… 138
㉕固定資産等処分損明細表* …… 138
㉖賃貸用不動産等減価償却費明細表 …… 138
㉗海外投融資の状況
(資産別明細)* …… 139
(地域別構成)* …… 139
(外貨建資産の通貨別構成) …… 140
㉘海外投融資利回り* …… 140
㉙公共関係投融資の概況(新規引受額・貸出額) …… 140
㉚各種ローン金利 …… 140
㉛その他の資産明細表 …… 140
5 有価証券等の時価情報(一般勘定)
(有価証券) …… 141
(金銭の信託) …… 142
(デリバティブ取引) …… 147

Ⅶ 保険会社の運営*
1 リスク管理の体制* …… 46
2 法令遵守の体制* …… 40
3 法第百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性* …… 50
4 個人データ保護について …… 43
5 反社会的勢力の排除のための基本方針 …… 45

Ⅷ 特別勘定に関する指標等*
1 特別勘定資産残高の状況* …… 149
2 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過 …… 149
3 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況*
(1)保有契約高 …… 149
(2)年度末資産の内訳* …… 149
(3)運用収支状況* …… 149
(4)有価証券等の時価情報
(有価証券) …… 149
(金銭の信託) …… 149
(デリバティブ取引) …… 149

Ⅸ 保険会社及びその子会社等の状況*
1 保険会社及びその子会社等の概況*
(1)主要な事業の内容及び組織の構成* …… 149
(2)子会社等に関する事項* …… 149
(名称)* …… 149
(主たる営業所又は事務所の所在地)* …… 149
(資本金又は出資金の額)* …… 149
(事業の内容)* …… 149
(設立年月日)* …… 149
(保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)* …… 149
(保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)* …… 149
2 保険会社及びその子会社等の主要な業務*
(1)直近事業年度における事業の概況* …… 149
(2)主要な業務の状況を示す指標* …… 149
(経常収益)*
(経常利益又は経常損失)*
(当期純利益又は当期純損失)*
(総資産)*
3 保険会社及びその子会社等の財産の状況*
(1)連結貸借対照表* …… 149
(2)連結損益計算書* …… 149
(3)連結キャッシュ・フロー計算書* …… 149
(4)連結株主資本等変動計算書* …… 149
(5)リスク管理債権の状況* …… 149
(破綻先債権)*
(延滞債権)*
(3カ月以上延滞債権)*
(貸付条件緩和債権)*
(6)子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)* …… 149
(7)セグメント情報* …… 149
(8)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨* …… 149
(9)代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨 …… 149
⑩事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容* …… 149

五十音順索引

あ

インターネット（ホームページ） 56
沿革 80
お客さま相談窓口 76
「お客さまの声」を経営に活かす取組み 51

か

会社概要 4
加入限度額 62
勧誘方針 67
基礎利益 23
逆ざや 23
教育・研修制度 66
クーリング・オフ制度 65
経営の基本方針 11
経営の組織 81
経営理念 10
契約期間中の情報提供 68
告知義務違反 64
告知をしていただく義務 64
個人情報保護 43
コンプライアンス（法令等の遵守）の徹底 40

さ

災害時の特別な取扱い 54
査定審査会 53
CSR（企業の社会的責任）の取組み 18
資産運用の概況 32
システム開発への取組み 55
実質純資産額 25
「指定代理請求特則」の取扱い 61
従業員の在籍・採用状況 86
新規開発商品・サービスの状況 16
ストレステストの実施 46
生命保険契約者保護機構 77
ソルベンシー・マージン比率 24
損益計算書 92

た

貸借対照表 91
代理店チャネル 14
ディスクロージャーの充実 56
店舗網一覧 82
トップインタビュー 6
取締役及び執行役 85

な

内部管理態勢 36

は

引受・支払体制の強化 73
プライバシーポリシー 43
法人向け商品 74
保険金のお支払い 70
保険金等の支払点検及び未請求事案の取組状況 ... 12
保険種類一覧 58

ら

ラジオ体操の普及推進 18
リスク管理体制 46

かんぽ生命の現状2009　平成21年7月発行

株式会社かんぽ生命保険　広報部
〒100-8798　東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
TEL　03-3504-4411（代表）
URL　http://www.jp-life.japanpost.jp/

かんぽ生命